

高機能消防指令システム
整備事業仕様書

令和6年度
泉州南消防組合
泉州南広域消防本部

目 次

第1章	総 則	1
1	目 的	1
2	本事業の定義及び整備目的	1
3	設備の型式等	1
4	履行場所	1
5	履行期間	2
6	法令の遵守	2
7	特許等	3
8	手続き	4
9	NTT専用線等	4
10	検査基準	4
11	設計変更	5
12	提出書類	6
13	教育	7
14	知的財産権等	7
15	納入期限	7
16	契約不適合責任	7
17	契約不適合責任期間中における保守及び修理対応	8
18	保守部品	8
19	疑義	8
20	秘密の保持等	8
21	運用等	9
22	その他	9
第2章	共通指定事項	11
1	指令センター設備の基本事項	11
2	データの入力及び取扱い等	13
3	著作権料及び構築期間中における光熱水費等	13
4	著作権の帰属	14
5	機密保護	14
第3章	セキュリティ管理	15
1	セキュリティ対策	15
2	利用者管理	15
3	履歴管理	16
第4章	指令センター設備の概要	17
1	機能概要	17

2	指令センター設備の機器構成	1 8
3	使用条件	2 3
4	使用部品規格	2 3
5	電氣的規格	2 3
6	日付時刻補正	2 4
7	機器の機能維持	2 4
8	構成する各種機器	2 4
9	拡張性	2 4
第5章	指令センター設備の各装置別仕様	2 5
1	指令装置	2 5
2	指揮台	5 9
3	表示盤	6 0
4	無線統制台	6 4
5	指令電送装置	6 4
6	気象情報収集装置	6 6
7	災害状況等自動案内装置	6 7
8	順次指令装置	6 8
9	音声合成装置	6 8
10	多目的情報装置	6 9
11	経路探査装置	7 0
12	Eメール一斉指令装置	7 1
13	出動車両運用管理装置	7 2
14	メール119番受信装置	8 0
15	システム監視装置	8 2
16	電源設備	8 2
17	指令用FAX装置	8 4
18	ネットワーク装置	8 6
19	統合型位置情報通知システム	8 7
20	拡張台	8 7
21	現場画像伝送システム	8 8
22	支援情報システム	8 9
23	情報共有サーバ装置	1 1 4
24	パターンデータ管理装置	1 1 6
25	電話交換機	1 1 6
26	消防用高所監視装置	1 2 4
27	署所監視装置	1 2 4
28	指令用庁内放送設備	1 2 5

29	入退室管理システム	1 2 6
30	非常用補助電話機	1 2 7
31	避雷設備	1 2 7
32	作戦室設備	1 2 7
33	指揮本部用設備	1 3 0
34	情報収集用機器	1 3 2
35	簡易型バックアップシステム	1 3 2
36	NET 1 1 9受信装置	1 3 4
37	映像通報システム	1 3 5
38	その他	1 3 5
第6章	工事仕様	1 3 6
1	設置工事仕様	1 3 6
2	安全仕様	1 4 3
3	その他	1 4 6
第7章	保 守	1 4 8
1	基本事項	1 4 8
2	技術員の派遣	1 4 8
3	保守管理業務の種別及び内容	1 4 9
4	保守体制	1 5 2
5	経費の負担区分	1 5 2
6	障害原因の追究、報告及び点検報告書の提出	1 5 4
7	使用器具及び予備品	1 5 5
8	技術的変更	1 5 5
9	除外事項	1 5 6
10	据付場所の整備	1 5 6

第1章 総 則

1 目 的

本仕様書は、泉州南広域消防本部（以下「甲」という。）が調達する高機能消防指令センター（以下「本事業」という。）の仕様（機器の製造、技術役務、設置調整、既設機器の移設撤去及び運用に係る支援作業等に関する事項）について必要な事項を定めるものとする。

2 本事業の定義及び整備目的

高機能消防指令センター（以下「指令センター」という。）設備は、119番通報の受付、消防・救急等の出動指令及び車両運用管理、病院連絡等の救急業務の効率的運用、各種消防業務に関する情報処理、消防車・救急車等との無線情報通信等を一括して、円滑、効率的に行い得る消防本部の中核機構部門の役割を果たすものであり、消防機関が担う火災・救急・救助をはじめとする各種消防活動の効果的な運用を図り、被害を最小限にとどめることにより地域住民の生命・身体・財産を保護し福祉の増進に寄与することを目的として整備するものである。

3 設備の型式等

指令センター設備の型式

甲が管轄する区域の地域性及び消防活動を考慮したシステムとし、総務省の定める高機能消防指令センター総合整備事業のⅡ型と同等以上の仕様を満たし、かつ本仕様書の機能を有すること。

4 履行場所

本事業の履行場所は次のとおりとする。

なお、デジタル無線設備の移動局の扱いについては、別途、甲の指示によるものとする。

泉州南広域消防本部 (指令センター含む)	泉佐野市りんくう往来北1番地の20
泉州南広域消防本部田尻庁舎	泉南郡田尻町嘉祥寺385番地の2
泉佐野消防署	泉佐野市りんくう往来北1番地の20
泉佐野消防署 日根野分署	泉佐野市日根野3469番地
泉佐野消防署 上瓦屋出張所	泉佐野市上瓦屋455番地の3
泉佐野消防署 空港出張所	泉南郡田尻町泉州空港中1番地
熊取消防署	泉南郡熊取町野田1丁目1番19号
泉南消防署	泉南市信達市場2012番地の1
泉南消防署 砂川出張所	泉南市信達市場916番地の1

阪南消防署	阪南市桃の木台1丁目1番地の1
阪南消防署 北分署	阪南市黒田264番地の1
岬消防署	泉南郡岬町深日1415番地

5 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日までとし、消防職員の教育養成期間等を含むものとする。

6 法令の遵守

(1) 本仕様書に適用(引用又は参考)する次の法律、規則、規格等の文書等は、本仕様書の一部をなすものであり、特に版の指定のない限り、契約時における最新版とする。

ア 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)同法施行令(昭和30年政令第255号)の規定に基づく消防防災施設等設備整備費補助金交付要綱(令和6年3月27日消防消第81号)

イ 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)

ウ 電波法(昭和25年法律第131号)

エ 電波法関係審査基準(平成13年総務省訓令第67号)

オ 緊急消防援助隊の出動その他消防の応援等に関する情報通信システムのうち、消防救急デジタル無線に係るものの仕様を定める件(平成21年6月4日消防庁告示第13号)

カ 電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)

キ 有線電気通信法(昭和28年法律第96号)及び同法関係規則

ク 個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)

ケ 建築基準法(昭和25年法律第201号)

コ 建設業法(昭和24年法律第100号)

サ 消防法(昭和23年法律第186号)

シ 電気用品安全法(昭和36年法律第234号)

ス 気象業務法(昭和27年法律第165号)

セ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月25日法律第137号)

ソ 労働基準法(昭和22年法律第49号)

タ 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)

チ 電気通信設備工事共通仕様書(令和6年国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室)

ツ 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和4年国土交通省大臣官房官庁営繕部)

テ 消防救急デジタル無線共通仕様書 第1版(平成21年9月)

ト 無線設備の停電・耐震対策のための指針(総務省指針)

ナ 消防指令システム消防救急無線間共通インタフェース仕様 第2.3版(令和6年6月6日)

ニ 日本産業規格(JIS)(経済産業省 日本産業標準調査会)

- ヌ 日本電機工業会規格(JEM)(一般社団法人 日本電機工業会)
- ネ 電気学会電気規格調査会標準規格 (JEC)(一般社団法人 電気学会)
- ノ 電子情報技術産業協会規格(JEITA)(一般社団法人 電子情報技術産業協会)
- ハ 電池工業会規格(SBA)(一般社団法人 電池工業会)
- ヒ 電波産業会標準規格(ARIB)(一般社団法人 電波産業会)
- フ 国際電気通信連合電気通信標準化部門制定標準規格 (ITU-T)
- ヘ 国際電気通信連合無線通信部門制定標準規格 (ITU-R)
- ホ 国土交通省建築工事積算基準 (営繕協会)
- マ 建築基礎設計基準 (日本建築学会)
- ミ 鋼管構造設計規準 (日本建築学会)
- ム 鋼構造設計規準 (日本建築学会)
- メ コンクリート標準示方書 (土木学会)
- モ 高機能消防指令システム標準仕様 (令和6年3月)
- ヤ 消防業務システム標準仕様書 (令和6年3月)
- ユ その他、組合が定める関係条例等

(2) 本事業の構築にあたっては、個人情報の保護の重要性を認識するとともに、個人の権利利益を侵害することがないように、個人情報を適正に取り扱い、次の情報セキュリティポリシーに関する関係諸規定を遵守しなければならない。

- ア 地方公共団体の情報セキュリティポリシーに関するガイドライン (令和 4 年 政府発行)
- イ 民間部門における電子計算機処理に係る個人情報の保護に関するガイドライン (平成 9 年 経済産業省発行)
- ウ 情報システム安全対策基準 (平成 7 年 経済産業省発行)
- エ コンピュータ不正アクセス対策基準 (平成 8 年 経済産業省発行)
- オ コンピュータウイルス対策基準 (平成 7 年 経済産業省発行)
- カ ソフトウェア管理ガイドライン (平成 7 年 経済産業省発行)
- キ システム監査基準 (令和 5 年 経済産業省発行)
- ク 個人情報の保護に関する法律 (平成 1 5 年法律第 5 7 号)
- ケ その他、本組合で規定する情報セキュリティ基本方針、対策基準及びシステムごとの対策実施手順

7 特許等

本事業に係る装置及び作業で、特許及び実用新案並びにその他関係法令に触れるものは、全て受注者 (以下「乙」という。) の負担において処理すること。

8 手続き

- (1) 乙は、工事の施工にあたり、電気通信事業法、電波法等に定められた諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに諸法令の運用適用は乙の負担において行うこと。
- (2) 製造及び設備工事に必要な関係機関等に対する諸手続きは、乙において迅速、かつ確実に処理すること。
- (3) 関係官公庁その他に対して交渉を要するとき又は交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を甲に申し出て協議すること。
- (4) 本事業に際して、官公庁等への届け出、申請、検査及び承認等の手続きを必要とする場合は、原則乙が代理人として費用負担し、これを行うこと。

9 N T T専用線等

(1) 専用線等

設備の設置に係る専用サービスの新設時費用（契約費用含む。）は、乙の負担とする。
また、設備の設置・調整期間内（甲の検査合格引渡しまでの間）における回線使用料は、乙において負担するものとする。

(2) 既設回線の変更、増設等

設備の設置に伴い必要となるN T T回線の増設及び既設回線の変更等を行うものとする。

また、既設回線のうち、使用しない回線については、休止手続き等を行うものとし、詳細については、別途協議のうえ決定する。

なお、回線の増設、変更、休止、廃止が必要となった場合には、事前に甲に報告し許可を得るものとする。

10 検査基準

本事業により構築される各装置は、電気通信事業法、電波法等の関係法令に基づく検査に合格し、かつ甲が行う検査に合格したものでなければならない。

(1) 一般事項

ア 乙は、中間検査、落成（変更）検査及び完成検査（以下「検査」という。）に必要な資料の提出、労務及び機材の提供等において、甲の指示に従わなければならない。

イ 乙は、検査の時期を予め実施工程表に明示して工程を管理するものとする。

ウ 乙は、検査の結果、事業目的物の補修又は改造が必要となったときは、甲の指定する期日までに補修・改造を終了し、その旨を甲に通知しなければならない。

なお、甲は、既に部分検査及び中間検査に合格している場合でも補修又は改造を命ずることがある。

エ 事前準備等

- ① 電源投入の前に機器間配線（絶縁、導通）の点検及び清掃を行うこと。
- ② 検査は、機器を十分試運転した後、動作状態を綿密に観察しながら機器付属の成

績表と同等又はそれ以上となるまで反復して行うこと。

③ 試験に使用する測定器の名称及び製造会社名等を試験成績書に記載すること。

(2) 中間検査

ア 機器等の製造後において、本仕様書に基づき工場出荷前に製品の工場検査を実施する。

なお、指令センター設備の工場検査は、通報受付から指令書出力までの一連の操作を行うものとし、検査においては指令台、自動出動指定装置、地図等検索装置、指令制御装置、署所端末装置、指令情報送信装置及び指令情報出力装置の機器を設置することを必須とする。

イ 乙は工場検査時、写真撮影を行い報告書に添付すること。

(3) 完成検査

ア 完成検査は甲が実施する検査であり、この検査の合格をもって完成とすることを原則とする。

イ 検査内容等は、本仕様書、設計承認図面等をもとに、提出書類等の審査、機材等の指定照合、数量等の他にシステムの総合的な動作試験等を実施し、機能・性能等の確認を行うものとする。

ウ 検査における指摘事項等は、記録して報告書にまとめて提出し、甲の承認を受けるものとする。

エ 検査において甲の指示どおり完成していない場合、乙は直ちに改修を行い再検査を受けるものとし、改修に要した費用は乙の負担とする。

オ 乙は、完成検査時、各装置の写真撮影を行い報告書に添付すること。

(4) 検 収

本事業の工事終了後において、本仕様書に規定する完成検査の合格及び関係諸機関の検査等の合格をもって検収とする。

11 設計変更

契約後、甲の都合により設計内容等を変更する場合は、甲は乙と協議のうえ、変更することができるものとする。

また、乙の都合（アーキテクチャの相違等）により設計内容を変更する場合は、変更内容のシステム性能が同等以上と認められ、かつ変更の内容及び理由がやむを得ないと認められる場合に限り承認するものとする。

(1) 甲と乙との間で解釈の相違等が発生した場合は、乙にて解釈の独自判断するのではなく、甲に対し事前通告を行い、原則指示に従うこと。

(2) 監督官庁の行政指導等やむを得ない理由がある場合は、変更に係る部分について、具体的理由及び根拠を示す書面等を提示して承認を得ることを条件とし、変更を認めるものとする。

(3) 甲が機器の追加、取替え又は改造を必要とするときは乙に通知し、双方協議のうえ、

実施するものとする。

12 提出書類

乙は、本事業に際し、原則次の書類及びDVD等の電子媒体並びに写真等を提出し、甲の承認を得るものとする。

なお、提出の時期及び書類の様式、サイズ等については、甲の指示によるものとする。

- | | |
|---------------------------|----------|
| (1) 業務計画書、全体工程表及び体制表 | 3部 |
| (2) 技術者資格証明書又は工事経歴書等 | 3部 |
| (3) データ入力スケジュール表 | 3部 |
| (4) 研修スケジュール表 | 3部 |
| (5) 機器承認図等 | 3部 |
| ア 機器外形図 | |
| イ 機器実装図 | |
| ウ 構成表 | |
| エ 外観図 | |
| オ 配線系統図 | |
| カ 機器配置図 | |
| キ 各装置の写真 | |
| ク その他 | |
| (6) 完成図書 | 3部 |
| ア 竣工図（全体レイアウト図含む。） | |
| イ 機器外形図 | |
| ウ 機器実装図 | |
| エ 系統図 | |
| オ 布線図 | |
| カ 電気配線図 | |
| キ 弱電関係図 | |
| ク 試験成績表 | |
| ケ その他 | |
| (7) 機能説明書 | 3部 |
| (8) 指令センター装置取扱説明書 | 3部 |
| (9) 工程及び工事写真（作業前・作業中・作業後） | 3部 |
| (10) 操作マニュアル（職員研修用） | 必要数、別途指示 |
| (11) 打合せ議事録 | 3部 |
| (12) その他、甲が指示する書類及び資料 | その都度指示 |

13 教育

乙は、本事業の円滑な運用を図るため、甲が指定する消防職員に対して指定する期間、次表に示す運用・指導・教育・訓練及びその支援等を行うこと。

- (1) 教育指導に必要な諸経費は、乙が負担すること。
- (2) 教育指導に必要なマニュアル等の提出物にあつては、その内容等を事前に提示し、甲の承認を得ること。
- (3) 研修用教材として、操作マニュアル等を必要数納入すること。
- (4) 研修は、原則運用開始前1ヶ月とし、研修要員（指導者）を派遣し養成研修及び操作研修を実施すること。
- (5) 研修の実施に際しては、消防職員の勤務体制を考慮し、事前に甲と協議すること。
- (6) 操作研修の迅速化、人事異動等を考慮し、共通基本操作及びメンテナンス業務について操作マニュアル（書面・動画）を電子媒体に収録し、提出すること。
- (7) 各機器・各装置の取扱い、日常メンテナンス業務及び故障対策等について研修し、習熟させること。

種 類	対象者	実施回数
メンテナンス管理説明	指令員	3回程度
指令センター設備取扱説明	指令員及びその他取扱要員	3回程度
支援システム取扱説明	業務担当職員等	3回程度
署所設備取扱説明	署所職員等	各署2回程度
車両設備取扱説明	署所職員等	各署2回程度

14 知的財産権等

乙は、本事業において、第三者の有する特許法、実用新案若しくは、意匠法上の権利及び技術上の知識等を侵害することのないよう、必要な措置を講ずるものとする。

15 納入期限

本事業の納入期限は、令和8年3月31日とし、消防職員の教育養成期間等を含むものとする。

16 契約不適合責任

検取引渡し後1年間は保証期間とし、乙の製造及び工事上の欠陥又は不良で生じた不具合事項は、乙が速やかに、かつ無償で修復すること。

また、前記期間を過ぎた後においても、明らかに乙の設計、製造等に係る欠陥又は不良によると認められる障害については、乙の責任において無償で修復すること。

なお、各装置設備等のメーカー保証期間が複数年の場合は、当該機器の保証期間はメー

カー保証期間に準ずること。

17 契約不適合責任期間中における保守及び修理対応

契約不適合責任期間中における保守及び修理対応については、指令センター業務の緊急性及び重要性を十分認識し、次のとおりとする。

- (1) 各機器の機能維持及び安定運用のため、点検及び故障修理（データプログラムサポート及び各種機器メンテナンス等を含む。）を実施するものとする。
- (2) 故障修理受付対応は、24時間365日保守体制を構築し、直ちに保守作業員を現地に派遣して対応すること。また、保守管理体制を書面にて報告すること。
- (3) 乙は、故障した物件の故障修理が完了したときは、甲にその旨を速やかに通知すること。
- (4) 保守形態は、現地修理及び現地交換とする。ただし、やむを得ない場合は代替機対応による持ち帰り修理も可とする。
- (5) 期間経過後においても乙の責任によるものと認められるときは、甲乙協議のうえ、無償修理・無償対応とする。

18 保守部品

保守部品等については、原則、機器納入後10年間は供給可能であること。

19 疑義

- (1) 本仕様書に記載の無い事項又は、疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、原則甲の指示に従うものとする。
- (2) 製造、設置及び調整等において疑義等が生じた場合は、直ちに作業を中断し、速やかに甲と協議し、原則甲の指示に従うものとする。
- (3) 本仕様書は本事業に関する基本事項を述べたものであり、明記されていない事項であっても、システム構成上、機能上、性能上及び本工事の完了上、当然必要と認められる事項については、本事業全体に支障が生じないよう配慮し、乙の責任において実施すること。
- (4) 本仕様書に関する訴訟等は、甲所在地の地域を管轄する地方裁判所とする。

20 秘密の保持等

- (1) 甲、乙は、本事業に際し、知り得た相手方の情報、秘密等を相手方の事前承諾なしに第三者に公表又は漏えいしてはならない。
- (2) 甲、乙は、本事業に際し、個人情報を取り扱う場合には、「個人情報保護特記事項」等を遵守すること。
- (3) 甲、乙は、本事業に際し、得られた成果等を利用する際には、十分に協議するとともに原則当該成果物を第三者に利用させてはならない。

21 運用等

- (1) 乙は、新指令センターへの切替えに際し、事前に計画書を作成し、甲と十分協議し、事故防止に努めること。
- (2) 乙は、障害対応、運用支援のため、回線切替え後7日間（24時間）消防本部及び付近にて現場待機するものとする。
- (3) 障害内容、発生頻度等から甲が期間延長を必要と判断した場合、乙はこれに従うものとする。
- (4) 甲が必要と判断した場合は、回線切替え前から消防本部内にて現場待機することを指示できるものとする。
- (5) 乙は、新指令センターの運用開始に伴う、各種運用開始式典及び説明・報告等について指導助言・資料提出並びに企画立案等の協力及び補助を行うこと。
- (6) 甲の都合により、契約期間が延長となる場合は、甲の指示に従うものとし、延長に伴う費用負担については、乙の負担とする。

22 その他

- (1) 本仕様書に関して、明らかな錯誤等がある場合は、甲乙協議のうえ、原則甲の指示に従うものとし、乙の勝手な解釈による読替えは認めない。
- (2) 本仕様書に関して、同等品等を選択する場合は、質疑事項で事前に確認し、甲の承認を得ること。
- (3) 本仕様書に記載のない事項であっても、乙は甲の運用を最優先に考え、運用上及び機能上当然必要となる設備等については、整備するものとする。
- (4) 本事業については、原則乙の最新鋭の装置、設備等を提供するとともに、整備中に予期せぬ事項が発生した場合等にも、常に甲の運用に配慮し誠意をもって対応すること。
- (5) 本事業に使用する資機材等は、自社製品又は乙の責任において品質管理できる信頼性の高いものとし、機能、運用及び環境等に配慮したものをを使用すること。
- (6) 本事業と同期間で並行して「泉州南消防組合本部庁舎改修工事」及び「泉州南消防組合泉佐野消防署庁舎電気設備改修工事」が行われる予定であり、本事業において納入される機器類は「泉州南消防組合本部庁舎改修工事」において新たに整備される指令センター関連区画に設置するものである。乙は当該工事における受注業者と緊密に連携しかつ入念に協議と調整を行い、本事業を実施すること。
- (7) 「泉州南消防組合本部庁舎改修工事」及び「泉州南消防組合泉佐野消防署庁舎電気設備改修工事」の第1工事にあわせて既設機器の移設を行うこと。移設する既設機器は指令台の一部、分電盤、防災行政無線設備等とする。
詳細な工程及び内容については別途発注者の指示に従うこと。
- (8) 「泉州南消防組合本部庁舎改修工事」「泉州南消防組合泉佐野消防署庁舎電気設備改修工事」における設計図面を参考として下記に示す。

- ア 別添：泉州南広域消防本部庁舎改修工事（工程表）
- イ 別添：泉州南広域消防本部庁舎改修工事（現況・撤去・改修 4階サイン配置図）
- ウ 別添：泉州南広域消防本部庁舎改修工事（改修 4階平面図）
- エ 別添：泉州南広域消防本部庁舎改修工事（改修工程図）

第2章 共通指定事項

1 指令センター設備の基本事項

指令センター設備を構成する各装置は、本事業の目的から耐久性と高信頼性を有するものとし、特に次の事項を満足するものとする。

- (1) 各指令台は、扱い易い全面フラットな操作面を有するものとし、機動性を重視して操作部を自由に配置できるよう考慮されたものとする。
- (2) 各装置は、保守点検が容易に行える構造のものであること。
- (3) 各装置には、名称及び製造年月日を記入した銘盤を取り付けること。
- (4) 各装置は、それぞれの用途に応じた操作性及び機能性を重視したものであり、かつ、その形状及び色調は他の機器と調和のとれたものであること。
- (5) 指令センター設備は、通信系及びコンピュータ系のシステムで構成されるが、一部のサブシステムの障害により全システムの障害へと波及しないよう設計されたものであること。

また、自動出動指定装置等のコンピュータ障害時においても部隊運用に必要な車両動態管理は指令台操作部において行えること。

- (6) 指令センターは、無停電化を図るとともに、地震等の災害発生を考慮した設計とし、不測の事態にも対応可能な信頼性の高いシステムとすること。
- (7) 指令センターを構成する主要装置（自動出動指定装置、地図等検索装置、出動車両運用管理装置等）は、自社製品を使用し、信頼性と保守一貫性を配慮すること。
- (8) 取り扱い上、特に注意を要する箇所及び危険な場所には、その旨を表示すること。
- (9) 既設装置から新装置への切替えに際し、支障をきたさぬよう充分留意して実施すること。
- (10) 受付回線種別に関係なく、全ての着信は、ナンバーディスプレイ等の機能により、接続関係会社等から、発信者情報等を取得できること。

また、非通知設定等の各種設定に関係することなく、強制的に接続事業者・契約者・電話番号・位置情報（GPS情報を含む。）・発信エリア・その他の情報を取得することが可能で、それらの情報を、自動出動ディスプレイに表示（修正・検索を含む。）し、地図等検索用ディスプレイに、当該エリアの地図を表示（修正・検索を含む。）することが可能なこと。

- (11) 指令センター設備は、将来の機能拡充、機能追加及び機器の増設が容易に対応できるものとし、最先端の技術を駆使した設計であること。

また、将来の技術革新に準拠した機能向上に対応できる構造であること。

- (12) ソフトウェアについては、本仕様書の要望に従い、データの修正が容易に行えるよう配慮すること。
- (13) 指令センター設備で使用するOSは、操作性、利便性及び保守性に優れるLinux、UNIX、Windows又はこれらと同等以上で構成されていること。

(14) 指令センター設備は、既存デジタル無線設備と接続でき、指令台から個別音声通信、グループ音声通信、セレコール音声通信及びショートメッセージの送信が行えること。本システムは、既存のデジタル無線システムに接続対応すること。インターフェースは消防本部既設の無線システムとOD接続等とすること。また、本接続に関する改修及び必要な免許変更は本事業に含むこと。

ア 指令台からの有無線接続操作により、移動局と府庁調整本部や指定病院との通話ができること。

イ 本部及び各署所へのネットワーク回線が不通状態の際には、当該署所の署所端末装置に対して、活動波によるバックアップ無線指令へ切り替えること。

ウ 本システムと既存のデジタル無線システムとの接続に際して、既存デジタル無線システムの設備交換等、必要な改修は可とする。その場合のデジタル無線システムの保守等、詳細は協議とする。

(15) 各装置は、コンパクト化、低消費電力化及び低騒音化が図られたものとし、連続稼働に耐えうる信頼性を有すること。

(16) 指令管制業務を停止することなく保守作業を実施できる構造であること。

(17) 既設指令台において、蓄積されたデータを有効活用できること。

なお、データ等の移設及び移行にあつては、原則乙の負担で全ての作業を行うものとする。

(18) 各接続回線で情報を送受信する際には、個人情報保護の観点から暗号化を図ること。

また、消防本部等にファイヤーウォール等を設置し、セキュリティ対策を講ずること。
(指令装置・指令伝送装置・災害状況等自動案内装置・車両動態運用管理装置・車両運用端末装置・メール119番受信装置・NET119受信装置・Eメール指令装置等)

(19) 既設設備等（各システム、各装置等）との接続、連携等

ア 既設設備等（設備の移設を含む）と、指令センターを構成する各装置等との接続、連携等にあつては、既設施工業者と乙が直接調整を行うものとし、その費用等を含めて全て乙の責任で行うものとする。

イ 既設施工業者と乙の直接調整に原則甲は介入しないものとする。

ウ 既設設備等の施工業者は下記のとおり。（主要設備のみ抜粋）

- | | |
|-----------------------------------|-----|
| ① 大阪府救急・災害医療情報システム | 大阪府 |
| ② 震度計装置 | 大阪府 |
| ③ 大阪府防災行政無線設備 | 大阪府 |
| ④ 組合構成市町における消防団招集サイレン装置（防災行政無線含む） | |
| ⑤ その他甲が指定する機器 | |

(20) 「大阪府救急搬送支援・情報収集・集計分析システム（ORION）」との連携

指令センターを構成する各装置等（救急支援情報システム）と「大阪府救急搬送支援・情報収集・集計分析システム（ORION）」において、各救急隊単位で使用する端末との接続、連携（以下「ORION連携」という。）にあつては、大阪府及び構築業者である

株式会社NTTデータと甲乙が調整を行うものとし、その費用等を含めて全て乙の責任で行うものとする。

(21) 消防指令システム標準仕様への準拠

令和6年3月27日付、消防情第94号にて総務省消防庁により策定された「消防指令システムの調達時に活用可能な消防本部向け資料及び標準インターフェイス標準仕様書等」における添付資料のうち、下記資料番号について準拠させること。

資料番号S3 消防機関への緊急通報に係る標準インターフェイス標準仕様書

資料番号S7 標準化されたデータ要件

2 データの入力及び取扱い等

- (1) 乙は、本事業完成のため必要なデータの提示を受けた場合、機密保護に十分注意し、その内容を外部に漏らしてはならない。
- (2) 本事業に必要とする初期のデータの整備作業（地図プロット含む。）・既設データの移設（支援情報システム含む。）等全ての作業は、乙の負担で行うものとする。
なお、新システムに移設する既存データ及び範囲等に関しては、別途指示するものとする。
- (3) 既設機器のデータ移行に関しては、コンバートツールを乙にて用意し、コンバートすること。
- (4) 乙が入力に必要なデータ収集及び入力されたデータの確認作業は、甲乙双方が協力して行うものとする。
- (5) 本事業引渡の日から、一定期間運用した後に発生又は判明したシステム変更及び追加作業、その他甲がカスタマイズ等を指示した場合は、甲の指示に従い乙の負担及び責任において、一切の作業を行うこと。
- (6) 不明な箇所については、乙は甲と別途協議し決定するものとする。
- (7) データの消去について
 - ア 乙は既存装置の処分をする際には、作業完了までの作業工程管理を徹底して行うこと。
 - イ 乙はデータ漏洩防止対策を行い、データ消去までの過程を事前に甲に提出し了解を得ること。
 - ウ 甲が指定する場所において、データを完全に消去し、データの復元が不可能な状態にするとともに物理的破壊を行ったうえで搬出するとともに、写真添付された破壊証明書甲に提出すること。

3 著作権料及び構築期間中における光熱水費等

- (1) 本事業構築期間中に、新たに電力、光熱水費等を必要とする場合は、乙がその手続きを行うこと。
また、これらに要する費用は、乙の負担とする。

- (2) 本事業に要する回線工事費（システムに必要な局線及び専用線等の回線の設置、許可、手続き等に要する費用）及びシステム構築期間における回線使用料は、乙の負担とする。
- また、新規回線の設置、若しくは既存回線の変更、廃止が必要となった場合には、回線種別、回線数を事前に甲に報告し許可を得るものとする。
- (3) 本事業に要するソフトウェア使用料、各種著作権料等の費用は、乙の負担とする。
- なお、運用開始後にソフトウェア月額又は年間使用料等が発生するものについては、更新にかかる費用等を保守契約に含めるため、事前に甲に通知するものとする。
- (4) 本事業に要する地図データの使用料は、買取方式とし、その費用は乙の負担とする。

4 著作権の帰属

本事業による成果品において、新規に作成されたプログラムの著作権は甲に帰属するものとする。

ただし、当該プログラムを構成する要素である、モジュール、ルーチン、サブルーチン及び定義体で乙が従来から権利を有している著作権は、乙に帰属するものとする。この場合においても、乙は秘密保持の義務を負うものとする。

5 機密保護

甲が乙に提供するデータ等は機密保護に注意し、その内容を外部に漏らしてはならない。

第3章 セキュリティ管理

指令センターを構成する各システムの構築にあたっては、各システムへの不正アクセス等を防止するためのファイヤーウォール等を設置し、また、セキュリティ装置の導入及び端末ID、利用者ID等による利用者制限等の管理機能を設け、多面的なセキュリティ対策を講ずること。なお、セキュリティシステムの構築にあたっては、甲と協議し、その指示に従うこと。

1 セキュリティ対策

(1) 不正アクセス防止対策

ネットワークの構築にあたっては、他システムとの連携も考慮したうえで、強固なファイヤーウォール等を構築し、不正アクセス防止のためのセキュリティ対策に万全を期すること。

また、ファイヤーウォール等のセキュリティ機能については、24時間監視を行うとともに、無停電化を図ること。

ア ネットワーク監視

ネットワークセキュリティレベルの維持・向上のため、ネットワークの監視及びアクセス管理を行い、アクセスログを取ること。

イ 不正アクセス監視

不正アクセス検出の監視を行い、アクセスログを取ること。

また、USB経由による外部記憶媒体が接続された場合、パスワード等により媒体の接続及びアクセス権資格等のチェックを行うこと。

ウ セキュリティ診断

セキュリティ診断を定期的（定時的）に行うこと。

(2) ウイルス対策

コンピュータウイルス等によるシステムへの障害を防止すること。

ア ウイルス検知が行え、自動で定義ファイルを最新に保てるようにすること。

イ ソフトウェア（ライセンス）の購入を含め、ウイルス検知に必要な環境を構築すること。

(3) ソフトウェアセキュリティ対策

ア 納入する各種ソフトウェア等は、最新のバージョンとし、セキュリティ及びバグ対策用パッチ等については納入時点で公開されているものを全て適用して納品すること。

イ OS等のセキュリティ、バグ対策用パッチ等について、自動で定義ファイルを最新に保てるようにすること。

2 利用者管理

(1) 指令センター

顔認証システム等により、指令センターの入退室管理が行えること。

(2) 支援システム端末

利用者識別による機能制限及び処理業務毎にアクセス権限等を定め、不正な利用者によるデータの破壊、漏洩及び改ざん等を防止すること。

(3) パスワード管理

利用者によるパスワード変更を管理でき、また、システム管理者は利用者のパスワードを強制的に変更することが可能なこと。

3 履歴管理

(1) システム全般にわたって、操作ログを管理できること。

(2) 操作ログの検索、表示及び出力等は簡易な操作で行えること。

第4章 指令センター設備の概要

指令センター設備の概要及び機器構成は、次のとおりとし、119番通報の受付及び指令業務等の充実を図るものとする。

1 機能概要

(1) 通信系設備

119番通報受付、出動指令、関係機関への連絡、無線、電話等の各種通信回線の接続及び通信を効率的かつ効果的に行うものとする。

(2) コンピュータ系設備

ア 住民から通報される災害住所、災害種別、災害規模等の情報により、出動計画に基づいた最適な車両選別等を行えること。

イ 位置情報通知システム（統合型：NTT固定電話）と連動することにより、万が一、通報者が災害地点等の情報を指令員に伝えることができなかつた場合にも対応が可能なこと。

ウ 聴覚障がい者等の災害時要援護者からの通報を、メール119番受信装置・NET119受信装置及びFAX119受信装置で受信できること。

(3) 映像表示系設備

119番事案状況、車両動態表示のほか、映像通報、災害監視用カメラ等の各種映像を表示できること。

(4) 署所系設備

出動指令放送を受信し放送を行う通信系設備、情報指令（指令書）及び出動情報等の管理を行うコンピュータ系設備から構成され、指令センターからの出動指令が迅速かつ正確に伝達されること。

(5) 車両系設備

指令情報を受信し、災害点付近の情報を表示するとともに、他車両動態位置を表示することにより、車両部署及び水利部署を適切に行えるようにすること。

また、救急車両においては医療機関検索、災害時要援護者検索等によって適切な処置が行えること。

(6) 回線統合化

署所間のデータ回線は、指令音声、情報指令（指令書）、支援情報システム、高所監視装置及び消防内線電話の統合を図り、ランニングコストの低減を図ること。

なお、指令放送のバックアップについては、署所端末装置と署所端末受令機を接続し、署所端末装置が指令回線の不通を感知した際に、署所端末用受令機により受信した指令放送等を庁内放送設備を通じて、庁内放送を行うこと。

また、情報指令（指令書）については、各署所に設置する指令用FAX装置（一般加入回線を使用）で対応すること。

(7) 各システムのバックアップ

指令センターで保有するマスタデータ、事案データ、災害状況アドレス及び支援情報システム等の各種データは自動的にバックアップが行え、職員の対応を不要とすること。
また、外部電子媒体への退避も同時に行えること。

なお、全てのコンピュータ機器はハードディスクのミラー構成により、障害発生時においても最新の状態へ容易に復元できること。

2 指令センター設備の機器構成

指令センター設備の機器構成及び数量は、次表のとおりとする。

なお、設備の詳細機器構成は「第5章 指令センター設備の各装置別仕様」に記載するが、指令センターの動作上必要となる装置は未記入であっても導入すること。

項	機 器 名	数 量	備 考
1	指令装置		別途記載のとおり
	(1) 指令台	3式	4画面3席構成（自動出動、地図検索、多目的、支援情報ディスプレイ） 輻輳時指令台1卓2事案対応
	(2) 自動出動指定装置		別途記載のとおり
	ア 制御処理装置	1式	複数サーバによる二重化以上の構成
	イ ディスプレイ	1式	23インチ以上カラーディスプレイ
	ウ 手書き入力装置 (手書きメモ)	8式	15インチ以上
	(3) 地図等検索装置		
	ア 地図等検索装置	1式	
	イ 地図用ディスプレイ	1式	23インチ以上カラーディスプレイ
	(4) 長時間録音装置	1台	デジタル記録式 音声テキスト化機能
	(5) 非常用指令設備	1式	指令制御装置同等機能
	(6) 指令制御装置	1式	二重化構造
	(7) 携帯電話・IP電話受付 転送装置	1式	別途記載のとおり
	(8) プリンタ	1台	
(9) カラープリンタ	1台		
(10) スキャナ	1台		

項	機 器 名	数 量	備 考
	(11) 署所端末装置 ※受令電話・車両動態設定部・ 放送アンプ・スピーカーを含む	1 1 式	(設置場所) 泉佐野署、日根野分署、空港出張所、本部田尻庁舎、上瓦屋出張所、熊取署、泉南署、砂川出張所、阪南署、阪南北分署、岬署
	(12) 駆け込み通報装置	1 1 式	(設置場所) 泉佐野署、日根野分署、空港出張所、本部田尻庁舎、上瓦屋出張所、熊取署、泉南署、砂川出張所、阪南署、阪南北分署、岬署
2	指揮台	1 式	別途記載のとおり 4画面1席(自動出動、地図検索、多目的、支援情報ディスプレイ)
3	表示盤		別途記載のとおり
	(1) 車両運用表示盤	1 式	50型12面分割表示可能(縦2画面×6画面構成)液晶マルチディスプレイ同等以上
	(2) 支援情報表示盤	1 式	
	(3) 多目的情報表示装置	1 式	
	(4) 映像制御装置	1 式	切替器、分配器等
	(5) 本部・署所用情報表示板	6 式	本部事務所(1台)、各消防署(5台)
4	無線統制台	1 式	別途記載のとおり
5	指令電送装置		別途記載のとおり
	(1) 指令情報送信装置	1 式	
	(2) 指令情報出力装置	1 1 式	(設置場所) 泉佐野署、日根野分署、空港出張所、本部田尻庁舎、上瓦屋出張所、熊取署、泉南署、砂川出張所、阪南署、阪南北分署、岬署
	(3) 指令書出力端末	1 1 式	同上
6	気象情報収集装置	1 式	泉南署
7	災害状況等自動案内装置	1 台	別途記載のとおり
8	順次指令装置	1 台	別途記載のとおり
9	音声合成装置	1 式	別途記載のとおり

項	機 器 名	数 量	備 考
10	多目的情報装置	4式	別途記載のとおり
11	経路探査装置	1式	別途記載のとおり
12	Eメール一斉指令装置	1式	別途記載のとおり
13	出動車両運用管理装置		別途記載のとおり
	(1) 管理装置	1式	X i 通信方式
	(2) 車両運用端末装置	50式	A V M 一体型ナビゲーション (Ⅲ型仕様) 10型液晶モニター相当 50台
		31式	12型拡張液晶モニター相当 31台
	(3) 車外設定端末装置	57式	消火車両各2機、救急車両各1機搭載
	(4) 方面隊用端末装置	4式	方面隊2機 警備課1機、センター用1機 (兼予備)
14	メール119番受信装置	1式	別途記載のとおり
15	システム監視装置	1式	別途記載のとおり
16	電源設備		別途記載のとおり
	(1) 無停電電源装置 (指令センター)	1式	
	(2) 無停電電源装置 (署所用)	11式	
	(3) 直流電源装置	1式	
17	指令用 F A X 装置		別途記載のとおり
	(1) 指令用 F A X 装置 (指令センター)	1台	※一般加入回線及び内線回線対応型
	(2) 指令用 F A X 装置 (署所)	11式	(設置場所) 泉佐野署、日根野分署、空港出張所、本部田尻庁舎、上瓦屋出張所、熊取署、泉南署、砂川出張所、阪南署、阪南北分署、岬署 ※一般加入回線及び内線回線対応型各1台 (合計台数11台)
	(3) 聴覚障がい者用 F A X	1台	
	(4) 通信指令業務用 F A X	1台	※一般加入電話対応型
	(5) 消防団員用 F A X 装置	26台	※一般加入電話対応型
18	ネットワーク装置		別途記載のとおり
	(1) 本部・署所用ルータ	1式	
	(2) 集線設備 (HUB)	1式	

項	機 器 名	数 量	備 考
	(3) NAS装置	1式	
19	統合型位置情報通知システム	2式	別途記載のとおり
20	拡張台	4台	別途記載のとおり
21	現場画像伝送システム		別途記載のとおり
	(1) 受信側設備	2式	指令センター、予防課
	(2) 送信側設備	12式	スマートフォン 方面隊(2)、予防課(2)、指令課(1)、署(5)、分署(2)
22	支援情報システム		別途記載のとおり
	(1) 支援情報制御装置	1式	
	(2) 支援情報端末装置 ア クライアント イ システムラック	37式	(設置場所) 総務課(1台) 泉佐野署(4台) 熊取署、泉南署、阪南署、岬署(各3台) 予防課、警備課、救急課、指令センター、日根野分署、空港出張所、本部田尻庁舎、上瓦屋出張所、砂川出張所、阪南北分署(各2台)
	ウ タブレット	28式	(堅牢型：4式) 指揮系 方面隊(2)、警備課(1)、指令課(1) ※キーボード付き (通常型：24式) 救急系 隊(13)、救急課(1) 予防系 署(5)、分署(2) 予防課(3) ※キーボード付き
	(3) 支援情報端末装置 プリンタ	19式	(設置場所) 泉佐野署、熊取署、泉南署、阪南署、岬署(各2台)、本部3階、本部4階、指令センター、日根野分署、空港出張所、本部田尻庁舎、上瓦屋出張所、砂川出張所、阪南北分署(各1台)
	(4) 支援情報端末装置 スキャナ	14式	(A3スキャナ：設置場所) 予防課、指令センター、警備課、泉佐野署、日根野分署、空港出張所、本部田尻庁舎、上瓦屋出張所、熊取署、泉南署、砂川出張所、阪南署、

項	機 器 名	数 量	備 考
			阪南北分署、岬署（各1台）
		1式	（A2スキャナ：設置場所）予防課
	（5）支援情報端末装置 モバイルプリンタ	8式	予防課（2台）、各署（6台） ※方面隊は指揮本部用で対応
23	情報共有サーバ装置	1式	別途記載のとおり
24	パターンデータ管理設備	1式	別途記載のとおり
	電話交換機		別途記載のとおり
25	（1）本部、署所用電話交換機	1式	11署所接続
	（2）DSSコンソール(48D)	15台	
	（3）多機能電話機	220台	
	（4）一般電話機	100台	
26	消防用高所監視装置	1式	35倍ズーム高感度一体型カメラ同等以上 （設置場所）泉南署
	署所監視装置		別途記載のとおり
27	（1）受信録画装置	1台	
	（2）監視カメラ	12式	（屋外設置場所）泉佐野署、日根野分署、空港出張所、本部田尻庁舎、上瓦屋出張所、熊取署、泉南署、砂川出張所、阪南署、阪南北分署、岬署 （屋内設置場所）指令センター
28	指令用庁内放送設備	1式	別途記載のとおり
29	入退室管理システム	1式	別途記載のとおり
30	非常用補助電話機	6台	別途記載のとおり
31	避雷設備	11式	（設置場所）泉佐野署、日根野分署、空港出張所、本部田尻庁舎、上瓦屋出張所、熊取署、泉南署、砂川出張所、阪南署、阪南北分署、岬署
32	作戦室設備	1式	別途記載のとおり
33	指揮本部用設備	1式	別途記載のとおり
	情報収集用機器		別途記載のとおり
34	情報収集用ノートパソコン	2台	
35	簡易型バックアップシステム	4台	車両選別、地図検索及び事案管理機能
36	NET119受信装置	1式	

項	機器名	数量	備考
37	映像通報システム	1式	
38	その他		
	(1) 予備品	1式	別途記載のとおり
	(2) 備品等	1式	別途記載のとおり

3 使用条件

指令センター設備の使用条件は、次によるものとする。

- (1) 周囲温度（室内） 5℃～35℃
- (2) 周囲湿度（室内） 20%～80%
- (3) 連続動作 連続使用が可能であること。
- (4) 耐震 概ね震度7の地震に十分耐え得ること。
- (5) その他 風雨、塩害等の原因による錆、腐食等に十分考慮した防錆・耐蝕の処置及び落下防止措置を施すこと。

4 使用部品規格

- (1) 日本工業規格(JIS)
- (2) 日本電気工業会標準規格(JEM)
- (3) 日本電気規格調査会標準規格(JEC)
- (4) 通信機用部品はJIS若しくは西日本電信電話株式会社仕様品又はそれ以上の性能を有する部品であること。

5 電氣的規格

各装置の規格は、次によるものとする。

- (1) 制御方式 電子制御方式
 - (2) 有線接続等の条件
 - ア ダイアル方式 回転ダイアル式(10PPS又は20PPS)又は押し釦ダイアル式
プッシュダイアル方式
 - イ 線路条件 次の値を基準とするが、設置地域の電話局の条件を考慮したものであること。
 - 指令回線 3,000Ω以下(ループ抵抗)
 - 119番回線 直流式 3,000Ω以下(ループ抵抗)
交流式 1,000Ω以下(ループ抵抗)
ISDN回線に対応可能であること。
- なお、内線、PBX接続回線、局線及び専用回線の条件

については、(財)電気通信端末機器審査協会の定める技術基準によるものとする。

- (3) 絶縁抵抗及び絶縁耐圧 電気設備の技術基準による。
- (4) 接地抵抗 電気設備の技術基準による。

6 日付時刻補正

指令センターで利用されている全ての装置時刻(パソコン端末含む。)は、GPS時計、電波時計等(以下「基準時計」という。)を利用して自動補正し統一を図ること。

また、GPS機器故障時等には、手動での補正時刻が即座に各機器に反映できること。

7 機器の機能維持

以下の機器に搭載するOS及びミドルウェアについては、原則10年間の自社サポートが可能であること。

- (1) 電子計算機パーソナルコンピュータ
- (2) 電子計算機その他のもの
- (3) ファクシミリ
- (4) 放送用設備
- (5) デジタル電話交換設備
- (6) その他通信機器

8 構成する各種機器

各装置等を構成する機器は、製造時において最新のものとするとともに、使用するパソコンのCPU及びOSについてはシステムの動作に十分に余裕を持たせたスペックとし、メモリ及び補助記憶装置は使用に耐えうる容量以上のものとする。

9 拡張性

- (1) 指令センターを構成する機器の増設、変更等の際に柔軟に対応できること。
- (2) 指令センターのデータ変更及び機器運用ソフトの追加・変更が容易であること。
- (3) 指令センターの性能を低下させないシステム設定とすること。

第5章 指令センター設備の各装置別仕様

指令センター設備は、前章で定める装置群で構成されるもので、次の機能及び構造を備えるものであること。

また、将来のシステム拡張、レベルアップ及び移設等に柔軟な対応が可能なシステム構成であること。

1 指令装置

本指令装置は、消防・救急受付指令業務等を行うもので以下の機能・構造を備えるものであること。

本仕様書に掲げる設備の構成、機能及び性能等に関する全ての事項は、最低仕様とみなし、システムの主要機器及び電子機器（ハードウェア及びソフトウェア等）並びに付属設備については、契約締結時において最新のものとし、機能及び性能は全て同等若しくは同等以上とすること。

最新のV o I P化技術により音声とデータが統合し、通信指令室と署所間のみならず指令装置内も含めてV o I P化されたフルデジタルシステムで構築すること。また、安全性向上のため、指令制御装置と指令台間は音声システムを含めてLAN二重化にて接続し、冗長化の向上を図ると共に音声品質確保に万全を期した設計であること。

必要に応じて段階的に席数の切替えが行える構造であること。

同時多発災害や広域災害発生時等において災害規模及び災害通報の輻輳状況に応じ、指令台3台につき、指令員が6名以上通報受付や出動指令等の処理を行える機能を有すること。

(1) 回線構成

指令装置の回線構成は、次に掲げる回線種別で構成され、收容容量は、将来の拡張にも対応できること。收容容量等は別途協議のうえ、決定するものとする。

- ア 119番受付回線
- イ IP電話119番受付回線
- ウ 携帯119番受付回線
- エ 携帯119番転送受信回線
- オ 専用線
- カ 局線
- キ 衛星119番受付回線
- ク 無線回線
- ケ 内線回線
- コ 指令回線
- サ 庁内放送回線
- シ IP-VPN

ス 聴覚障がい者 F A X
セ 災害案内
ソ 順次指令
タ リモートメンテナンス
チ N E T 1 1 9
ツ 映像通報機能
テ Eメール指令
ト F A X指令

(2) 通信機能

ア 1 1 9 番回線

- ① 1 1 9 番通報の着信は、可視及び可聴により他回線の着信音と区分して確認でき、受付ができること。
- ② 各席では、操作により保留、再呼、切断及び転送ができ、その状態を可視にて確認でき、通信操作部にはその状態を回線毎に表示できること。
また、保留した 1 1 9 番回線は、自席で保留した回線のみ受け付ける機能、他席で保留した回線を受け付ける機能を個別に操作できること。
なお、複数保留した場合は、保留順に受け付けることとし、また、任意に保留順を無視して受け付けることも可能とすること。
- ③ 操作部は 1 2 型以上のタッチパネル付きカラー液晶画面 (以下タッチパネル) と、通信キー盤面又は多目的パネルから構成すること。
また、タッチパネル及び指令台の通信キー盤面は、通信員の左右利きの操作性や筆記面の確保を考慮しレイアウトフリーな可動型とすること。
なお、タッチパネルは指令台操作部として 1 1 9 番回線受付、出動指令、無線機送受信、音声回線制御等の操作を可能とし、通信キー盤面においては無線操作、1 1 9 番回線受付等の操作ができることとし、設定については甲の指示に従うこと。
- ④ 停電等により AC 1 0 0 V の電源供給が停止した際、直流電源装置からの電源供給により、以下の操作 (動作) が蓄電池のバックアップ時間内に動作可能であること。
 - a タッチパネルにて 1 1 9 番回線受付、手動指令及び加入回線によるワンタッチでの病院呼出し並びに加入・内線・専用線等の発着信接続が行えること。
 - b 音声回線等を通じて署所端末装置及び指令台タッチパネルにおいて車両動態入力及び車両状況表示が行えること。
- ⑤ 受付は、集中受付釦による着信順代表受付及びタッチパネルからの 1 1 9 番回線優先受付、選択受付ができること。
- ⑥ 受付した電話局名、回線番号、受付時刻、電話番号 (通知ありの場合) を表示し、タッチパネルの該当釦は色別表示、漢字表示できること。

- ⑦ 通話中、受話レベルが低い時、受話音の増幅ができること。
- ⑧ 受け付けた119番回線は、受付した指令台にて保留することができ、任意の座席で保留再接続、呼返し、復旧切断が行えること。
- ⑨ 保留中の回線はタッチパネルの該当釦に色別表示すること。
- ⑩ 保留再接続は、自席優先再接続、119番回線優先再接続、選択再接続が行えること。
- ⑪ 長時間保留中の回線に対して可視、可聴の警告を行うこと。
- ⑫ 復旧は、11種以上の統計切断釦を設けるとともに、次に記載のとおりaの通報種別、bの回線種別及びcの市町別の集計処理が行えること。
 なお、市町別については、固定及びIP回線は統合型位置情報通知システムの通報者情報及び災害事案の災害発生場所情報を基にし、携帯回線は統計切断釦を選択後、市町別釦を選択することにより集計処理すること。
 - a 火災、救急、救助、他災害、問合せ、病院照会、いたずら、まちがい、試験、携帯転送、その他
 - b 固定電話、IP電話、携帯電話、火災通報装置（固定電話）、火災通報装置（IP電話）
 - c 泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町、関西空港、他市管外
- ⑬ 119番通報を台間、内線、加入回線及び専用線へ転送できること。
- ⑭ 119番回線、内線、加入回線、専用線通話に三者通話及び割り込み通話ができること。
- ⑮ 119番回線の回線試験は、指令台にて行うことができ、試験結果は指令台にて可視できること。
- ⑯ 受付中の119番通報は、通信操作部の保留釦により回線を保留でき、その回線に対し保留メッセージが送出できること。（「しばらくお待ち下さい」等）
- ⑰ 119番回線の直流式及び交流式並びに光IPのいずれの方法にも適合するとともに、受付回数が自動的に計数表示できること。
 また、災害統計上必要がない覚知種別（ペンダント通報、駆け込み及び警察電話等）については、集計とは別に検索、集計及び閲覧ができること。
- ⑱ 119番回線にFAX通報が入った場合は、指令台の支援ディスプレイ等にFAXイメージを表示できること。
 また、統合型位置情報通知システムにて発信地点の特定ができること。
- ⑲ 通報内容を他台の通信員にも覚知させるため、必要に応じて他の指令台のヘッドセット又はスピーカよりモニタが行えること。
 また、他台の通信員は、モニタから必要に応じて割り込みが行えること。
- ⑳ 119番通報者（携帯電話も含む。）及び加入回線での通報者から発信者番号情報が得られるときは、自動的に番号を記録し、必要に応じて履歴情報としてタッチパネル内に表示が行えること。

また、その履歴情報から番号を選び加入回線発信することができること。履歴は10件以上記録し、指令台個別の情報として保持すること。

- ⑳ 119番通報が輻輳時、15秒以内に受け付けることができない回線に対して、自動的にメッセージ（「ただいま119番通報が混み合っております。そのまま切らずにお待ち下さい。」等）を送出することができ、指令台が空き次第、受け付けができること。
- ㉑ 外国人からの119番通報に対し、5か国語以上でのサポート音声メッセージ等を送出できること。
- ㉒ 自台事案取扱い中であっても119番受付ができること。
なお、次事案として取扱う際には発信者番号情報等の情報が取り込めること。
- ㉓ 固定・IP・携帯119番通報において、通報者が使用した電話機に呼び返しが可能であること。
- ㉔ 通信員の音声を通報者に対し、通信キー盤面等からワンタッチで一時的に中断できること。
- ㉕ 心肺蘇生法の口頭指導時に毎分100回のリズム音を送出できること。なお、リズム回数は容易な操作で設定変更を可能とすること。

イ 指令回線

- ① 各席とも制御ができ、次の4種類の指令が行えること。
 - a 一斉指令
全指令回線に対し、同時に行う指令。
 - b 群別指令
あらかじめ編成してある群毎に行う指令。
群として7個以上の釦を用意し、指令回線の編成が行えること。
 - c 部別指令
指令を必要とするその都度、任意に群を編成して行う指令。
 - d 個別指令
任意の指令端末を指定し、相互通話で行う指令。
- ② 個別指令を除くすべての指令は、署所が選択された後であっても、個別又は一括に除外できること。
- ③ 指令回線と消防無線を同時に接続して、指令が行えること。
- ④ 指令中の回線において、署所端末装置より指令台に対して緊急通報ができること。
- ⑤ 各席のタッチパネルの色別表示、漢字表示により、次に掲げる指令回線の状態が可視にて確認できること。
例：回線話中、呼出中、応答、確受、緊急通報、全応答、全確受、端末発呼（指令専用回線）、回線障害（指令専用回線）等
- ⑥ 指令回線は、全確受信号を受付後に自動復旧し、全確受表示も自動的に消灯すること。

また、手動による復旧もできること。

- ⑦ 8種類以上の指令トーンを自動及び手動で送出できること。
- ⑧ 自動指令では指令トーンにより出動署所と待機署所とを識別でき、また、災害種別を区別できること。
- ⑨ 指令内容は概ね以下のものとし、放送回数も含め甲で容易に修正可能とすること。
災害種別、災害区分、管轄署所、規模、災害住所、出動車両等
- ⑩ 自動指令において昼は拡声装置による指令放送とし、夜間は署所端末装置（受令電話機）によるベル呼出による昼夜間切替運用ができること。
- ⑪ 指令台と複数署所間の双方向通話による会議指令が行えること。
- ⑫ 119番通報受付席において、通報受付中であっても自動出動指定装置と連動し、任意のタイミングで手動又は自動にて音声合成により指令を送出できること。
なお、指令音声は119番回線に漏洩しないこと。
- ⑬ 自動指令放送時に、署所端末装置に対し2系統以上の放送回線選択が指令台等から操作できること。
- ⑭ 自動出動指定装置等に障害が発生した場合は、指令回線を使用し署所端末装置からの車両動態情報を指令台上のタッチパネルに表示できること。
- ⑮ 次の予告指令音の鳴動が、各席に搭載した自動出動指定装置と連動し、音声合成等により実施でき、予告内容及び放送回数は甲で容易に修正可能とすること。
例：火災音、救急音、警戒音、救助音、待機音、チャイム音等
- ⑯ 指令台の各席より、重複しない署所に対し、同時に音声合成等による指令ができること。
- ⑰ 自動指令は、音声合成装置からの合成音にて自動的に放送できること。
また、肉声による割り込みが行えること。
なお、音源は任意に作成できること。
- ⑱ 指令回線は、VOIPに対応できること。
- ⑲ 各署所への一斉又は個別指令は、各署所端末装置及び指令用放送設備を自動起動して放送できること。
また、各署所の庁内放送より優先して放送できること。
- ⑳ 署所端末装置から緊急呼出しを行った場合の着信は、可視及び可聴により指令台に表示し、共通受付釦のワンタッチ操作で着信順に受付できること。
- ㉑ 指令対象となる指令回線が話中状態であった場合、再度同一署所に指令が行えること。
- ㉒ 各署所での指令確受操作による確受又は指令放送終了による自動確受が行えること。

ウ 局線

- ① 着信は、可視及び可聴により受付できること。
- ② 発信、着信、転送及び保留が行えること。

- ③ 保留時には、保留回線に対し保留音が送出できること。
- ④ ワンタッチダイヤルは、500ヶ所以上の登録が可能なこと。各登録先電話番号は昼・夜別に登録できること。
また、登録は10グループ以上に分けて整理ができ、容易に変更できること。
- ⑤ 各回線に対し、指令台のタッチパネル又はディスプレイからワンタッチダイヤル発信・リダイヤル発信等ができること。
- ⑥ ワンタッチダイヤル発信した時は、相手先名、電話番号等の発信情報を回線復旧まで指令台のタッチパネルに表示できること。
- ⑦ テンキーからダイヤル番号を入力することにより容易に発信できること。

エ 専用線

- ① 指令台に収容した特定の救急病院及び電気、ガス、水道等の関係諸機関と通報の送受ができること。
- ② 受付した回線は、保留及び保留再接続ができること。
- ③ 復旧は統計切断卸（11種以上）により通報種別毎の集計処理が行えること。

オ 駆付け回線

- ① 駆付け通報電話機からの着信は、可聴により受付できること。
- ② 着信、転送及び保留が行えること。
- ③ 保留時には、保留回線に対し保留音が送出できること。

カ 車両表示

車両運用表示盤に対して指令台及び署所端末装置車両設定部からの操作により、次の表示ができること。

出動中、署外活動中、待機中、整備中 等

キ 無線機制御

無線回線制御装置を介し、消防機関の保有する基地局無線装置（活動波7波、主運用波1波、統制波3波）の全チャンネルと接続し、無線交信の制御及び統制ができること。

無線交信は各移動局、固定局との音声通信が行えること。

- ① 個別発着信
指令台のモニタ等から無線回線制御装置に収容した各基地局無線装置のうち1台を選択し、一斉発信及び着信通話が行えること。
- ② 複数装置選択発着信
指令台のモニタ等から任意の無線装置を複数選択し、一斉発信、着信通話が行えること。
- ③ 個別音声通信機能
指令台のモニタ等から1台又は複数台を選択し、1台の移動局無線装置を指定し発信操作を行い、通話が行えること。
- ④ グループ音声通信機能

指令台のモニタ等からグループ登録された複数台の移動局無線装置を指定し発信操作を行い、通話が行えること。

⑤ 通話モニタ

指令台のモニタ等で任意のチャンネルのモニタ設定ができること。

また、スピーカの音量調節ができること。

⑥ 発信規制

移動局に対し、出動指令、通信規制、強制切断及び緊急信号（J－ALERT等）の発信規制信号を送出し、移動局に喚起音発生及び規制動作を行わせることができること。

⑦ 移動局から着信した場合には、移動局受信電界強度信号値によって最適な無線基地局が自動的に選択される機能を有すること。

この際、使用する受信電界強度信号値は直前の着信情報を使用すること。

⑧ 無線回線制御装置と接続し、電波干渉が発生する複数基地局からの同時送信防止機能を設けること。（同一周波数を送信することにより電波干渉する基地局については自動的に使用不可となる設定）

⑨ ランプ表示により、送信、着信基地局、他網接続状態及び無線回線の状態等を確認できること。

⑩ 指令台のモニタ等の画面操作により基地局及びチャンネルの選択が可能であること。

⑪ 指令台のモニタ等に他席の無線使用状況及び使用基地局、チャンネルの表示が可能であること。

⑫ 他網接続時の折り返し制御用釦を配置し、当該釦により折り返し制御が可能であること。

⑬ 終話釦を配置し、当該操作により音声通信の終了が行えること。

⑭ 指令台に無線送信元の名称（車両名等）を表示できること。

⑮ 指令台から発信規制信号（火災救急救助等の出動指令に伴う発信規制信号の送出及び強制切断信号の送出等）の操作が可能であるとともに、自動又は手動操作により指令台からの出動指令と発信規制信号の連動が可能であること。

⑯ 録音

自動及び手動により、指定チャンネルの交信及び時刻（月・日・時・分・秒）を長時間録音装置に収録できること。

なお、自動録音時は、無線信号の発着信と同時に自動的に録音が行われるとともに、選択されたチャンネルはランプ点灯により確認できること。

⑰ 肉声による無線応答ができない場合に、釦を押下すると音声合成による代理応答メッセージを自動送信できること。

ク 有無線接続

無線と有線（119番回線、専用線、局線、内線、NTT回線網及び大阪府防災行政無線網）を接続し、基地局管轄下で活動中の移動局と接続先（指定病院等）間で通話が

できるとともに、通信員の割込みが可能であること。

また、消防救急デジタル無線に関する大阪府の全体計画である「平成20年度消防救急無線のデジタル化に関する検討結果報告書」に定めるNTT回線網及び大阪府防災行政無線網を用いて他網接続方式による府域1ブロック広域化機能県庁接続機能として、管轄区域の4基地局で受信した移動局からの統制波又は主運用波の通信を選別し手動又は自動操作により、府庁に設置される調整本部及び府下消防本部（局）に接続できること。

なお、有無線接続機能については、将来の回線や無線機増に対応できるよう配慮されていること。

- ① 4基地局以上収容可能なこと。
- ② 各基地局に実装している主運用波と統制波を選別し接続できること。
- ③ 将来の回線や無線機増に対応できるよう配慮されており、保守点検が容易であること。
- ④ 他網接続のための回線は、直流式、交流式及び光IPのいずれにも適合できること。

ケ 119番転送受付

近隣消防本部からアナログ加入回線、ISDN回線等を経由して指令台に転送された119番通報者に対して接続通話、保留、保留からの再受付、切断及び通話モニタができること。

コ 携帯電話等転送

管轄内通報直接受信方式として受信し、管轄外通報であった場合は、光IPや専用線等を経由して管轄消防本部に通話転送でき、通話モニタ・三者通話・切断・通信員の抜けができること。

サ 携帯／IP119番受付

各電話事業者からの緊急通報回線を接続し、119番通報を受信できること。

① 受信回線

携帯電話とIP電話（直収方式を含む。）からの119番通報の受信は、携帯電話網・IP電話網からNTT西日本網を経由する方式とし、NTT西日本の緊急呼用光IP回線（着信専用）を複数回線収容し、本装置の受信回線とすること。

② 転送・受信回線

携帯電話からの119番通報は、電波の特性から発信地を管轄する消防本部以外に接続される場合が想定されるため、NTT西日本の一般用光IP回線（災害時優先設定）を本装置の転送用回線と受信用回線を個別整備すること。

③ 発信者番号表示

発信者番号を通知にした119番通報の発信者番号をタッチパネル及びディスプレイに表示できること。

④ 発信者番号の強制取得

発信者番号を非通知にした119番通報の発信者番号を強制的に取得し、タッチパネル及びディスプレイに表示できること。

⑤ 電話事業者毎による発信網識別

どの電話事業者網からの119番通報かをダイヤルイン番号により識別し、タッチパネルに表示できること。

⑥ 発信者番号、電話事業者コードの転送フォーマットについて

ユーザ間情報通知(UUI)サービスを用いて119番通報と同時に発信者番号、電話事業者コード等を転送するにあたっては、統一仕様のフォーマットを用いること(平成16年11月26日付け消防庁防災情報室事務連絡「携帯電話からの119番通報の転送時におけるUUIフォーマットの統一仕様について」)。

シ 関係機関からの通報受付(NEXCO西日本専用電話等)

着信と同時に当該関係機関からの通報である旨を表示し指令台等で扱えること。

また、復旧は統計切断卸(11種以上)により通報種別毎の集計処理が行えること。

ス 聴覚障がい者への対応

指令台で聴覚障がい者等からのFAX通信を使用した119番通報を受信した時は、通信操作部の転送作業により指定FAXへ転送し受信できること。

また、指令台側では119番受信時と同様に自動出動指定装置と連動して事案が作成できること。

セ 他席接続

① 各通信員間で相互にモニタ及び割込通話ができること。

② 通話中の指令台に対してその他の複数の指令台が同時にモニタできること。

③ アドバイス割込機能

通報者と受付指令台の通話に第三者である指令台から割込みができること。

ソ 録音

① 通信員の各種通話内容は、自動又は手動操作により録音、再生ができること。

② 通話内容の録音時に、同時に時刻(月・日・時・分・秒)を録音でき、日時等の指定による再生ができること。

③ 指令台各席でマルチパネルからの操作で直近の通話の録音の再生ができること。

録音機能は、1通話毎に戻り、送りが行え、録音開始時間と再生中は再生時間を表示できること。さらに再生は自席のみならず他席を指定して行えること。

タ 放送

① 指令台より指令放送及び各署所に予告トーンを含む放送ができること。

② 指令台からの全ての指令放送は他の台でモニタができること。

チ 内線連絡

① 発信、着信及び保留できること。

② 構内交換機と内線接続でき、受付内容の転送、交換機側から転送受付できること。

③ 受付した回線は、保留及び保留再接続できること。

④ ワンタッチダイヤル、ダイヤル呼出通話、リダイヤルの機能については局線機能に準ずるものとする。

ツ 非常受付

装置障害時においても、非常用指令設備により、接続通話が行えること。

テ 警報表示

装置障害時、可視及び可聴の信号で表示ができること。

ト 他台連絡

指令台の各席において相互に運用状況が把握できること。

ナ 指揮台との接続

別途定める指揮台との接続が行えること。

ニ 職員呼出

指令台等からのスイッチ操作により、指令課事務室、指令課男子仮眠室兼更衣室、指令課女子仮眠室兼更衣室及び指令課食堂及び機械室、4階男子浴室（脱衣室）、4階女子浴室（脱衣室）の職員に対してブザー鳴動等による個別及び一斉呼出ができること。

また、送信機から無線により携帯型受信機を指令センターの当直員を対象に個別及び一斉に連絡・招集を容易に行える装置を併せて整備すること。なお当該装置は電波法適合品であること。

ヌ 手書き入力装置（多目的支援端末）

① 機能

- a 指令台画面又は専用のペンタブレット端末とし、119番通報受信時の手書きメモの入力、管理が行えること。
- b 入力された情報は事案データと紐づいて管理が行えること。
- c 入力中の情報は他席からも参照ができること。
- d 雛形を表示し、その上にメモ書きができること。また、消しゴム機能を有していること。
- e 入力されたメモを車両運用端末装置（AVM）へ転送できること。

② 構造概要（専用のペンタブレット端末）

ワイドタッチセンサ付き液晶モニターで実現できない場合にあっては、下記スペックのペン入力端末を別途準備すること。

液晶モニター 10.1インチ程度

(3) 情報処理機能

ア 自動出動指定装置

本装置はシステムの自動化機能を制御するものであり、指令装置、指揮台、表示盤、地図等検索装置、出動車両運用管理装置等と接続でき、119番等による通報受付から事案終了までの一連の災害等の情報を処理・管理できること。

さらに各指令台にそれぞれ独立して搭載され、重複する災害にも相互に影響なく運用

できること。

また、本装置は完全二重化以上の構成とし、障害発生時及びデータ保守時等もシステムが停止することなく、継続した運用が実現できること。

文字情報の入力については、キーボード及びソフトキーボード（画面より釦入力）のどちらからでも行えること。

① 事案開始処理

a 119番通報の受付を行うことで、災害事案処理が開始でき、ディスプレイに災害種別入力及び当該電話局管内の町名一覧表示での災害地点検索のどちらの操作も即時に行えるように考慮された受付画面を表示すること。

また、119番通報以外で災害発生が通報された場合、災害事案処理の初期画面から同様の災害事案処理が開始できること。

b 共通受付、発信地照会、統計切断等の基本的な通信操作はディスプレイ等からも操作できること。

c 119番通報の保留受付やモニタに連動して、各台のディスプレイに受付中の事案が連動表示されること。

d 119番通報の受付時、ナンバーディスプレイや強制取得により、取得した電話番号は通報者電話番号欄に反映できること。

また、UUI情報と共に他消防本部から119番通報が転送された場合は、UUI情報の電話番号を取り込めること。

e 指令業務の敏速化を図るため、同一事案を複数席で処理できる同一事案複数台処理(ペアコン)機能、受付処理が混乱しないように主台・副台制御（部隊選別や指令等の権限制御）機能を有すること。

f 誤報等の場合は、災害事案処理の中断処理ができること。

g 事案扱い中に119番通報の受付を行った場合は、災害種別・災害住所の入力状況により、自動的に退避処理を行い、新たな事案を生成・表示することができること。

h 同一事案作成を防ぐため、地点が一定距離範囲内であった場合、かつ同一災害種別であった場合に、同報として指令員に対し注意を促すことができること。

また、同一事案でないと判明した場合、即座に隊編成が行えること。

② 災害地点決定処理

災害発生場所（地点）の決定を住所の町丁目、目標物、電話番号、地図等検索装置からの災害地点情報逆送信等の入力によりできること。

a 町丁目検索

(ア) ディ스플레이の当該電話局管内の町名等一覧画面から、町丁目（又は大字、小字の2段階入力も可能）、番地、枝番を入力して災害地点を決定できること。町丁目は電話局毎、地域毎の表示ができること。

(イ) 町丁目は地域（電話局等）検索、読み仮名及び漢字名称の頭文字又は中間文

字検索により、一覧表示できること。

(ウ) 設定された検索条件は、扱い中の事案を退避し、初期画面に戻るまでの間、内容を保持できること。

(エ) 決定した町丁目や番地情報は、地図用ディスプレイに該当する住所を中心とした住宅地図に災害点マークを重ね合わせて自動表示できること。

入力された番地データが存在しないときは、近似番地を中心とした住宅地図を自動表示できること。

(オ) 決定した住所と同一番地に目標物等が存在する場合、ディスプレイにアラーム表示し、番地一覧から対象情報を選択することで災害地点の変更が行えること。

(カ) 簡単な操作で目標物検索等に移行できること。

b 目標物検索

(ア) ディスプレイに目標物分類を一覧表示でき、分類を選択することにより当該電話局管内の該当する目標物リストを表示できること。

(イ) 目標物は地域（電話局や町丁名等）検索、読み仮名及び漢字名称の頭文字又は中間文字検索により、一覧表示できること。

(ウ) 目標物が決定された場合には、地図用ディスプレイに該当する目標物を中心とした住宅地図に災害点マークを重ね合わせて自動表示できること。

(エ) 管内全域、電話局管内、町名等の各範囲に絞り込んだ目標物種別から検索できること。

(オ) カナ入力は1文字入力する都度、逐次検索を行う絞り込み表示が行えること。

(カ) 1つの目標物に対して、5分類以上の登録ができること。

c 高速道路等キロポスト検索

高速道路等キロポストは災害点を把握するためのもので、ディスプレイに高速道路キロポストを道路毎、上り下り別に一覧表示ができ、選択すると地図ディスプレイに該当する高速道路キロポストを中心とした地図に災害点マークを重ね合わせて自動表示できること。

d 既往症者情報検索

(ア) 既往症者の情報を事案上から登録できること。

(イ) 登録された既往症者情報を次回通報受付時に流用登録できること。

(ウ) 受付日時、搬送者氏名、年齢、性別、災害住所、通報者電話番号検索により既往症者情報を一覧表示でき、災害点決定ができること。

(エ) 決定した住所と同一番地に既往症者が存在する場合、ディスプレイにアラーム表示し、一覧から対象情報を選択することで災害地点の変更が行えること。

e 登録地点検索

災害多発地点及び頻繁に発生する事案は、一覧表示から選択入力することにより瞬時に災害地点、災害種別、災害区分を自動決定し、指令画面に移行できるこ

と。

f 画像検索

消防本部が提供する高速道路路線図、鉄道路線図など、任意の画像を自動出動指定装置画面上に概略地図として取り込むことができ、その概要地図上の地点をクリックすることで地図用ディスプレイに該当する地点を中心とした地図の表示ができること。

g 災害住所逆入力

地図等検索装置で決定した災害点住所又は目標物をディスプレイに表示できること。

h 発信地照会

(ア) 固定電話、携帯電話及び I P 電話からの通報の際に、統合型位置情報通知システムと連携し、照会要求、初期測位通知・照会結果を受信し、受付台への受信通知及び災害点決定への利用ができること。

また、非通知設定の場合でも、強制取得の操作により電話番号の取り込みが行えること。

(イ) 固定電話・ I P 電話からの通報時、照会結果（通知）により自動的に災害点として反映できること。

(ウ) 1 1 9 番受付と連動した自動照会機能を設けること。

また、通報者が非通知設定又は 1 8 4 設定であっても、強制的に番号取得が行えること。

(エ) 発信地照会履歴の表示ができること。

i 付近情報表示

地図等検索装置と連動することにより、以下の災害点付近情報の有無を表示できること。

(ア) 要注意対象物（目標物や住所に関連付けて登録が可能）

(イ) 届出情報（不能水利、火煙上昇、通行止め、催物等）

(ウ) 指令目標物（方位、距離）

(エ) 防火対象物・危険物施設・要援護者情報

j 災害点決定ヘルプ機能

災害点が特定できない場合に、他台に支援を要請するためのヘルプメッセージを送信できること。

③ 災害種別及び災害区分決定処理

a 災害種別（火災、救急、救助、警戒、その他等）を入力できること。

また、災害種別は 1 0 種類以上の管理が行えること。

b 災害種別決定後、具体的な災害区分（建物火災、林野火災、車両火災等）については、1 つの災害種別ごとに 1 0 種類以上管理できること。

c 特殊な目標物で災害点が決定されていた場合には、自動的に災害区分を変更で

きること(建物火災→中高層建物火災等)。

- d 災害種別毎に予告、無線連動予告設定、予告指令解除を音声合成装置と連動して行えること。

なお、手動での予告指令は、119番通報受付時から出動指令までの任意のタイミングにて行えること。

- e 入力された災害区分により、事案確定後の救急事案・事故種別を自動的に決定できること。

④ 災害出動隊の編成

- a 災害点及び災害種別・区分を決定することにより、対応する出動計画に基づいた出動隊の編成ができるほか、特命隊編成もできること。

また、出動計画は昼夜の時間帯や、地域の特性により使用する出動計画を切替えられること。

- b 車両のロケーション管理が行える出動車両運用管理装置と連動することにより、災害地点からの到着予想時間の比較により、自動的に直近隊編成ができること。

また、出動車両運用管理装置の停止時は、署所及び停止直前の車両位置を利用して直近隊編成を行えること。

- c 出動計画は、車両指定による計画及び車種指定(直近)による計画並びに両者が混在した計画が設定できること。

また、出動隊が複数の車両を運用する場合、編成された車両以外の受け持ち車両は、編成された車両の車両運用端末装置により出動登録を行ったと同時に自動的に別の受け持ち車両が出動不可となり、編成された車両が帰署登録(待機状態)又は引き揚げ登録(編成可能状態)するまで編成除外されず、帰署登録又は引き揚げ登録が確認できた段階で自動的に整備登録を解除すること。

なお、車種指定による出動計画の場合は以下のような手法にて直近計算を行えること。

- (ア) 災害点と各車両間の直線距離(川や線路等の通行不能エリアを考慮)と、道路ノードに設定された制限速度から導き出した到着予想時間による計算・比較方式

- (イ) 道路ネットワークデータを利用することにより、災害点までの経路での距離と道路ノードに設定された制限速度から導き出した到着時間による計算・比較方式

- (ウ) 一台の車両に、複数の車種条件を登録できること。

- d 車両選別時に同時出動(ペア運用)が設定されている車両があれば、追加選別が行えること。

- e 他の指令台にて選別中(選別拘束)、他の災害事案に出動し事案登録されている(事案登録)若しくは兼務車両が他の指令台で選別中(兼務拘束)である場合は、車両選別対象から除外できること。

- f 自動隊編成後でも災害地点や災害種別の変更が行え、再編成が行われること。
 - g 故障や点検の車両があった場合、事前に代車設定ができ、隊編成時に自動的に代車車両が選択されること。
 - h 出動指令後、災害地点や災害種別が変更になった場合に、出動済みの車両に加えて不足車両の追加編成ができること。
 - i 待機車両の移動待機編成（配置転換）が自動又は手動で行え、配置転換先署所での指令が行えること。
 - j 高速道路等の災害の場合、入路を考慮した出動計画の設定・入路からの直近計算が行えること。
 - k 出動済及び出動予定の隊を表示出力ができ、次の状況等が把握できること。
 - (ア) 出動規模（次数）
 - (イ) 編成車両名及び車両動態
 - (ウ) 繰上隊車両名
 - (エ) 選別車両の現在位置から災害点までの車両選別時の予想距離
 - (オ) 災害点までの所要時間（走行距離／選別車両毎の平均車速）
 - l 指令員が災害規模を選択することで、増強して部隊選別が行えること。初期指令後も同操作が可能なこと。
 - m 指令員が指示した車両を出動隊として特命隊編成できること。
 - n 車両を特定しない任意の車種の直近車両を、追加の出動車両として選別できること。
 - o 出動計画上の車両（車種）において、個別に選別及び選別解除ができること。
 - p 出動指令前に、計画出動隊及び特命隊の個別又は一括解除が行えること。
 - q 出動指令前に、直近選別された救急車1隊に対して、車両動態等が確認できる救急車一覧から選択し、救急車の入替選別ができること。
 - r 出動指令後に災害種別、災害区分、災害地点出動区分等が変わった場合、新たな出動隊編成ができること。
- ⑤ 予告指令
- a 音声合成装置による指令トーンを含めた予告指令ができること。
 - b 予告指令は119番通報受付時から出動指令前までの間、任意のタイミングに手動で行えること。

また、自動予告指令は災害区分及び住所が決定した契機にて、出動署所に対して行うことができ、受付中の画面で進捗状況の確認ができること。

 - (ア) 災害区分決定時
 - (イ) 災害住所決定時
 - c 予告指令の内容は、扱い事案の入力状況によって、災害種別、災害区分、電話局管内、地域及び住所を含められること。
 - d 予告指令を送出する署所（受持署所、管内全署所等）の無線波は自動又は任意

に選択が可能であり、補足できなかった場合は、その回線を除外して行えること。

また、出動指令までの間、予告指令の再送及び予告取り消し指令が行えること。

e 災害区分毎に予告トーンや送出範囲等の制御設定を行えること。

⑥ 出動指令

a 音声合成による指令トーンを含めた出動指令ができること。

b 出動指令を送出する署所（出動対象署所、通知先署所等）の無線波は自動又は任意選択が可能であり、補足できなかった場合は、その回線を除外して行えること。

また、音声指令中、指令後に関わらず簡単な操作で指令員の肉声による音声指令に切替え可能であること。読み上げ途中であっても割り込みができ、肉声に切替えられること。

c 指令復旧操作により、強制的に指令を復旧できること。

また、指令対象署所において、確受操作が全て実施された場合は、自動で指令復旧できること。

d 出動指令送出の際に、災害区分または種別毎に指令トーンや送出範囲、照明連動等の制御設定を行えること。

e 指令回線の自動選択は、代車、移動待機、配置転換等の車両運用を考慮して選択できること。

f 予告指令の送出中に、出動指令を送出した時は、予告指令の終了を待ち合わせして自動的に出動指令を送出できること。

g 各装置と連動することにより、出動指令時に以下の処理を行えること。

(ア) 受付事案から事案の確定

(イ) 出動・通知署所に対して出動指令書の出力

(ウ) 車両運用端末装置への指令情報送出

(エ) 車両運用端末装置のモニタ上に運用チャンネル釦等を表示させ、当該釦を押下することで、既存消防救急デジタル車載型無線機の設定チャンネルに切替えが可能であること。

(オ) 支援情報表示上の災害種別に対応した事案件数の加算

(カ) 指令制御装置・車両運用表示盤の出動車両への指令指示

(キ) 住民向け災害状況案内の内容変更

(ク) 事前設定された消防職員や関係機関等へ順次指令、Eメール一斉指令及びFAX指令

h 事案確定の際には、事案番号（災害事案番号、救急事案番号）が自動的に採番され、災害事案・救急事案（救急車の出動分）が生成できること。

また、生成された事案番号は出動車両に通知できること。

i 署所や車両に出動指令情報を通知せずに、受付事案を災害事案・救急事案として事案確定できること。

j 肉声指令

音声合成を利用せず、指令員の肉声による出動指令が行えること。その際には、音声合成機能で読み上げるべき文言内容をディスプレイに参考表示できること。

k 出動指令に失敗した場合、出動指令失敗のメッセージ又は回線毎に失敗の有無を表示し、失敗した回線に再指令が行えること。

また、車両運用端末装置に未受信の車両があった場合には再指令ができること。

l 前記(3)ア④rの出動隊再編成の後、出動する署所に対して出動指令が行えること。

m 出動指令後若しくは事案登録後、任意の署所・枚数を指定して出動指令書の再出力が行えること。

また、印刷イメージを自動出動指定装置等でプレビュー表示できること。

⑦ 事案管理処理

a 災害事案・救急事案に選定・出動した車両の活動状況・動態情報は一括管理できること。

また、出動車両運用管理装置、署所端末装置等と連動することで、各出動車両の活動時刻管理も行えること。

b 事案に出動中の車両に対して個別音声通信機能、グループ音声通信機能等を開始できること。

c 事案に出動中の複数の車両をグループ化し、それらの車両に対して無線一斉通信を開始できること。

d 活動状況は災害事案、救急事案ともに10種類以上の時刻管理ができること。

(ア) 災害事案の活動状況

例：出動、現着、開始、完了、引揚、帰署等

(イ) 救急事案の活動状況

例：出動、現着、現発、転送、病着、引揚、帰署等

e 災害・救急共通情報として、以下の内容が管理できること。

(ア) 指令員、通報者情報（氏名、性別、電話番号）

(イ) 通報内容（100文字以上）

(ウ) 事案確定時の気象情報

例：風向、平均風速、最大風速、気温、気圧、相対湿度、実効湿度、警報注意報等

気象情報は全観測地点又は災害点直近の観測地点等の個別切替えができること。

(エ) 電話連絡履歴（関係機関名、時刻、連絡先扱者名、消防側扱者名）

f 災害事案詳細情報として、以下の内容が管理できること。

(ア) 事案経過

(イ) 出動車両活動状況

(ウ) 災害詳細情報（文字等の入力が行える自由項目の管理が行えること。）

g 救急事案詳細情報として、以下の内容が管理できること。

(ア) 出動車両活動状況

(イ) 事故種別

(ウ) 搬送者情報（搬送者名、年齢、性別、搬送病院、交渉回数、程度）

1 救急隊あたり 8 人以上の登録が行えること。

(エ) 搬送者口頭指導情報（心肺停止情報、応急処置者、気道確保・人工呼吸等の口頭指導有無等）

h 救急事案に関して、指令をかけた車両が出動せず、違う車両が出動した場合、出動車両の入替登録が行えること。

i 出動指令後に指令対象外の車両が署所判断で出動した場合、車両からの事案選択・署所判断出動等の操作で、事案への追加登録ができること。

j 署所の判断で指令車両以外が出動した場合、当該車両を事案に登録することが可能であること。災害事案に関しては指令より一定時間内に出動登録が行われた場合には、自動的に事案に組み込めること。

また、出動しなかった車両については削除できること。

k 出動車両が全車両帰署した場合に、自動的に事案を終了させ、支援情報システムへの事案引き渡しが行えること。

また、手動による終了、活動中任意のタイミングでの引き渡しも可能なこと。

l 事案終了時に事案記録（部隊運用記録・救急活動記録）を指令センター及び各署所でプリンタ出力できること。

なお、任意のタイミングで出力が可能なこと。

⑧ 事案管制

a 受付中・活動中事案の一覧をディスプレイに表示可能なこと。

また、対象事案の内容が変更された場合、一覧の内容が自動的に更新・再表示されること。

b 災害問合せ対応として、受付日時、事案番号、災害種別、災害住所又は地域の条件を指定することで、過去事案の検索、表示できること。

c 活動中の救急事案の一覧をディスプレイに表示可能なこと。

また、対象事案の内容が変更された場合、一覧の内容が自動的に更新・再表示されること。

d 救急問合せ対応として、受付日時、事案番号、出動車両、災害種別、災害住所又は地域等の条件を指定することで、過去事案の検索、表示ができること。

e 搬送者問合せ対応として、搬送者氏名、年齢、性別、搬送病院の条件を指定することで、過去事案の検索、表示できること。

f 事案管制中、1クリックで当該事案の直前・直後の事案（受付・保留事案を除く。）に切替えが可能なこと。

- g 地図等検索装置に現在発生中の事案の災害点をマーク表示することができ、このマークを右クリックすることによりショートカットメニューを表示し、災害点概略情報（災害種別、災害区分、受付日時、災害住所等）を表示できること。
- h 地図等検索装置には、指定車両を中心とした地図表示や、災害事案発生中の全出動車両が含まれるような全車両地図表示が行えること。
- i 出動中の任意車両（車両運用端末装置）に対して、任意メッセージの送受信ができること。送信メッセージは、あらかじめ登録されているメッセージからの選択と任意作成との選択が可能なこと。
- j 活動登録状況の登録状況を監視し、登録の遅延と判断した場合に、アラーム表示できること。
また、救急車両の病院交渉が難航している場合（交渉回数が一定回数を上回った場合）、その状態を確認できる表示が行えること。
- k 災害問合せ対応として、受付・覚知・指令日時期間指定、事案番号、災害種別、覚知別、災害地点住所、搬送先病院名、傷病者氏名、傷病者住所、傷病者電話番号、出動署所名、出動車両名の条件を指定することで過去事案の検索・表示ができること。

⑨ 車両情報管理

- a 車両運用管理装置や署所端末装置等から登録された動態・活動状況を管理できること。
- b 消防車、救急車は個別に活動状況の登録・管理が行え、30種類以上の活動状況が登録・管理でき、設定時の時刻を自動反映させること。
また、手入力での時刻設定もできること。
- c 活動状況の設定項目は、概ね以下のとおりとする。
 - (ア) 共通
例：出動、現着、引揚、帰署等
 - (イ) 消防車
例：鎮圧、鎮火、放水開始、放水終了等
 - (ウ) 救助工作車
例：救助開始、救助完了等
 - (エ) 救急車
例：患者収容、病院到着、転送病院発、転送病院着等
- d 車両一覧表示
全車両の最新の車両状況の一覧を表示できること。
- e ロケーション管理が行える出動車両運用管理装置と連動することにより、最新の位置情報を管理でき、部隊選別に利用できること。
また、地図等検索装置で現在位置表示もできること。
- f 各車両の代車・移動待機等の管理ができること。

- g 各車両の活動状況・車両運用の登録履歴が一覧表示できること。
- h 移動待機が必要と判断した車両に対して、音声合成による移動待機指令がかけられること。
- i 移動待機は事前に計画を立てておくことで、事案に連動して移動待機指令がかけられること。
- j 車両操作
 - 車両運用端末装置に対して以下のことができること。
 - (ア) 指令情報の再送
 - (イ) 最新の車両位置情報の取得
 - (ウ) 連動する自動出動ディスプレイにて扱う事案への車両追加
- ⑩ 支援情報検索処理
 - a 病院情報検索
 - (ア) 病院情報は主要病院の病院名、診療科目可否、当番医の状況及び最新収容日時が表示できること。
 - また、診療科目、地図及びカナによる検索ができること。事案扱い中の場合には、災害点からの直近距離順による検索も可能なこと。
 - (イ) 病院の詳細情報では、以下を例とした情報が表示されること。
 - 病院名、住所、地区、病院種別、告示区分、開設区分、電話番号、最新更新日時（情報が更新された日時）、診療科目の開設状況、当番輪番、最新収容日時
 - (ウ) 車両運用端末装置から病院交渉結果を登録することで、病院毎の交渉履歴の蓄積、表示ができること。
 - b 一般支援情報検索
 - 参照したい分類からファイルを選択し、以下の形式の画像ファイル（マニュアル類）を表示できること。
 - P D F、J P E G、B M P、G I F、T I F F等
 - c 資機材情報検索処理
 - 資機材の種別を選択すると保管場所、保有数量等が画面表示できること。用途別、保管場所別の検索表示もできること。
 - d メモ帳情報
 - 指令管制の運用に必要なメモ情報を登録でき、全指令台で共有できること。
 - e 支援情報（地点情報）検索
 - 各種支援情報の名称やカナ等の条件による検索、属性情報表示、地点表示ができること。
 - (ア) 住所
 - (イ) 目標物
 - (ウ) 届出情報（期間が過ぎたものは自動で抹消されること。）
 - (エ) 水利

- (オ) 防火対象物
- (カ) 危険物施設
- (キ) 災害要援護者

⑪ 表示盤制御

次の3種の表示盤制御が行えること。

a 車両設定

署所端末装置での車両運用状況を基に、表示盤への情報表示制御ができること。

b 支援情報表示盤制御

支援情報表示盤の各表示項目の設定入力ができ、表示盤への情報表示制御ができること。

c 多目的情報表示盤制御

多目的情報表示盤に表示する映像の選択、画面切替え等の表示制御ができること。

⑫ 統計処理

a 確定した事案を5種類（火災・救急・救助・事故等・その他）に分類し、地域別に事案件数として件数管理できること。

なお、地域については泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町、関西空港及び他市管外とする。

また、事案5種類（火災・救急・救助・事故等・その他）を日報（指令管制日誌）として集計処理を行い、甲が指定する書式で任意の時間帯に出力が可能であること。

なお、書式等の詳細については別途協議するものとする。

b 指令制御装置と連動して、固定電話、IP電話、携帯電話、火災通報装置（固定電話）、火災通報装置（IP電話）の回線種別毎に、火災・救急・救助・他災害、問合せ、病院照会、いたずら、まちがい、試験、携帯転送、その他の11項目の受付回数を主体とした統計資料を作成できるとともに、日報、月報及び年報の作成ができること。

また、災害統計上必要がない下記の覚知種別についても、集計とは別に検索、集計及び閲覧ができること。

ヘルプネット、ペンダント通報、加入電話、駆け込み、警察電話、自己覚知、専用線、無線、ナビ作成、既往傷者、救急安心センター、その他等

c 指令制御装置と連動して、携帯電話からの119番通報を他消防本部等へ転送することで、転送先毎の転送統計が作成できること。日報、月報及び年報の作成ができること。

また、他市消防本部からの転送についても転送統計が作成できること。日報、月報及び年報の作成ができること。

d 統計処理については、データ抽出が可能であること。

また、統計データは容易に抽出できるとともに、抽出したデータは容易に加工が可能な形式で抽出すること。

⑬ 訓練機能（指令試験・操作訓練）

a 指令試験モードにより、受付から出動指令までの操作が行えること。

なお、既存消防救急デジタル無線への無線指令及び音声合成指令については、「訓練」の判別が可能なこと。

b 操作を習得することを目的とした操作訓練モードへの切替えが可能なこと。

なお、本運用に影響を与えることなく操作訓練できること。操作訓練中に119番通報の受付を行った場合には、自動的に操作訓練状態が解除され、本番事案の生成ができること。

⑭ モード切替え

a モード切替えは他の指令台に影響なく単独で切替えできること。

b 事案取扱い中においても、指令台運用のモード切替えができること。

c 輻輳モード切替えは、指令台単独切替えに対応可能なこと。

⑮ 警報注意報等設定

a 警報注意報情報等の登録が行えること。

b 登録した警報注意報情報等を署所に対し音声合成にて任意に放送できること。

c 登録した警報注意報情報等は支援情報表示盤に反映すること。

⑯ 各装置接続状態表示

自動出動指定装置は様々な装置との連携機能が非常に多くなることが想定され、指令台上のディスプレイにて、各装置との接続状況の確認、保守メンテナンスの場合に切り離し・再接続の操作ができること。

また、システム監視装置にも同様の情報は通知できること。

自動出動指定装置と各装置（指令制御装置や指令台に実装のディスプレイ等）との接続状態がリアルタイムに表示できること。

⑰ ログ管理機能

指令台に実装されるディスプレイ・地図用ディスプレイにおける各ログ情報（メッセージログ、操作ログ、個人情報参照ログ）の管理、閲覧ができること。

a 各ディスプレイの操作時、自動出動指定装置からのメッセージが通知された場合等に画面下部に表示され、通常・注意・警告の3段階で色分け表示できること。

メッセージは各ディスプレイで過去200件以上の履歴一覧表示ができること。

b 各ディスプレイ装置の操作のログを日時指定により検索の一覧表示ができること。操作ログは各ディスプレイで過去1ヶ月分保持できること。

イ 地図等検索装置

本装置は災害発生場所の地図等の検索が容易に、かつ迅速にできるようにするものであり、自動出動指定装置に接続できること。

① 地図の表示

- a 道路・住宅等の情報を確認するため、複数種類の地図の表示ができること。
- b 同一地点を中心として複数の地図を切替え表示でき、各種地図間を自由に切替え操作が可能なこと。
また、拡大・縮小により、自動的に縮尺に応じて表示するレイヤの制御や住宅地図と道路地図の切替えができること。
- c 住宅地図及び道路地図をそれぞれ複数のレイヤ情報としてデータ管理でき、任意のレイヤ情報の表示／非表示ができること。
また、レイヤ情報はグループごとに管理して、表示／非表示の選択ができること。
- d 緯度経度を入力することにより地図表示できること。
- e 災害点までの方位、距離等が指令台のディスプレイで確認できること。
- f 画面上に表示している地図の中心部分を拡大した地図を画面上に表示できること。

② 地図の操作

a 拡大・縮小

各種地図の縮尺は10段階以上のレベルを持ち、縮尺に応じた地図に自動切替え表示が行えること。

b スクロール

(ア) スクロールは、ドラッグとドラッグ&ドロップとクリックの3種類を選択できること。

(イ) スクロール領域は表示している地図全領域、無制限とすること。

(ウ) ドラッグスクロールの速度は随時可変とすること。

(エ) スクロール方向は、360度全てできること。

③ 地点の検索

a 住所による地点の検索

(ア) 市区町村名、町丁目名、番地・号・枝番を選択することにより該当地点を表示できること。

(イ) 検索住所により、メンテナンス時の地図種類に自動的に切替えができること。

b 目標物による地点の検索

(ア) ディスプレイに目標物分類を一覧表示でき、分類を選択することにより該当する目標物リストを表示できること。

(イ) 目標物が決定された場合には、該当する目標物を中心とした地図を表示できること。

(ウ) 検索目標物により、メンテナンス時の地図種類に自動的に切替えができること。

c 地図頁からの地点検索

住宅地図帳の地図頁を選択することで該当する地点の検索ができること。

d 届出情報からの地点検索

(ア) ディスプレイに検索開始時点で有効な届出情報の一覧を届出種別ごとに開始日時及び終了日時とともに表示できること。届出種別は5種類以上分類できること。

(イ) 届出情報を選択することで該当する届出情報を中心とした地図を表示できること。

e その他支援情報からの地点検索

(ア) 検索メニューから、任意の支援情報を選択することで、ディスプレイに支援情報分類を一覧表示でき、分類を選択することにより該当する支援情報リストを表示できること。

(イ) 支援情報としては以下のものが表示可能なこと。

また、これらの支援情報は、甲が収集するものとするが、データ投入及び運用開始までの作業は、乙が行うこと。

- ・ 水利、防火対象物、危険物施設等のマーク情報
- ・ 建築平面図等の図面情報
- ・ 写真等の画像情報等

(ウ) 検索する際は一文字入力するたびに候補が絞り込まれる逐次検索ができること。

(エ) 支援情報が決定された場合には、該当する支援情報を中心とした地図を表示できること。

(オ) 検索支援情報により、メンテナンス時の地図種類に自動的に切替えられること。

④ 災害点の表示・決定（災害点逆入力）

a 災害点の表示

(ア) 自動出動指定装置からの制御により災害点として地図の表示ができること。

また、自動出動指定装置から入力された災害地点が地図データと完全一致しなかった場合でも、指定した住所に近い地点を地図に表示できること。

(イ) 災害点が決定された場合、災害点を中心とした同心円（円スケール）の表示ができること。

また、簡単な操作で同心円の表示／非表示を切替えられること。

(ウ) 他の指令台で扱っている災害点情報を地図上にマーク表示できること。

なお、事案が終了した場合は、自動的にマークが消去されること。

また、同報の可能性がある災害点情報も地図上にマーク表示できること。

b 災害点の決定（災害点逆入力）

地図上でマウスにて選択することで直近の住所、目標物情報を5件以上表示し、災害点情報としてマウスクリック操作で自動出動指定装置及び輻輳時を除

- き、災害地点の位置情報(座標値情報)をGoogleMapに送信できること。
- c 災害点付近情報の表示
画面上の災害点付近の目標物、水利、要援護者等のマーク情報を検索し表示できること。
 - d GoogleMap連携
画面モードに関係なく任意の地点をGoogleMap連携の画面に表示できること。
- ⑤ 属性情報表示（詳細情報表示）
地図上の目標物、水利、防火対象物、危険物施設等のマークを選択することにより、マークに登録されている属性情報（文字や画像等の詳細情報）を表示できること。
- ⑥ 届出情報の検索・表示
- a 以下の届出情報を開始日時、終了日時とともに一覧表示できること。
 - (ア) 不能水利情報
 - (イ) 火煙上昇届出情報
 - (ウ) 通行止め情報
 - (エ) その他届出情報等
 - b 開始時は、地図上に自動的にマークが表示されること。
 - c 終了後は、地図上から自動的にマークが消去されること。
 - d 届出情報を選択することにより届出登録地点の地図を表示できること。
 - e 地図上の届出情報マークを選択することにより、不能水利等の属性情報（詳細情報）の表示できること。
- ⑦ 車両表示機能
- a 車両マーク表示
 - (ア) 車両の位置をマークにて地図上に表示するとともに、車両の前方を回転表示させる等により進行方向を表示させること。
また、任意に非表示できること。
 - (イ) 車両マークは、車種別により設定できること。
 - (ウ) 車両マークの表示色は、車両の動態に合わせて自動的に変わること。
 - (エ) 車両運用端末装置から設定された、水利予約位置、部署位置予約位置を地図上に表示できること。
 - b 車両情報表示
車両運用端末装置の車両追尾により、常に地図用ディスプレイの中心に車両情報を表示すること。
- ⑧ 補助機能
- a 距離計算
指定した線分の区間距離、合計距離の計算・表示ができること。
 - b 面積計算

地図上で指定した任意の点を結ぶ面積を算出して表示できること。

c 画面分割

(ア) 地図用ディスプレイ内にて地図両面を分割し、中心点を同一としてそれぞれに異なる地図を表示できること。最大4分割の表示ができること。

(イ) それぞれの画面で表示する地図を簡単な操作で地図切替えできること。

(ウ) それぞれの画面でスクロールや拡大縮小操作が可能なこと。

d マーキング

(ア) 地図画面上に任意の文字列を描画できること。

また、文字色やフォントを任意に選択でき、縦書きもできること。

(イ) 地図画面上に任意の線を描画でき、線種や線色を任意に選択できること。

(ウ) 地図画面上に任意の多角形を描画でき、線色や塗りつぶし色、塗りつぶしパターンを任意に選択できること。

(エ) あらかじめ設定したマークより選択して、地図画面上にマークを描画できること。

なお、あらかじめ設定できるマークの種類は100種類以上とすること。

(オ) 描画された文字列や線、多角形、マーク等は他の地図用ディスプレイ間でも自動的に表示できること。

(カ) 描画された情報を一覧に表示することができ、一覧から選択することで描画された地点に表示できること。

e 表示中の地図画面の印刷ができること。

⑨ 使用地図

本装置に入力する地図の種類、範囲及びデータフォーマットは、以下のとおりとすること。

また、本装置で使用する住宅地図、道路地図の著作権費用及び使用許可申請費用は本仕様に含まれるものとし、乙が手続きを行うこと。

なお、運用開始後に定期的なデータ更新が可能であるとともに、更新にかかる費用等は保守対応（著作権費用及び使用許可申請費用は甲の負担）に含める。

a 住宅地図：泉佐野市、田尻町、熊取町、泉南市、阪南市、岬町、貝塚市

(株)ゼンリン製 Zmap-TOWN II 又は同等品の最新版)

b 道路地図：大阪府、和歌山県

(住友電工製全国デジタル道路地図同等品最新版)

⑩ GoogleMap 連携機能

輻輳時を除き、災害地点の位置情報(座標値情報)を GoogleMap に送信し、災害地点付近の地図及びストリートビュー等を表示できること。なお、本装置とインターネットとの接続はセキュリティ対策を行うこと。

GoogleMap のサービス変更等の際の対応については別途協議とする。

ウ データメンテナンス装置

本装置は自動出動指定装置、地図等検索装置、車両運用端末の地図データ等（以下、「データメンテナンス対象装置」という。）で利用する基本情報をメンテナンスすることを目的とし、各サーバ機器とはネットワークで接続され、オンラインによりデータ更新ができること。

① データメンテナンス機能

- a データメンテナンス対象装置で利用する住所、目標物、支援情報等の基本情報（以下「マスタデータ」という。）は甲により容易に作成、修正及び削除ができること。
- b 修正したマスタデータは、オンラインでシステム停止なく制御処理装置に転送できること。
- c 出動計画に関連するような指令運用に大きな影響を与えるデータ修正は、本番に反映する前に、指令台のディスプレイにて訓練モード等で動作確認が行えること。
- d 地図等検索装置及び車両運用端末装置にて地図表示に必要なポイント情報や地図図形も同様に修正・転送ができること。
- e 出動隊の編成処理で使用する川や線路等の通行不能エリアの修正・転送ができること。
- f 出動隊の編成処理で使用する道路ネットワークデータの修正・転送ができること。
- g 下記の消防車両等の区分を反映した道路データの修正・転送が行えるとともに、速度規制や一方通行等の道路規制にも対応でき、新規道路の追加、修正、削除もできること。

車両区分：はしご車、救助工作車、タンク車、ポンプ車、救急車、軽自動車、車両通行不能

② 統計データ出力機能

自動出動指定装置にて生成される情報を、期間指定により統計データ（CSV形式）とし、出力できること。

なお、対象データは概ね以下のとおりとする。

例：切断統計、転送統計、切断記録、転送記録、救急事案、災害事案、災害事案出動車両情報、指令管制日誌、119番通報覚知から通報切断までの時間等

(4) 構造概要

構成機器の構造は次によることとし、耐震性について十分配慮したもので、概ね震度7に耐えうる構造であること。

ア 指令台

装置に使用する指令台は堅牢で、通信員の操作及び監視が、迅速に運用できるよう

整然と配置されたものであり、かつ将来の拡充にも応じられるよう配慮されていること。

- ① タッチパネルは左・右両利きの通信員に対応できるよう、操作性や筆記面の確保を考慮しレイアウトフリーな可動型とすること。
- ② タッチパネルは無段階の角度調整が可能なこと。
- ③ タッチパネルの加入、内線、転送回線の釦に割り付けられた連絡先の編集が可能なこと。
- ④ 指令台個別釦にはLEDランプ等を内蔵し操作誘導ができること。
- ⑤ 指令台の操作は、いずれの受付座席でも全く同一の操作が可能なこと。
- ⑥ 指令台の運用モードにより、使用しないタッチパネル・キーボード・マウスは、指令台内部の引き出し内等に收容できること。

なお、收容方法としては、指令台上部から行え、背面等へ移動することなく容易に収納及び取り出しが行えること。

- ⑦ 指令台の上部に設置するディスプレイは、ディスプレイアームにて設置し、任意の位置で画面を配置できること。

イ 自動出動指定装置

本装置は以下の方針により構成すること。

- ・クライアントサーバ方式
- ・サーバは独立型2台による二重化構成
- ・サーバ機は設置スペースを考慮し、ラックマウント型とすること。
- ・各構成機器は信頼性及び保守対応一本化のため同一メーカー製とすること。

① 制御処理装置（サーバ）

- | | |
|----------|--------------------------------|
| a CPU | インテルXeonプロセッサ同等以上 |
| b メモリ | 8GB以上 |
| c 補助記憶装置 | 300GB以上（RAID構成） |
| d 外部記憶装置 | 磁気ディスク又は光学ディスク等 |
| e OS | UNIX、Linux又はWindows Server同等以上 |
| f ディスプレイ | 15インチコンソールディスプレイ以上 |

② ディスプレイ（クライアント端末）

本装置は、指令台に搭載し、自動出動指定装置の各種処理機能の操作運用を行うためのものであり、次に定める仕様・性能以上であること。

- | | |
|----------|----------------------|
| a CPU | インテルCore i5プロセッサ同等以上 |
| b メモリ | 8GB以上 |
| c 補助記憶装置 | SSD256GB以上（RAID以上） |
| d 外部記憶装置 | 磁気ディスク又は光学ディスク等 |
| e OS | Windows 11同等以上 |

- f 入力方式 マウス入力及びキーボード入力
- g ディスプレイ
 - 表示画面 23型以上（カラーワイド液晶ディスプレイ）
 - 画面解像度 1,920×1,080ドット以上
 - 表示色カラー 1,677万色以上

③ データメンテナンス装置

本装置は、システムデータの保守等を行えるものであること。

また、各サーバ機器とはLANにて接続され、データの更新はオンラインにて行えること。

- a CPU インテルCore i5プロセッサ同等以上
- b メモリ 8GB以上
- c 補助記憶装置 SSD256GB以上（RAID以上）
- d 外部記憶装置 磁気ディスク又は光学ディスク等
- e OS Windows11同等以上
- f 入力方式 マウス入力及びキーボード入力
- g ディスプレイ
 - 表示画面 21型以上（カラー液晶ディスプレイ）
 - 画面解像度 1,920×1,080ドット以上
 - 表示色カラー 1,677万色以上

ウ 地図等検索装置

本装置は以下の方針により構成すること。

- ・各構成機器は信頼性及び保守対応一本化のため同一メーカー製とすること。
- ・自動出動指定装置ディスプレイと同様の機器を選定すること。

① 地図等検索装置

- a CPU インテルCore i5プロセッサ同等以上
- b メモリ 8GB以上
- c 補助記憶装置 SSD256GB以上（RAID以上）
- d 外部記憶装置 磁気ディスク又は光学ディスク等
- e OS Windows11同等以上

② 地図用ディスプレイ

本装置は、指令台に搭載し、地図等検索装置の各種処理機能操作運用を行うためのものであり、次に定める仕様・性能以上であること。

- a ディスプレイ
 - 表示画面 23型以上（カラー液晶ディスプレイ）
 - 画面解像度 1,920×1,080ドット以上
 - 表示色カラー 1,677万色以上
- b 入力方式 マウス入力及びキーボード入力

エ 長時間録音装置

本装置は119番通報、音声指令、無線交信等指令台等で取り扱う全ての通話内容を時刻信号とともに自動及び手動制御で録音できるものであること。

① 機能

a 119番回線等の受付及び無線回線の送受信操作に連動して自動的に録音を開始し、回線切断の操作で自動録音を停止すること。

b 指令台・指揮台・無線統制台等からの操作及び装置本体での手動操作により、録音、再生、停止ができること。

基地局無線装置の通話及び受信動作と連動して全基地局における基地局送信波と全基地局で受信した移動局送信波を自動で録音開始停止すること。

c 録音は、デジタル録音方式とする。

d 長時間録音装置及び再生装置は、24時間連続稼働可能な機器を選定すること。

e 時刻信号を音声と同時に収録し、再生時に収録された時刻信号を月、日、時、分で再生できること。

また、検索条件として回線名称、録音時間が一覧表示できること。

f 時刻補正を自動又は手動でできること。

g 録音内容（回線種類・日時等）が検索再生できること。

h 録音内容の頭出しを簡単な操作で再生できるスキップ、バックスキップ機能を有すること。

なお、本機能は録音中においても操作できること。

i 指令台等の各座席対応の録音ができること。

j 録音媒体（BD-RE）の終了時は、エンドアラームの報知を行うこと。

k 将来の業務拡大に伴う回線増についても応じられるよう、64回線以上実装可能とすること。

l ダビング用録音装置は長時間録音装置で録音された内容を、簡単な操作でCD-R又はDVD等にダビングできること。

m ダビング用録音装置は、通話内容に録音時刻を音声で録音できること。

n 録音装置に障害時のバックアップ機能を有すること。

o 録音した音声データをテキスト化し、レポート作成する機能を有すること。

なおテキスト化は外部サービスを用いず指令センター内の閉鎖環境で行うものとし、録音データの外部流出を抑止する措置を講じること。なお閉鎖環境であっても変換効率向上のための学習機能を備えること。

② 構造概要

a 液晶ディスプレイ、キーボード、制御装置で構成されること。

b バックアップできること。

c 録音は、装置に内蔵する記録媒体（ハードディスク、RAID構成）にエンド

レス記録できること。録音時間は収容する全チャンネル合計で延べ30000時間程度確保すること。

- d 内蔵ハードディスクは、70,000時間の連続録音ができること。
- e 録音装置内部の時刻信号発生機能は、指令制御装置及び自動出動指定装置等の時刻信号発生機能と同期がとれること。
- f ダビング用録音装置は、長時間録音装置と同一のラックに収容すること。
- g 装置架に収容又は卓上型とすること。

オ 非常用指令設備

- ① 指令制御装置の障害時にバックアップとして、119番受付や指令操作ができること。
- ② 本設備が指令制御装置に代わり指令台での受付、コンピュータ連動等全ての機能を継続し、稼働できること。
- ③ 構造は指令制御装置と同じ構造とし、指令台の各席で障害前と変わらぬ運用が可能なこと。

また、指令制御装置から本装置への切替えは瞬時に行えること。

なお、本装置に切り替わったことを可視及び可聴で注意喚起できること。

- a 119番回線の着信応答、再呼、切断ができること。
- b 指令回線の個別通話ができること。
- c 局線及び内線の発着信ができること。
- d 専用線の発着信ができること。
- e 着信は可視及び可聴表示すること。
- f 転送回線の発着信接続及び通話ができること。
- g 統合型位置情報通知システムと接続できること。

カ 指令制御装置

- ① 指令台の各操作機能を果たすために必要な指令制御装置は、信頼性を重視した完全二重化構成とし、装置架又は指令台内に収容されていること。また、機械室の設置スペースを有効活用できるよう指令制御装置の各ユニット、自動回線切替部、非常用指令設備は、同一キャビネットに収納し、省スペース化が考慮されていること。
- ② 将来の回線増についても応じられるよう配慮されていることとし、保守点検が容易であること。
- ③ 収容回線が全回線容量の範囲を超えた場合にも、装置の増設によって対応ができる拡張性を有した構造とし、機器更新の必要がないものとする。
- ④ 制御処理部の主要回路は完全二重化構成とし、障害発生時には人事を介することなく予備系に自動切替えできること。
- ⑤ プログラムにより自動障害チェックを行うこと。
- ⑥ 運用・障害ログを印字・ファイル出力できること。

また、故障発生状況の把握・解析のため、記録を1ヶ月以上保存できること。

- ⑦ 通話路は、I P交換方式であること。
- ⑧ 各種設定変更等が容易に行えること。
- ⑨ 119番回線専用トランクを有すること。
- ⑩ 保守点検時には、停止せず作業ができること。
- ⑪ 障害等の外部警報出力をシステム監視装置に表示できること。
- ⑫ GPS時計等で自動時刻補正のできる親時計を具備し、システムを構成する各機器に対して時刻信号を送出できること。
- ⑬ 長時間バックアップを考慮した直流電源装置に接続すること。
- ⑭ 非常用指令設備と部品を共通化することにより、長期にわたる部品の安定的な供給を可能とすること。
- ⑮ システム改修・変更、機器更新の試験、移設等を現行運用に影響を与えずに無停止で行えること。
- ⑯ 各種設定変更が指令台の運用を停止することなく行えること。
- ⑰ 保守点検が容易で、かつ防塵のための配慮がなされていること。
- ⑱ 通信キー盤面より指令制御装置の現用予備手動切替が操作できること。

キ 携帯電話・I P電話受付転送装置

- ① 携帯電話・I P電話による119番通報の転送処理を可能とすること。
- ② 受信回線

携帯電話及びI P電話（直収方式を含む。）からの119番通報の受信は、携帯電話網及びI P電話網からNTT地域網を経由する方式とし、NTTの緊急通報呼用光I P回線（着信専用）を1回線以上整備し、本装置の受信回線とすること。

また、容易に増設できること。
- ③ 回線転送

携帯電話からの119番通報は、電波の特性から発信地を管轄以外に接続される場合が想定されるため、NTTの一般用光I P回線（災害時優先設定）を本装置の転送用回線とし、他市消防本部との間で転送及び転送受付ができること。
- ④ 発信者番号表示、発信者番号の強制取得

発信者番号を「通知」設定にした119番通報の発信者番号を表示することができること。

また、発信者番号を「非通知」設定にした119番通報の発信者番号を強制的に取得し、表示することができること。
- ⑤ 電話事業者ごとによる発信網識別

どの電話事業者網からの119番通報かをダイヤルイン番号により識別し、表示することができること。
- ⑥ 発信者番号、電話事業者コードの転送フォーマット

ユーザ・ユーザ情報転送（UUI）サービスを用いて119番通報の転送と同時に発信者番号、電話事業者コード等を転送するにあたっては、総務省消防庁の規定

する統一仕様のフォーマットを用いること。

- ⑦ 指令制御装置への組み込み型とし、携帯電話・IP電話事業者の追加及び削除があった場合にも容易に対応できる容量及び構造とすること。

ク プリンタ

本装置は、災害事案情報の出力、統計出力、支援情報出力、気象情報出力、無線用管理監視結果及びその他の文書の印刷ができ、LANに接続され、ネットワーク経由で複数のシステムから接続でき、次に定める仕様とすること。

- ① 印字方式 レーザー方式（モノクロ）同等以上
- ② 解像度 1, 200×1, 200 dpi以上
- ③ 印字速度 A4普通紙 30頁/分以上
- ④ 対応用紙サイズ A3、A4、A5、B4、B5、レター、葉書
- ⑤ 印刷方式 両面印刷対応
- ⑥ 用紙格納 給紙ユニット2個以上（用紙サイズ対応）

ケ カラープリンタ

本装置は、LANに接続され、ネットワーク経由で複数のシステムから接続でき、次に定める仕様とすること。

- ① 印字方式 レーザー方式（フルカラー）同等以上
- ② 解像度 9, 600×1, 200 dpi相当
- ③ 印字速度 A4普通紙 30枚/分以上
- ④ 対応用紙サイズ A3、A4、A5、B4、B5、レター、葉書
- ⑤ 印刷方式 両面印刷対応
- ⑥ 用紙格納 給紙ユニット2個以上（用紙サイズ対応）

コ スキャナ

本装置は、データメンテナンス装置又はLANに接続され、図面等のイメージ情報を電子化するものであり、次に定める仕様とすること。

- ① 形状 卓上型フラットベッドカラーズキャナ
- ② 原稿サイズ A3、A4、A5、B4、B5、レター、葉書
- ③ 光学解像度 600 dpi以上
- ④ 読取解像度 9, 600 dpi以上

サ 署所端末装置

- ① 本装置は、署所に設置し、指令装置からの災害出動音声指令の受令、車両運用状況について設定入力が行えること。
- ② 受令機能は、トーン指令、電話機指令、放送指令のいずれも自動的に受令できること。
- ③ 本装置は、次の各部により構成されること。
 - a 端末制御部
 - (ア) 回線監視、アラーム機能を有し、障害発生を可視、可聴にて表示し、指令台に

も障害信号を通知し障害署所を表示できること。

(イ) 音声出力は、ボリューム調整できること。

(ウ) 昼夜間の自動／手動拡声制御ができること。

b 受令電話機部

(ア) 指令台と電話による通話ができること。

(イ) 本部に対し釦操作等により応答、確受表示ができること。

(ウ) 指令台等に対し緊急呼出ができ、応答した指令台と相互通話ができること。

(エ) 受話器が外れていれば、アラームが鳴ること。

c 車両設定部

(ア) 車両運用状況の設定入力ができること。

(イ) 車両運用状況の表示ができること。

(ウ) 車両運用設定の項目は、「出動中」「署外活動中」「待機中」「整備中」等の4項目以上であること。

d 増幅部

放送増幅器に接続し、予告音及び音声指令が行えること。

e 電源部

停電時100%負荷で8時間以上の保障が可能な容量を持つ蓄電池又は無停電電源装置を設けること。

④ 障害時は指令センターへ通知できること。

シ 駆け込み通報用電話

本装置は、署所に設置され、当該施設に消防職員が不在の場合又は夜間に来庁した通報者等が本装置を用いて指令台、多機能電話機等と直接通話ができるもので、下記の機能を有すること。

① 緊急通報装置

火災、救急、救助等の緊急通報用とし、釦操作の必要なく受話器を持ち上げることで本部、署所用電話交換機等を経由して指令台に接続が可能であること。

また、指令台側では119番通報受信時と同様に、通報先の駆け込み通報用電話の位置情報等から自動出動指定装置と連動して事案が作成できること。

② 各種相談及び来庁者用通報装置

受話器を持ち上げ、甲が指定する釦を押すことで、本部、署所用電話交換機の内線電話回線等により以下の多機能電話機に接続が可能であること。

a 受診可能医療機関の照会、又は火災、救急、救助等に関する相談用

指令センターに設置する多機能電話機に接続が可能であり、当該電話機のモニタに駆け込み通報用電話からの通報及び通報先署所名が表示されること。

なお、接続する多機能電話機については、甲が別途指示する。

b 夜間等の来庁者用

当該駆け込み通報用電話設置署所の事務所等の多機能電話機に接続が可能で

あり、当該電話機のモニタに駆け込み通報用電話からの通報及び通報先署所名が表示されること。

なお、接続する多機能電話機については甲が別途指示する。

③ 構造

- a 電話機は防塵、防水性に優れたボックスに收容すること。
- b ボックス及び電話機には、緊急通報用及び各種相談用の表示を行い、通報者が容易に判別できる構造であること。
- c 緊急通報用電話装置については、受話器のみで構成されていること。
- d 各種相談用及び来庁者用電話装置については、受話器及び釦操作部で構成されていること。
- e 設置場所の照度低下に対応するため、照度感知機能付き照明設備を収納ボックス内に設けること。

④ 構成

- a 通報用電話装置 緊急通報用 1 1 式
- b 通報用電話装置 各種相談用及び来庁者用 1 1 式
- c 照明設備付き收容ボックス 1 1 式

2 指揮台

指揮台は、指令台と併設して指令台の機能を包含し、さらに指揮統制を行うための次に示す機能・構造を備えたものであること。

(1) 機能

ア モニター機能

指令台業務の運用状況を監視するため、指令台の音声及び自動出動指装置のディスプレイ画面のモニタがいずれもできること。

イ 割り込み機能

指令台で取扱中の回線モニタ中、必要に応じ指揮台から割り込み、通報者若しくは相手方に対する応答又は指令台係員に対する指示等ができること。

ウ 指揮統制画面表示機能

各指令台で取扱い中の以下の事案情報をリアルタイムに表示することができること。

- ① 各指令台の受付、地点決定、災害確定、隊編成、出動指令の各状況を未処理、処理中、完了で判別が行えること。
- ② 各指令台の災害地点住所、対象物名、災害種別名、災害区分名が表示できること。
- ③ 各指令台の事案開始からの経過時間が表示できること。

(2) 構造概要

構造は指令台と併設するため、指令台と同等以上の構造条件を満たすこと。

3 表示盤

本装置は、消防・救急受付指令業務に必要な気象観測情報、気象通報及び車両運用状況等を表示できること。

なお、表示対象は20装置以上とすること。

(1) 構造概要

ア 50型12面（縦2画面×6画面構成）構成とし、以下の映像表示が可能であること。

- ① 4面3構成
- ② 4面2構成、2面2構成
- ③ 4面2構成、1面4構成
- ④ 6面2構成
- ⑤ 1面12構成
- ⑥ その他構成

イ 車両運用表示

- ① 指令台・自動出動指定装置・署所端末装置及び車両運用端末装置から車両の状況を入力し、消防救急業務に必要な車両の運用状況をリアルタイムに表示できること。
- ② 表示車両数は、1画面で60車両以上の表示ができること。
- ③ 表示内容は、概ね次のとおりであること。
例：署所名、車両名、車両状況（4動態以上及び色替え）、代車情報、車両位置（住所表示）
- ④ 遠隔制御器により個別に切替え可能なこと。
- ⑤ 表示順を災害別、車両別など任意に変更できること

ウ 支援情報表示

- ① 指令制御装置・自動出動指定装置・気象情報収集装置等と連動して火災件数、救急件数、119番受付件数、現在時刻、気象情報等が表示できること。

なお、火災件数、救急件数、119番受付件数の計上については、指令装置の統計切断釦により集計処理した件数及び市町別を反映させること。

また、手動による計上修正が可能であること。

- ② 表示内容及び表示要領は、次のとおりであること。
 - a 火災、救急、救助、その他災害件数等及び119番受付件数
 - (ア) 災害件数は自動出動指定装置の事案処理と連動して表示すること。
 - (イ) 日計、月計及び年計は連動し、かつ自動リセットを行うこと。
 - (ウ) 自動出動指定装置から災害発生件数の修正ができること。
 - (エ) 他市管外については計上せず、自動出動指定装置で確認できること。
 - (オ) 関西空港には泉佐野市泉州空港北、田尻町泉州空港中及び泉南市泉州空港南を含める。

詳細は別途協議のうえとする。

- b 時刻表示
 - 〇〇年〇〇月〇〇日〇曜日 〇〇時〇〇分
 - 日本標準時を表示する指令台GPS親時計と連動し表示すること。
 - c 気象情報
 - 各気象観測場所の次の8項目が同時又は個別に表示できること。
 - (ア) 天候
 - (イ) 風向 (16方位)
 - (ウ) 最大風速 (m/s)
 - (エ) 平均風速 (m/s)
 - (オ) 気圧 (hPa)
 - (カ) 気温 (°C)
 - (キ) 相対湿度 (%)
 - (ク) 実効湿度 (%)
 - (ケ) 日積算雨量 (mm)
 - d 警報・注意報等
 - (ア) 各市町の警報、注意報及び発表月日時分が表示できること。
 - (イ) 各市町の警報、注意報は、事前に作成した警報/注意報の項目からメニュー方式により容易に項目選択して表示できること。
 - なお、表示は同時に6種類以上できること。
 - (ウ) 火災予防週間等の告知情報及び標語等を、任意に作成して表示できること。
- ③ 遠隔制御器より他の映像に切替えできること。
- エ 多目的情報表示
- ① 機能
 - a 自動出動ディスプレイ・地図用ディスプレイ等の各映像信号を分岐し、表示できること。
 - b BD・DVDレコーダ (BS/地上デジタル放送用チューナ内蔵型)・監視カメラ等の各映像信号を表示できること。
 - c 音声のあるソースについては、増幅器及びスピーカにより拡声できること。
 - d 各入力信号に対して同期がとれること。
 - e 歪み・チラツキ・色ずれがないこと。
 - ② 構造概要
 - a 設置する環境に対して十分な明るさがとれること。
 - b 視認性が良いこと。
 - c 構造はボックス型相当とする。
 - d 音量及び音質調整ができること。
 - e スピーカは、増幅器出力に対応できる耐入力のス피ーカー (2台) を内蔵すること。

③ 機器仕様

a カラー方式	液晶又はLED方式
b 解像度（50インチ1画面あたり）	3,840×2,160ドット以上
c コントラスト	4,000：1以上
d 輝度（標準値）	500cd/m ² 以上
e 視野角	水平178°以上 垂直178°以上
f 消費電力	110W以下（1画面あたり）
g 周波数	各端末装置（入力ソース）の入力信号に対応できること。

(2) マトリックススイッチャ

ア 機能

- ① 入力信号に対して容易に映像ソース及び音声を選択でき、任意に選択したプロジェクタに出力できること。
- ② 入出力信号の選択・電源のON/OFF等の制御ができること。
- ③ 録画録音出力を有し、選択したNTSC系の映像をHDD又はBD等で録画録音できること。
- ④ 119番通報の応答操作に連動して、予め設定した映像信号及び多目的情報表示盤等を自動選択し表示できること。
なお、表示は自動出動ディスプレイ・地図用ディスプレイ等であること。
- ⑤ 遠隔制御ができること。

イ 構造概要

- ① 装置架に収容又は卓上型とすること。
- ② 遠隔制御器（リモートスイッチ）を接続できること。
遠隔制御項目は、スイッチャ本体と同等とすること。
- ③ 切替回路数は、次のとおりであること。
 - a 入力回路数
RGB 20回路以上
NTSC 8回路以上
 - b 出力回路数
20回路（画面）以上

(3) 映像信号分配器

ア 機能

- ① 自動出動ディスプレイ・地図用ディスプレイ・支援情報用ディスプレイ・多目的ディスプレイ・高所監視装置・現場画像伝送システム・その他情報端末等の映像信号を分岐して、スイッチャ等に接続できること。
- ② 分岐による映像劣化及びその他の影響を補償できること。

イ 構造概要

- ① 入力側ケーブルの補償回路を有すること。
- ② 分配回路数は、次のとおりであること。
 - a 入力 1回路
 - b 出力 2回路以上

(4) レコーダ

ア 機能

- ① TV受信信号の録画ができること。
- ② TV受信信号を録画に関係なく出力できること。
- ③ スイッチャの映像信号・音声信号出力（NTSC系の映像）を本装置に入力して録画できること。
- ④ BS・地上デジタル放送等のTV放送を受信できること。
- ⑤ 録画再生方式は、HDD、BD及びDVD方式で、DVD-RAM等にダビングできること。
- ⑥ デジタルビデオカメラ等で撮影した画像を再生できること。
- ⑦ 遠隔制御ができること。
- ⑧ 高所監視装置、現場画像伝送システム及び署所監視装置等の映像を録画できること。

イ 構造概要

- ① 信号入出力端子は、映像／音声・HDMI・アンテナ端子等であること。
- ② 映像機器収納架に収容できること。

(5) 遠隔制御器（リモートスイッチ）

遠隔制御器（リモートスイッチ）は、マトリックススイッチャに収容された各種映像ソースの切替等の操作ができること。

また、指令台等と調和のとれた外観及び色調とすること。

(6) 表示盤端末

多目的情報表示装置表示用の映像コンテンツを生成することができること。表示内容及び頁の切替制御が行えること。

ア 機能

車両運用表示盤及び支援情報表示盤と同等の表示が可能であること。

イ 構成

表示盤端末 1式

(7) 車両運用表示盤（本部事務所・各消防署）

ア 機能

- ① 配備状況・出動状況表示
 - a 各署所に所属する車両の表示ができること。
 - b 車両名称、車両動態名称は車種別、動態別に色分け区分表示ができること。
 - c リモコン等により表示切替を制御できること。なお、表示内容については、発

注者と協議の上決定すること。

イ 構造概要

- ① 本装置は、次に示す性能以上を有すること。
 - a 表示方式 液晶モニター方式
 - b 表示画面サイズ ワイド46インチ×1面構成（アスペクト比16：9）相当以上
 - c 天井吊り下げ、壁掛け等、設置場所の状況に応じた取付が行えること。
 - d 必要に応じて、スピーカーを具備すること。なお、要否については、発注者と協議の上決定すること。

ウ 表示方法

ワイド液晶モニターに車両情報を表示できること。

エ 使用条件

車庫内での使用にも耐えうるものであること。

4 無線統制台

本装置は、既設流用の遠隔制御装置の設置台であり、新指令システムとの外観を損なわないデザインとし、遠隔制御装置を確実に固定できる機構とすること。

5 指令電送装置

本装置は、出動指令操作と連動して自動出動指定装置からの出動指令情報及び地図等検索装置からの災害地点周辺地図を署所等へ電送するための装置であること。

(1) 機能

ア 指令情報送信機能

- ① 出動指令情報の出力は、日本語及び英数カナ文字等でできること。
- ② 署所の指令情報出力装置に対して同報が可能であること。
- ③ 個別署所に対する出動指令情報を群別及び個別に電送できること。
- ④ 指令書は、文書指令の他、災害地点の地図付与ができること。
- ⑤ 署所における出動隊に必要な複数の地図付指令書が出力できること。
- ⑥ 指令回線に使用する専用線が断線した場合のバックアップとして、各署所に設置している指令用FAX装置（署所用）に、NTT一般加入回線、専用線又はインターネット回線を使用し、NTTコミュニケーションズのBizFAX等による出動指令書の一斉同報送信が可能であること。

イ 指令情報出力内容

出動指令書の記載項目は、概ね次のとおりであること。

なお、災害時の指令情報と救急時の指令情報で、異なる記載項目が設定できること。

- ① 受付時刻、指令時刻（年・月・日・時・分・秒）、覚知種別
- ② 災害種別、災害区分

- ③ 災害点（住所、災害点名等）
- ④ 通報者氏名、電話番号
- ⑤ 管轄（署所名）
- ⑥ 地図頁
- ⑦ 指令目標（名称、方位、距離、緯度経度）
- ⑧ 気象情報
- ⑨ 出動回数
- ⑩ 出動車両名

ウ 指令情報出力装置機能

- ① 地図上を操作することにより、スクロール・拡大・縮小ができること。
また、スクロール・拡大・縮小した地図を印刷できること。
- ② 出動指令書の出力履歴を100件以上保持でき、再出力が行えること。
- ③ 出動指令書を印字出力せずに、指令情報出力装置の画面表示のみの設定が行えること。
- ④ 届出情報の入力が行え、指令センターと連携活用できること。
また、地図検索機能で場所の確認が行えること。
- ⑤ 署所端末装置から指令トーンが送出された後、30秒以内に出動指令書（1枚目）の印字出力ができること。
- ⑥ 画面上に出動車両の一覧を表示できること。
- ⑦ 消防団出動指令
 - a 消防団車庫に設置するFAX装置に出動指令書の送信を行えること。
 - b FAX装置については、市販されている一般用FAX装置を活用できるとともに、指令装置と接続する回線については、NTT一般加入回線、専用線又はインターネット回線により接続するものとし、NTTコミュニケーションズのBizFAX等による出動指令書の一齐同報送信が可能であること。
なお、FAX装置は出動指令書の排出のみに使用するため、外部機関からの受信には使用しないこととする。
 - c FAX装置の設置数については、甲を構成する各市町の消防団の組織体制に見直し等により変更するため、整備後における機器の増設にも対応可能であること。
 - d 災害種別や災害地点等により、送信対象とする消防団車庫を自動選択送出できること。
また、任意に対象装置の追加及び削除ができること。
 - e 覚知情報に基づき、順次指令と同等内容のカナ漢字混じりのテキストで自動生成するとともに、地図等検索装置からの災害地点周辺の地図を送信できること。
 - f 出動指令に失敗した場合、出動指令失敗のメッセージ又は回線毎に失敗の有無を表示し、失敗した回線に再指令が行えること。
 - g 指令情報出力内容

出動指令書の記載項目は、概ね次のとおりであること。

- (ア) 指令時刻 (年・月・日・時・分・秒)
- (イ) 災害種別、災害区分
- (ウ) 指令目標 (名称)
- (エ) 気象情報
- (オ) 出動車両名
- (カ) 災害点地図 (災害点を中心とした同心円、水利情報、縮尺等含む)

(2) 機器仕様

ア 指令情報送信装置	1式 (他装置への実装も可とする。)
イ 指令情報出力装置	11式
① 印字方式	電子写真方式
② 解像度	1, 200 dpi × 1, 200 dpi 以上
③ 印字速度	A4 (横) 30頁/分以上
④ 構造	卓上型
ウ 指令書出力端末	11式
① CPU	インテルCore i5プロセッサ同等以上
② メモリ	8GB以上
③ 補助記憶装置	256GB以上 (RAID構成)
④ OS	Windows 11同等以上
⑤ 入力方式	マウス入力及びキーボード入力
⑥ ディスプレイ	
表示画面	21型以上 (カラー液晶ディスプレイ)
画面解像度	1, 920 × 1, 080ドット以上
表示色カラー	1, 677万色以上

6 気象情報収集装置

本装置は、各種気象状況を自動観測し、表示及び記録を行い、災害対策の支援情報として活用できること。

観測データは、支援情報表示盤に表示し、災害予防又は災害処理対策が迅速に行えるよう的確な気象状況が瞬時に把握できること。

各機器については気象庁検定を取得し、誤動作のないよう十分に配慮したものであること。

(1) 機能

- ア 測定範囲
 - ① 風速 1～90 m/s (ブラシレス磁気パルス式)
 - ② 風向 16方位 (磁気エンコーダ方式)
 - ③ 気温 -50℃～+50℃ (白金測温抵抗体式)

- ④ 湿度 0～100%（静電容量方式）
- ⑤ 気圧 800～1060hPa（シリコン静電容量型3センサー検出方式）
- ⑥ 雨量 0.5mm/パルス（転倒ます型パルス方式）

イ プリントアウト項目（日本語及び数字印字）

- ① 平均風向・平均風速
- ② 瞬間最大風速・その時の風向
- ③ 気温（現在、平均、最高、最低）
- ④ 湿度（現在の相対・実効、相対：平均・最高・最低、実効：最高・最低）
- ⑤ 雨量（時間積算・10分間最大積算・日積算・積算日数）
- ⑥ 気圧（現在の現地・海面及び最高・最低）
- ⑦ 日報・月報での最高・最低の起時及び起日、起月
- ⑧ 風向頻度
- ⑨ 年月日時分

ウ WEBサーバ機能

- ① 全ての操作が対話方式により操作できること。
- ② 各種グラフ、帳票（時報、日報、月報、年報）が表示できること。
- ③ 時報データのサンプリング間隔は10分、60分で表示可能なこと。
- ④ 現在地モニタで全測定項目を一括表示可能なこと。
- ⑤ 天候入力、気象注意報、警報をマウスで入力可能なこと。
ただし、雨量発信器が雨量を感知した場合、連動して「雨」入力できること。
- ⑥ ファイルデータは自動的にメンテナンスPCにバックアップできること。
- ⑦ 基準時計により時刻を自動校正できること。

(2) 構成

本装置は、次の機器等により構成されること。

ア	風向風速発信器	1台
イ	通風式温度発信器	1台
ウ	湿度発信器	1台
エ	雨量発信器	1式
オ	気圧発信器	1台
カ	データロガー	1台
キ	気象WEBサーバ	1式
ク	通風シェルター	1台
ケ	GPS時計装置	1台
コ	メンテナンスPC	1台

7 災害状況等自動案内装置

本装置は、指令台と連携して加入電話による住民からの災害・医療機関の問い合わせ等

に対して、案内できること。

なお当該機能はASPサービスの利用を前提とする。

(1) 機能仕様

ア 制御装置（ASPサービスを他装置で実現している場合、運用に問題が無ければ装置共有も可とする。）

- | | |
|----------|----------------------|
| ① CPU | インテルCore i5プロセッサ同等以上 |
| ② メモリ | 8GB以上 |
| ③ 補助記憶装置 | SSD256GB以上（RAID構成） |
| ④ 外部記憶装置 | 磁気ディスク又は光学ディスク等 |
| ⑤ OS | Windows11同等以上 |
| ⑥ 入力方式 | マウス入力及びキーボード入力 |
| ⑦ ディスプレイ | |
| 表示南面 | 23型以上（カラー液晶ディスプレイ） |
| 画面解像度 | 1,920×1,080ドット以上 |
| 表示色カラー | 1,677万色以上 |

8 順次指令装置

本装置は、指令台と連携し、災害発生時、職員及び関係機関に順次呼出による招集指令ができること。

なお当該機能はASPサービスの利用を前提とする。

(1) 機能仕様

ア 制御装置（ASPサービスを他装置で実現している場合、運用に問題が無ければ装置共有も可とする。）

- | | |
|----------|----------------------|
| ① CPU | インテルCore i5プロセッサ同等以上 |
| ② メモリ | 8GB以上 |
| ③ 補助記憶装置 | SSD256GB以上（RAID構成） |
| ④ 外部記憶装置 | 磁気ディスク又は光学ディスク等 |
| ⑤ OS | Windows11同等以上 |
| ⑥ 入力方式 | マウス入力及びキーボード入力 |
| ⑦ ディスプレイ | |
| 表示南面 | 23型以上（カラー液晶ディスプレイ） |
| 画面解像度 | 1,920×1,080ドット以上 |
| 表示色カラー | 1,677万色以上 |

9 音声合成装置

本装置は、指令制御装置及び自動出動指定装置と接続し、災害内容を基に予め登録されている文書（災害種別・災害地点・出動車両等）を自動編集し、自動的に音声合成して指

令予告及び本指令を伝達できること。

(1) 機能（他装置での実装も可とする）

- ア 音声合成による本指令中であっても、指令員の判断で肉声による指令がかけられること。
- イ 一つの指令に対し、指令回線と無線回線に同時に別々の文言を送出できること。
また、輻輳事案（出動隊が別の署所）に対する同時指令運用ができること。
- ウ 指令台の各席から異なる事案に対して同時指令が可能なこと。
- エ 音声合成データのセットアップは、容易に変更増設できること。
- オ 各出力端末において明瞭な再生音を出力できること。
- カ 音声信号を回線毎にレベル調整ができること。
- キ 音声合成による指令予告及び本指令の指令中表示を指令台に表示すること。
- ク 合成する音声の発声速度、ボリューム、イントネーション、ピッチ等での選択設定ができること。
- ケ 住民案内用のNTT回線に対して音源供給を行えること。
- コ 導入後に音片の追加が必要になった場合は、指令員でテキスト入力による音片ファイルが容易に作成・追加が行えること。

(2) 構造概要

- ア 音声登録容量は、消防本部管内の全住所数及び災害種別・出動区分等の指令時に必要な容量とし、10,000語以上を可能とすること。
- イ 指令員で容易に音片追加できるメンテナンス装置を導入すること。

10 多目的情報装置

本装置は、指令台に搭載し、病院運用状況、車両情報、地図表示画面を2面表示する拡張表示機能及び支援情報システムのクライアントとしての機能等、消防活動に必要な情報把握に使用するものである。

(1) 機能

ア 病院運用状況表示

- ① 通信員の操作により医療情報等収集装置の画面に切り替わり、大阪府災害・医療情報システムからRC接続により取得した医療機関情報を表示させること。
- ② 大阪府災害・医療情報システムにはインターネット経由で接続するとともに、リアルタイムで反映させること。
- ③ 当番医、診療科目等の表示が行えること。

イ 車両情報表示

- ① 出動車両運用管理装置や署所端末装置等から登録された動態・活動状況を表示できること。
- ② 全車両の最新の車両状況を以下の方法で一覧表示することができること。
 - a 車両一覧画面：車両の動態・活動状況を管理する画面

b 車両管理画面：代車、移動待機、配置転換等の車両運用を登録・管理する画面。
ウ モード切替により自動出動ディスプレイ又は地図等検索ディスプレイに切り替わる
こと。

エ セキュリティ対策

- ① 個人情報を取り扱うため、万が一流出した場合にも他者が情報を閲覧できぬよう、データベースの構造や属性を閲覧できないものとする。
- ② 端末にはウイルス対策ソフトをインストールし、自動アップデートにより常に最新の状態システムを保護するとともに、定期的なコンピュータウイルスの検索を行い、ウイルス感染の疑いがある場合は警告及び駆除すること。
また、リムーバブルメディアを使用する場合は、接続と同時にウイルス検索を自動的に行うとともに、ウイルス感染の疑いがある場合は警告及び駆除すること。
- ③ ファイアウォール等を利用することにより、セキュリティを考慮した運用が行えること。

(2) 機器仕様

ア 制御処理装置（多目的パソコン）

- | | |
|----------|----------------------|
| ① CPU | インテルCore i5プロセッサ同等以上 |
| ② メモリ | 8GB以上 |
| ③ 補助記憶装置 | SSD256GB以上（RAID構成） |
| ④ 外部記憶装置 | 磁気ディスク又は光学ディスク等 |
| ⑤ OS | Windows 11同等以上 |
| ⑥ 入力方式 | マウス入力及びキーボード入力 |
| ⑦ ディスプレイ | |
| 表示南面 | 23型以上（カラー液晶ディスプレイ） |
| 画面解像度 | 1,920×1,080ドット以上 |
| 表示色カラー | 1,677万色以上 |

イ 制御処理装置（医療情報等収集装置）

- | | |
|-----------|--|
| ① CPU | インテルCore i7プロセッサ同等以上 |
| ② メモリ | 32GB以上 |
| ③ 補助記憶装置 | SSD512GB以上（RAID構成）
※CPUに影響しないハードウェアRAID方式とする。 |
| ④ 外部記憶装置 | 磁気ディスク又は光学ディスク等 |
| ⑤ OS | Windows 11同等以上 |
| ⑥ 標準搭載ソフト | Microsoft Office Home & Business 2024 |

11 経路探索装置

本装置は、道路情報を用いて、各車両位置情報と災害地点位置情報から最短経路をリア

ルタイムに算出し、出動順位テーブルを作成するものであり、自動出動指定装置及び自動出動ディスプレイのルート直近順出動隊編成に活用できること。

(1) 機能

- ア 自動出動指定装置及び自動出動ディスプレイから、算出基準となる各対象の緯度経度情報を送信し、経路計算し直近順位情報の返信が行えること。
- イ 直近順位計算時間は、位置計算対象50箇所（署所・車両）で3秒以内とする。
- ウ 経路演算に関しては、速度、一方通行等の道路属性も考慮した到着順位（時間）とすること。
- エ 道路区間の属性を書き換えることにより、道路工事等により通行障害が発生している道路を経路探査処理から、即座に除外できること。
- オ 新規路線開通、道路速度変更、道路廃止等のメンテナンスデータを考慮し経路演算すること。
- カ データメンテナンスする際、場所の特定ができるよう関係する地図情報も併せて表示できること。
- キ オンラインで経路計算した経路内容について、地図等に視覚的に検証できる機能を有すること。

(2) 機器仕様

ア 経路探査サーバ（他装置への組み込み可）

- | | |
|----------|----------------------|
| ① CPU | インテルCore i5プロセッサ同等以上 |
| ② メモリ | 8GB以上 |
| ③ 補助記憶装置 | SSD256GB以上（RAID構成） |
| ④ 外部記憶装置 | 磁気ディスク又は光学ディスク等 |
| ⑤ OS | Windows11同等以上 |
| ⑥ ディスプレイ | |
| 表示南面 | 21型以上（カラー液晶ディスプレイ） |
| 画面解像度 | 1,920×1,080ドット以上 |
| 表示色カラー | 1,677万色以上 |

12 Eメール一斉指令装置

本装置は、火災等の災害発生時に、指令電送装置の指令情報送信装置等から受け取った情報を基に、消防職員やその他の関係者に対し、Eメールを使用して災害情報の伝達と招集を行えるものであること。

なお当該機能はASPサービスの利用を前提とする。

(1) 機器仕様

ア 制御装置（ASPサービスを他装置で実現している場合、運用に問題が無ければ装置共有も可とする。）

- ① CPU インテルCore i5プロセッサ同等以上

- | | | |
|---|--------|----------------------|
| ② | メモリ | 8GB以上 |
| ③ | 補助記憶装置 | SSD 256GB以上 (RAID構成) |
| ④ | 外部記憶装置 | 磁気ディスク又は光学ディスク等 |
| ⑤ | OS | Windows 11同等以上 |
| ⑥ | 入力方式 | マウス入力及びキーボード入力 |
| ⑦ | ディスプレイ | |
| | 表示南面 | 23型以上 (カラー液晶ディスプレイ) |
| | 画面解像度 | 1,920×1,080ドット以上 |
| | 表示色カラー | 1,677万色以上 |

13 出動車両運用管理装置

本装置は、管理装置（親局装置）及び車両に設置する車両運用端末装置から構成され、車両運用端末装置から車両動態及び車両位置情報等を、X i等の公衆パケット通信網・無線LAN及び消防救急デジタル無線等を介して、管理装置に電送し自動出動指定装置及び車両運用表示盤に反映するものである。

(1) 管理装置（親局装置）

本装置は、車両運用端末装置からの車両動態情報及び車両位置情報を受信し、車両動態管理及び車両位置を把握してロケーション管理ができること。

車両運用端末装置からの車両動態情報及び車両位置情報を受信し、管理ができること。

ア 機能

- ① 自動出動指定装置と連携し自動隊編成、出動指令に反映できること。
- ② 指令台のディスプレイや車両運用表示盤等に車両動態を表示できること。
- ③ 車両のロケーション管理を行い、指令台のディスプレイ等に表示できること。
- ④ 車両の動態情報及び位置情報を使用して、直近車両の出動隊編成に反映できること。
- ⑤ 蓄積管理された車両履歴情報は、署所、車種等により検索が行えること。
- ⑥ 署所名及び車両名等のデータメンテナンスにおいては、自動出動指定装置と一元化し、二重に登録する必要がないこと。
- ⑦ 車両運用端末で登録操作した動態情報を受信後、受信応答を送れること。

イ 構造概要

- ① 将来の回線増設・回線変更ができるように配慮すること。
- ② 指令台、自動出動指定装置、署所端末装置、車両運用表示盤等と連携して車両動態情報の管理が行えるもの。

ウ 機器仕様

- ① 伝送回線 デジタル専用線 (NTT 広域イーサ又は同等のもの)
- ② 登録車両数 100車両以上
- ③ 動態情報数 25種類以上 (事案経過含む)

- ④ 電源電圧 AC100±10%以内
- ⑤ CPU インテルXeonプロセッサ同等以上
- ⑥ メモリ 8GB以上
- ⑦ OS UNIX、Linux又はWindows Server同等以上

(2) 車両運用端末装置（Ⅲ型端末装置）

本装置は、車両動態の設定及び設定した車両動態情報を管理装置に送信できる装置であり、さらに道路地図・住宅地図の表示及びナビゲーションを一体化した装置であること。

また、設定車両動態等の状態が確認できること。

ア 機能

① 車両動態情報送信機能

- a Xi等の公衆パケット通信網・無線LAN及び消防救急デジタル無線等を経由して、車両の動態及び設定した車両動態情報を管理装置に送信できること。
また、登録した車両動態等の確認ができること。
- b 専用画面をタッチすることにより、車両動態及び事案経過の設定が行えること。
- c 車両動態及び事案経過は、併せて16種類以上が設定可能なこと。
また、車両動態釦は、運用を考慮し使いやすいように画面配置できること。
- d 車両動態の設定に関するの完了・エラー等の状況は、識別可能なこと。
- e 車両動態の設定時、管理装置等で登録できない場合は自動再送を行う機能を有すること。
- f 車両動態に使用される時刻は、GPS衛星から時刻信号を受けて自動校正できること。
- g 設定した動態名・設定時刻を記憶でき、画面上で動態履歴表示ができること。
- h 地図画面上に表示されている車両動態釦を押下することより、次に押すべき車両動態釦が自動的に表示される簡易動態登録機能を有すること。
- i 簡易動態登録の地図画面上に表示される車両動態釦の表示パターンについては、消防車両・救急車両・救助車両等の3車種以上で設定することが可能なこと。
- j 登録した車両動態情報は、200件以上記憶し、事案終了後でも表示できること。

② 自車位置情報検出機能

- a 車両の車速センサ及びジャイロセンサからの進行方向データによる自律航法機能とGPS衛星からの電波により自車位置及び進行方向等を検出するGPS機能を有し、それらの情報から自車位置情報を検出すること。
また、手動で補正できること。
- b GPS衛星からのGPS電波を受信できているかどうかの情報を画面上で確認できること。
- c 道路ネットワーク情報とのマップマッチング機能を有し、更なる精度向上を図

った自車位置を地図画面上に表示できること。

d 検出された自車位置情報による走行軌跡を地図画面上に表示できること。

③ 自車位置情報送信機能

a 自車位置情報はX i等の公衆パケット通信網・無線LAN及び消防救急デジタル無線等により管理装置へ送信され、自動出動指定装置等で情報管理ができること。

b 車両移動中の場合は、任意の距離毎又は任意の時間毎に自車位置情報を管理装置に送信できること。

また、設定した距離・時間は併用で送信することもできること。

c 車両移動中に自車位置情報を送信するための距離や時間間隔の設定は、画面上から職員が変更できること。

d 車両動態情報の送信時にも併せて、自車位置情報を管理装置に送信すること。

e 自動出動指定装置からの自車位置情報の要求があった場合には、自車位置情報を管理装置に送信できること。

f 車両の動態変化状況（出動時、現着時、現発・引揚時、出向時等）に応じて、送信間隔を変更できること。

④ 地図表示機能

a 本装置に入力する地図及び地図の範囲は、以下のとおりとすること。

(ア) 住宅地図：泉佐野市、田尻町、熊取町、泉南市、阪南市、岬町、貝塚市
(株ゼンリン製 ZMAP TOWN II最新版同等品)

(イ) 道路地図：全国都道府県地図（住友電工製全国デジタル道路地図同等品最新版同等品)

(ウ) 道路ネットワークデータ：住友電工製全国デジタル道路地図最新版同等品)

b 地図データエリア内の任意の位置をスクロール表示ができること。

c 縮尺を変更することで数段階の広域地図、詳細地図を表示できること。

d 自車位置を中心として、北上表示と回転表示の選択ができること。

なお、回転表示にしたときは自車の前方が広がるフロントワイド表示とすること。

e 地図表示色は、設定時刻による自動切替、若しくは手動での切替操作により、昼夜間に適した表示色にできること。

なお、自動切替する時刻の設定は、画面上から職員が変更できること。

f 手動による目的地の登録、変更及び削除が可能であること。その際、地図上には今まで登録されていた目的地のマークは消去され、新しく登録された目的地をマーク表示すること。

g 自車位置からの目的地の方向を把握するために、矢印マークの表示又は自車位置と目的地を実線にて結ぶこと。

h 自車位置と目的地を1画面内に表示するオートズーム表示が可能なこと。その

際、自車位置と災害点が近づくにつれ地図縮尺は自動的に拡大され詳細地図が表示されること。

- i 表示している地図の縮尺と方位を画面上で確認できること。
- j 輝度調整ができること。
- k X i 等の公衆パケット通信網・無線LAN及び消防救急デジタル無線等の通信状態を画面上で確認できること。
- l 自車が出動可能状態かどうか画面上で判断できること。

⑤ 出動指令情報表示機能

- a 管理装置から受信した出動指令情報を表示できること。
- b 出動指令情報を受信すると、ブザーが鳴動し、災害地点を目的地として自動設定できること。
- c 出動指令情報を受信すると、モニタの画面上に指令情報ウインドウを表示し、次の事案情報が表示できること。
 - (ア) 災害種別
 - (イ) 災害区分
 - (ウ) 事案番号
 - (エ) 指令時刻
 - (オ) 災害点住所
 - (カ) 災害点地図頁
- d 指令情報ウインドウを押下することにより、次の詳細な事案情報を表示できること。
 - (ア) 追記情報
 - (イ) 指令目標物
 - (ウ) 通報者氏名・性別・電話番号
 - (エ) 気象情報
 - (オ) 警報・注意報
 - (カ) 出動車両
 - (キ) 受付時刻
- e 出動指令情報を受信した場合は、押し忘れ防止のために「出動」釦が画面中央に表示されること。
- f 災害点付近の防火対象物や危険物施設の情報を一覧表示できること。
また、それらの属性情報や図面を表示できること。
- g X i 等の公衆パケット通信網で接続が不可能な場合は、消防救急デジタル無線を介して出動指令情報を受信できること。
- h 無線LANを使用して出動指令情報受信する無線LAN指令機能を有すること。
- i 指令センターより現在活動中の事案を取得し、一覧より出動する事案を選択して出動登録できること。

- ⑥ ルート探索・表示機能
 - a 災害点（目的地）が設定された場合、ルートを考慮した災害点（目的地）までの距離及びおおよその到着予想時刻を探索して、画面に表示できること。
 - b 災害点（目的地）までの距離及びおおよその到着予想時刻の探索に使用されたルートを地図上に表示できること。
 - c ルート通りに自車が進行しなかった場合は、ルートの再探索を行うこと。（オートリルート機能）
 - d 指令センターにて管理している通行止め情報を取り込むことにより、ルート探索に活用できること。
- ⑦ 届出情報表示機能
 - a 地図等検索装置にて管理している届出情報を取り込むことにより、地図画面上にマーク表示できること。
 - b 災害点付近の最新の届出情報を出動指令情報と共に受信し、地図画面上にマーク表示できること。
- ⑧ 他車両位置表示機能
 - a 同一事案に出動している他車両の位置を地図画面上にマーク表示すること。
 - b 他車両のマークの種類は、車種毎に9種類以上の異なるマークで表示できること。
 - c 他車両のマークの表示色は、出動、引揚等の車両動態により異なる色で表示できること。
 - d 他車両のマークの下には車両名称が表示されること。
 - e 他事案で出動している車両の位置を取得し、地図画面上にマーク表示できること。
- ⑨ 水利予約、部署位置予約機能
 - a 自車で使用したい水利を予約・解除できること。
 - b 同一事案に出動している他車の水利予約状況が地図画面上にマーク表示されること。
 - c 自車で使用したい部署位置を予約・解除できること。
 - d 同一事案に出動している他車の部署位置予約状況が地図画面上にマーク表示されること。
 - e 引揚又は帰署の車両動態登録時、若しくは次の出動指令情報受信時には自動的に予約状況が解除されること。
 - f 同一事案に出動している他車が引揚若しくは帰署の車両動態登録した場合は、地図画面上から予約状況のマークが消去されること。
- ⑩ 情報検索・表示機能
 - a 指令センターにて管理している住所情報から、住所一覧表示が行えること。
また、カナ検索により住所を検索し、該当する住所付近の地図表示が行えること。

と。

- b 指令センターにて管理している目標物情報から、目標物一覧表示が行えること。
また、分類検索、カナ検索、電話番号検索により目標物を検索し、該当する目標物付近の地図表示が行えること。
 - c 自動出動指定装置にて管理している病院情報から、病院一覧表示が行えること。
また、主要病院検索、カナ検索、地区検索、災害点（目的地）直近検索及び自転車位置直近検索により病院を検索して、該当する病院付近の地図表示が行えること。
 - d 地図画面上のマークをタッチすることにより、指令センターにて管理している防火対象物、危険物施設等の属性及び図面情報を表示できること。
 - e 検索履歴を表示できること。
 - f 緯度経度による検索が行えること。
また、目的地及び現在地の緯度経度を取得できること。
- ⑪ 自動出動指定装置等との通信機能
- a 自動出動指定装置とメッセージの送受信が行えること。
 - b 科目等の検索条件を指定することにより、自動出動指定装置にて管理している病院の診療可否情報等を表示できること。
 - c 科目条件検索等で表示された病院情報から、搬送先病院を自動出動指定装置に送信できること。
 - d 自動出動指定装置へ搬送先病院情報を送信する際、搬送者の氏名（カタカナ）
・年齢・性別・傷病程度・搬送病院の搬送理由、若しくは交渉病院の搬送拒否理由等も送信できること。
 - e 不搬送だった場合、不搬送情報とともに不搬送理由も自動出動指定装置へ送信できること。
 - f 各救急隊等の搬送及び交渉した病院一覧等を表示し、共有できること。
- ⑫ データメンテナンス機能
- a 消防職員の操作にて、指令センターで管理している目標物・水利・防火対象物
・危険物施設等のマーク情報及び属性情報を取り込み、反映できること。
 - b 消防職員の操作にて、指令センターで修正した住宅地図情報等を取り込み、反映できること。
 - c 消防職員の操作にて、指令センターで修正した図面を取り込み、反映できること。
 - d 消防職員の操作又は自動にて、指令センターにて管理している届出情報（不能水利、通行止、火煙上昇、その他等）を取り込み、反映できること。
 - e 消防職員の操作にて、指令センターにて管理しているノード・リンク情報を取り込み、反映できること。
 - f 上記の各種情報は、指令センターのメンテナンス装置等で各車両の更新状況を確認できること。

⑬ 無線接続機能

既存消防デジタル車載型無線機と接続し、車両運用端末から無線操作が可能であること。

また、自動出動指定装置等により送信されたチャンネル指定釦により、指定された周波数に変更が可能であるとともに、GPSによる自車位置情報を基に、甲が指定した走行位置を管轄する周波数に変更が可能となる釦を設けること。

イ 構造概要

① AVM動態設定を行う釦操作部と、地図の表示を行う地図表示部が一緒になった完全一体型構造の画面タッチパネル式とすること。

② モニタ部は10型以上の液晶ディスプレイ等とし、画面解像度はWUXGA相当(1,920×1,200ドット)対応し、住宅地図まで詳細にカラー表示できること。

③ 通信装置は、Xi等の公衆パケット通信網・無線LAN及び消防救急デジタル無線等での通信が可能であること。

④ タッチパネル又は釦は出動隊が手袋着用のまま、若しくはタッチペンによりスムーズな操作が可能であること。

なお、タッチペンは紛失しない措置を取ること。

⑤ 車外設定端末装置を接続できること。

⑥ 各構成機器は、車両の振動等による影響を受けない構造であること。

⑦ 車両に設置する方法については、甲と協議すること。

⑧ 出動指令情報を受信した場合、出動隊が車両に乗車してエンジンをかける前の無人状態でも、自動的に起動する自動起動機能を有すること。

なお、この際の待機消費電流は10mAまでとし、車両バッテリー残量が一定値を下回った場合、自動的に電流供給を停止する機能を有すること。

⑨ Xi等の公衆パケット通信網の空中線については、端末内蔵型又は外部空中線方式とし、外部空中線となる場合は適正な位置に設置すること。

⑩ 署所待機中の常時充電が不要であること。

⑪ 署所には無線LANによる電送受令を可能とし、無線LAN到達エリア内ではパケット通信網を介すことなく無線LANによる指令情報の伝達が行え、パケット通信料の低減が図れるよう考慮すること。

また、無線LANの送受信機については、車両運用端末装置を有する全車両に電波が到達する適正な位置に配備すること。

なお、屋外への無線LANの電波到達は不可とするが、庁舎敷地内での訓練等に対応するため、甲が指定する位置に電波が到達するよう配備すること。

⑫ 待機中等電源オフの状態でも指令送信が行われた場合でも、電源オンだけで管理装置に災害情報を自動照会し、受信・表示できること。

⑬ 出動指令対象外の車両が署所判断にて出動した場合、指令センターより進行中事

案を取得、選択することにより、出動登録ができること。

⑭ 自動出動指定装置と連動し、無線LANの到達エリアであるなしに係わらず、X i等の公衆パケット通信網を通じて災害地点情報を受令でき、災害地点を中心とした地図を表示できること。

⑮ パケット通信装置は、X i等第4世代パケット通信網対応であること。

⑯ 現在の車両位置から直近順に病院を検索でき、検索した病院の情報が表示できること。

診療科目(複数)、当番医及び男女空きベッド数を検索条件として設定できること。

また、検索した病院の各種情報(住所、電話番号、総病床数、診療科目等)が表示できること。

他車両表示においては、動態、進行方向、同一事案出動及び他事案出動が画面上で識別できるように表示すること。

⑰ 地図上の防火対象物や危険物施設のシンボルマークを選択することにより、該当シンボルに属する支援情報(文字情報や配置図面等の画像情報)を表示できること。

また、画像表示は、拡大・縮小、スクロール、全体表示、横幅基準表示等ができること。

ウ 機器仕様(パナソニック タフブック FZ-G2NBMLAJ 相当)

- | | |
|-----------|-----------------------------|
| ① 通信方法 | 携帯電話回線(㈱NTTドコモ X iサービス同等以上) |
| ② 動態情報数 | 25種類以上(事案経過含む) |
| ③ 電源 | 電源電圧12V系車両及び24V系車両に搭載できること |
| ④ モニター部 | タッチパネル及び釦方式 10型及び12型以上液晶モニタ |
| ⑤ 起動時間 | 60秒以内 |
| ⑥ 消費電流 | 15A(稼働時) |
| ⑦ CPU | インテルCore Ultra 5プロセッサ同等以上 |
| ⑧ メモリ | 16GB以上 |
| ⑨ OS | Windows 11同等以上 |
| ⑩ 無線LAN機能 | IEEE 802.11a/b/g/n/ac/ax 準拠 |

(3) 車外設定端末装置

車両運用端末装置に付加し、消防車両の車両側面に設定し、放水開始、放水停止等4項目以上の動態設定操作ができること。

ア 車両の車外に取り付けられ、車外活動時に動態設定ができること。

イ 車両に確実に固定し、振動等による脱落、盗難防止措置を施すこと。

ウ 特に防水・防塵対策を施した構造であること。

(4) 方面隊端末装置

方面隊が災害現場において各車両の位置情報、出動事案情報を確認することができ、災害対応を柔軟に行える機能を有すること。

ア 機能

① 指令受信機能

災害発生時に指令センターより送出された次の指令情報、災害地点の情報表示ができること。

- a 指令時刻 b 災害種別 c 災害地点住所、対象物名称、地図位置
d 出動目標物情報 e 傷病者情報 f 気象情報 g 気象情報 h 出動車両
i 事案番号 j 自車位置から災害地点までのルート表示

② 他車一覧表示機能

車両一覧から任意の車両を選択することで、選択された車両の詳細情報及び位置を地図上に表示できること。

③ 事案一覧機能

活動事案の一覧を表示できること、また簡易的に出動事案を作成する機能を有すること。

④ 方面隊事案一覧

現在進行中の事案及び過去事案の検索が行え一覧表示できること。

⑤ 方面隊車両一覧

指令センターから車両情報を取得し他車両の動態情報を一覧表示でき、動態設定が行えること。

イ 機器

- | | |
|----------|--|
| ① 構造 | ベゼル マグネシウム |
| 外形 | マグネシウム |
| ② 外形寸法 | 約 281×199×25mm |
| ③ 質量 | 約 1.1Kg |
| ④ 入力電圧 | DC16 |
| ⑤ 電圧変動範囲 | DC11.5V～DC12.5V |
| ⑥ 消費電流 | 4.06A |
| ⑦ 環境条件 | 動作温度範囲 -10度～+50度
動作湿度範囲 30%RH～80%RH（結露無きこと） |
| ⑧ 解像度 | 1,920×1,200ドット（WUXGA）相当 |
| ⑨ ディスク容量 | 128GB |

14 メール119番受信装置

本装置は、聴覚障がい者や言語障がい者等が携帯電話やパーソナルコンピュータ等のEメールにより緊急通報を行った場合の専用受信端末装置である。

基本機能

(1) 機能

ア 各社携帯電話及びパーソナルコンピュータ等、Eメールが利用できる端末からのEメールを受信できること。

- イ メール受信時は、信号灯の点灯及びブザーや音声等により確実に受信状態を把握できること。
- ウ 登録者からのメール通報に対しては、受け付けた旨のメールを送信できること。
- エ 外部レンタルサーバ装置等を経由し、インターネットを通じてメールの送受信ができること。
- オ 登録申請受付時に利用者の住所、既往歴、掛かり付け病院、親族等連絡先等の情報をあらかじめ登録しておくことによって指令台画面に表示できること。
- カ 受信した情報を1,000件以上保存し、一覧形式で表示できること。
- キ メール119番着信件数の統計ができること。
- ク メール119番到着確認の間隔は任意設定ができること。
- ケ 受信エラー等が監視でき、メール受信と区別して確認・表示ができること。
- コ 回線障害、回線断、通信エラー等の電送路障害の場合でも、受信エラー回数に達するまでリトライし、動作中に受信エラーで停止することがないこと。

(2) セキュリティ対策

- ア 個人情報を取り扱うため、万が一流出した場合にも他者が情報を閲覧できぬよう、データベースの構造や属性を閲覧できないものとする。
- イ 端末にはウイルス対策ソフトをインストールし、自動アップデートにより常に最新の状態でシステムを保護するとともに、定期的なコンピュータウイルスの検索を行い、ウイルス感染の疑いがある場合は警告及び駆除すること。
また、リムーバブルメディアを使用する場合は、接続と同時にウイルス検索を自動的に行うとともに、ウイルス感染の疑いがある場合は警告及び駆除すること。
- ウ ファイアウォール等を利用することにより、セキュリティを考慮した運用が行えること。

(3) 機器仕様

ア 制御処理装置

- ① CPU インテルCore i5プロセッサ同等以上
- ② メモリ 8GB以上
- ③ 補助記憶装置 SSD256GB以上 (RAID構成)
※CPUに影響しないハードウェアRAID方式とする。
- ④ 外部記憶装置 磁気ディスク又は光学ディスク等
- ⑤ OS Windows 11同等以上
- ⑥ ディスプレイ
 - 表示南面 21型以上 (カラーディスプレイ)
 - 画面解像度 1,920×1,080ドット以上
 - 表示色カラー 1,677万色以上

イ 着信表示灯

- ① 点灯色：1色

② ブザー音：2音

15 システム監視装置

本装置は、本システムの運用状況を管理し、本システムの現在の運用状況及び障害発生時において、通信員等に対する通知機能を有するものであること。

(1) 機能

ア 本システムの主要機器の動作状況が監視できること。監視対象として、以下の複数の監視方式により、様々な視点での監視が行えること。各機器の監視対象はネットワークトラフィック等を考慮し、打合せにより調整を行うものとする。

イ 検出した障害情報を障害監視装置等に表示するとともに、以下の方式により、通信員等に通知できること。

① システム監視装置ディスプレイ上へのメッセージ表示（軽度・重度等の障害レベルも表示できること。）

② ブザー音による通知（鳴動抑止設定ができること。）

③ 障害通知書のプリンタ出力

ウ 検出した障害情報は履歴管理し、検索・プリンタ出力が行えること。

なお、障害履歴は1年間保持できること。

(2) 機器仕様

ア CPU	インテルCore i5プロセッサ同等以上
イ メモリ	8GB以上
ウ 補助記憶装置	SSD256GB以上（RAID構成）
エ 外部記憶装置	磁気ディスク又は光学ディスク等
オ OS	Windows11同等以上
カ 入力方式	マウス入力及びキーボード入力
キ ディスプレイ	
表示画面	21型以上（カラーディスプレイ）
画面解像度	1,920×1,080ドット以上
表示色カラー	1677万色以上

16 電源設備

本システムに必要となる電源設備は無停電電源装置（AC100V系）及び直流電源装置（DC48V）であり、各装置の電源を一元的に管理し、安全性を十分配慮した構造及び配置とすること。

(1) 機能

ア 供給電源は、負荷側の最繁時消費電流を安全に供給できる容量であること。

イ 供給電圧は、常に負荷側の動作電圧の変動許容範囲であること。

ウ 停電時に給電の停止を避けるため、蓄電池等の容量は発動発電機の正常な運転の再

間に必要な遅延時間以上、十分な時間（10分程度）を確保できること。

エ 停電時に、各署所の既設発動発電機により電源供給が開始されるまでの間は、当該電源設備により電源供給し、発動発電機が稼働すれば給電を停止させることなく、発動発電機からの電源供給に切替えが可能であること。

また、各署所の既設発動発電機の電源容量等を検証し対応すること。

(2) 構造概要

ア 無停電電源装置

① 無停電電源装置（消防本部設置機器用）

a 本装置は自動出動指定装置等の指令装置や構内電話交換装置等を除く、AC100Vで動作する各装置へ安定化及び無停電化した電源を給電できること。

b 完全バイパス回路を有する入出力盤を設置し、バックアップ対策を行うこと。

c 障害等の警報出力（故障、バッテリー運転等）をシステム監視装置等に表示できること。

d 機器仕様

(ア) 運転方式 常時インバータ運転／直送電源待機方式

(イ) 停電時切替 無瞬断切替

(ウ) 周波数・波形歪率 50/60Hz、10%以下

(エ) 入力電圧 交流3φ200V±10%又は、1φ200/100V±10%以内

(オ) 出力電圧 交流1φ100V±10%以内

(カ) 定格出力容量 負荷側の最繁時の消費電流を供給できること。

(キ) 蓄電池形式 MSE型（FVL型）同等以上（長寿命型）

(ク) 蓄電池容量 停電時100%負荷で10分以上の補償が可能な容量であること。

(ケ) 構造 キュービクルタイプ・前面保守型

(コ) 停電補償時間 非常電源にて停電時100%負荷で10分以上の保障ができること。

② 無停電電源装置（署所用）

a 指令情報出力装置等のAC100Vで動作する機器へ安定化及び無停電化した電源を供給する装置であること。

b 機器仕様

(ア) 容量 1.5KVA以上

(イ) 停電補償時間 10分間以上

(ウ) 入力 AC100V 単相2線

(エ) 出力 AC100V

イ 直流電源装置

① 整流器及び蓄電池等で構成すること。

- ② 整流器はn + 1方式とし、各ユニットの容量は本施設を構成する機器の消費電流以上であること。
- ③ 負荷側については、各機器供給用の直流分電盤を設けて、個別の開閉ができること。
- ④ 障害等の警報出力を外部の警報表示盤等に表示できること。
- ⑤ キュービクルタイプ・前面保守型とし、保守が容易に行える構造であること。
- ⑥ 機器仕様
 - a 入力電圧等 交流3φ200V±10%
又は1φ200V/100V±10%以内
(50/60Hz)
 - b 力率 70%以上
 - c 負荷側電圧 直流-48V±10%以内
 - d 定格出力容量 負荷側の最繁時の消費電流を供給できること。
 - e 蓄電池形式 MSE型同等以上
 - f 蓄電池容量 停電時100%負荷で3時間以上の補償が可能な容量であること。

17 指令用FAX装置

本装置は、消防本部用、署所用、聴覚障がい者用、業務用及び消防団員用で構成する。

なお、本装置は本事業で整備する電話交換機（消防本部及び署所用）と接続し、一般加入回線及びIP電話回線により送受信できること。

(1) 指令用FAX装置（消防本部用）

本装置は、指令センターから各署所又は消防団車庫へFAXを用いた指令伝達に使用するものであり、一般加入回線での発着信及び電話交換機（IP電話回線により接続）により接続された内線回線での発着信が可能であること。

また、一般加入回線及び内線回線を使用し、NTTコミュニケーションズのBizFAX等による一斉同報送信が可能であること。

機器仕様

- ① インク方式 トナーカートリッジ式
- ② 対応用紙サイズ A3、B4、A4、B5等
- ③ 用紙格納 給紙ユニット2個以上（用紙サイズ対応）
- ④ その他機能 オートフィーダー

(2) 指令用FAX装置（署所用）

本装置は、各署所間又は通信指令センターへFAXを用いた情報伝達に使用するものであり、一般加入回線での発着信及び電話交換機（IP電話回線により接続）により接続された内線回線での発着信が可能であること。

また、指令回線に使用する専用線が断線した場合のバックアップとして、指令装置か

ら送信される出動指令書を、一般加入回線を通じて受信できること。(内線回線使用不可のため)

機器仕様

- | | |
|-----------|-------------------------|
| ① インク方式 | トナーカートリッジ式 |
| ② 対応用紙サイズ | A 4、B 5等 |
| ③ 用紙格納 | 給紙ユニット1個以上(A 4用紙対応) |
| ④ その他機能 | オートフィーダー
受信内容プレビュー機能 |

(3) 聴覚障がい者用FAX

本装置は、指令台等と接続され、指令台で聴覚障がい者等からのFAX通信を受信した時は、通信操作部の転送作業により指定FAXで受信できること。

また、指令台側では119番受信時と同様に自動出動指定装置と連動して事案が作成できること。

なお、通報者への出動状況を連絡するため、一般加入回線での発着信及び電話交換機(I P電話回線により接続)により接続された内線回線での発着信が可能であること。

ア 基本機能

- ① 指令台から転送される119番FAX信号を受信し、記録用紙に印字できること。
- ② 指令台からの信号転送に対し、遅延なく印字できること。
- ③ 記録用紙に印字するとともに、指令台に搭載した支援情報表示装置の操作で、画面上でFAX通報内容を確認できること。

イ 機器仕様

- | | |
|-----------|---------------------|
| ① インク方式 | トナーカートリッジ式 |
| ② 対応用紙サイズ | A 4、B 5等 |
| ③ 用紙格納 | 給紙ユニット1個以上(A 4用紙対応) |
| ④ その他機能 | オートフィーダー |

(4) 通信指令業務用FAX

本装置は、関係機関等からの緊急通報等の受信に使用するものであり、一般加入回線での発着信及び電話交換機(I P電話回線により接続)により接続された内線回線での発着信が可能であること。

機器仕様

- | | |
|-----------|---------------------|
| ① インク方式 | トナーカートリッジ式 |
| ② 対応用紙サイズ | A 3、B 4、A 4、B 5等 |
| ③ 用紙格納 | 給紙ユニット2個以上(用紙サイズ対応) |
| ④ その他機能 | オートフィーダー |

(5) 消防団員用FAX装置

本装置は、甲が管轄する各市町の消防団車庫へのFAX指令に使用するものであり、一般加入回線での発着信が可能であること。

機器仕様

- | | |
|-----------|-------------------------|
| ① インク方式 | トナーカートリッジ式 |
| ② 対応用紙サイズ | A 4、B 5等 |
| ③ 用紙格納 | 給紙ユニット1個以上（A 4用紙対応） |
| ④ その他機能 | オートフィーダー
受信内容プレビュー機能 |

18 ネットワーク装置

本装置は、コンピュータ系設備を相互接続し、データ通信を可能とするための装置である。

(1) 機能

ア 消防本部内は、コアスイッチを中核としたスター型の構成とすること。コアスイッチは、二重化構成とし、片方の機器が停止しても無停止で運用が継続できること。

イ 消防本部内の各コンピュータ系設備は、基本的にアクセススイッチに收容すること。

ウ 消防本部内のアクセススイッチは、コアスイッチに收容すること。

エ 消防本部と各署所は、広域イーサネット等の高速の広域網を使用して接続すること。

オ 広域網へは、アクセスルータを使用して接続すること。

カ 各署所の各コンピュータ系設備は、基本的にアクセススイッチに收容すること。

キ 各署所のアクセススイッチは、アクセスルータに收容すること。

ク 無線LAN機器（ルータ）を用いて、事務用パソコン及び指揮本部用端末のアップデート等に無線を用いて対応できること。

ケ NAS装置を用いて「現場画像伝送システム」及び「映像通報システム（医療情報収集用端末を含む）」等で受信した映像データ等を集約保存させること。

(2) 機器仕様

ア コアスイッチ

- | | |
|------------|---|
| ① インターフェース | 100BASE-T/1000BASE/TX相当 |
| ② スイッチング容量 | 12.8Gbps以上 |
| ③ ルーティング機能 | RIP、スタティックルーティング |
| ④ 転送レート | 9.53Mbps以上 |
| ⑤ 管理機能 | SNMP、NTP、Syslog、Webコンソール |
| ⑥ その他機能 | VLAN（IEEE802.1Q等）
リンクアグリゲーション、MSTP、QoS |

イ アクセススイッチ

- | | |
|------------|--------------------------|
| ① インターフェース | 100BASE-T/1000BASE/TX相当 |
| ② スイッチング容量 | 9.2Gbps以上 |
| ③ 転送レート | 6.8Mbps以上 |
| ④ 管理機能 | SNMP、NTP、Syslog、Webコンソール |

⑤ その他機能	VLAN (IEEE802.1Q等) リンクアグリゲーション、MSTP、QoS
ウ アクセスルータ	
① インターフェース	100BASE-T/1000BASE/TX相当
② ルーティング機能	RIP、スタティックルーティング
③ 管理機能	SNMP、NTP、Syslog、Webコンソール
④ その他機能	VLAN (IEEE802.1Q等) QoS、IPパケットフィルタリング
エ 無線/有線ルータ	IEEE802.11ax (Wifi6) 以上
オ NAS装置	8TB以上の保存容量を有し、RAID構成であること。

19 統合型位置情報通知システム

本システムは、携帯電話・IP電話・固定電話等からの119番通報発信位置を受信し、自動出動指定装置・地図等検索装置にて表示を行うシステムである。

(1) 機能

ア 固定電話・携帯電話・IP電話

- ① 119番通報を消防指令システムで受付けた際、119番回線とは別の回線〔位置情報送受信回線 (IP-VPN回線)〕にて事業者側より送信される位置情報を位置情報受信装置にて受信できること。(184又は非通知での通報の場合を除く。)
- ② 消防指令システム側から位置情報要求操作ができること。
- ③ 受信した位置情報を自動出動指定装置・地図等検索装置にて表示できること。
- ④ 冗長化構成とすること。

イ IP-VPN回線

信頼性の面から2回線を通信事業者IP-VPN接続網に接続し、片方のIP-VPN回線に障害が発生した場合、他方のIP-VPN回線を経由して、全ての通信が可能であること。

(2) 機器仕様

ア 位置情報受信装置 2式 (他装置への組込みも可とする)

- ① CPU インテルXeonプロセッサ同等以上
- ② メモリ 16GB以上
- ③ 補助記憶装置 SSD256GB以上 (RAID構成)
- ④ OS UNIX、Linux又はWindows Server同等以上

イ IP-VPN接続ルータ 2式

20 拡張台

本台は、指令台、指揮台及び無線統制台に併設する専用台として作成され、机上面積の

拡張が行え、また、台内に各種パーソナルコンピュータ等の格納ができるものとし、指令台等とデザイン及び色等を調和させたものであるとともに、鋼製据置台で内部に各機器の制御処理装置を収容できる構造とすること。

21 現場画像伝送システム

本装置は、LTE等の公衆パケット通信網を利用した通信端末により、災害現場（火災、自然災害、事故等）等の状況を通信指令センターへ映像及び音声により、リアルタイムに伝達し、現地の情報を共有することにより、迅速で的確な指示・対応に利用するものである。

なお当該機能はASPサービスの利用を前提とする。

(1) 構成

ア	現場画像受信パソコン	2式
イ	スマートフォン	12式
ウ	ウイルス対策ソフト（現場画像受信パソコン用）	2式
エ	ウイルス対策ソフト（スマートフォン用）	12式
オ	Bluetoothヘッドセット	12式
カ	スマートフォン用タッチペン	12式
キ	スマートフォン用車載ホルダー	12式
ク	スマートフォン用DC充電アダプタ	12式
ケ	HDMI分配器（同時出力可）	2式
コ	HDMIケーブル	4式
サ	microSDXCカード（256GB）	12式
シ	その他付属品	必要数

(2) 機器仕様

ア 現場画像受信用パソコン

- ① CPU インテルCore i7プロセッサ同等以上
- ② メモリ 32GB以上
- ③ 補助記憶装置 SSD512GB以上（RAID構成）
※CPUに影響しないハードウェアRAID方式とする。
- ④ 外部記憶装置 磁気ディスク又は光学ディスク等
- ⑤ OS Windows 11同等以上
- ⑥ 入力方式 マウス入力及びキーボード入力
- ⑦ ディスプレイ
表示画面 21型以上（カラー液晶ディスプレイ）
- ⑧ 標準搭載ソフト Microsoft Office Home & Business 2024

イ スマートフォン（京セラ DuraForceEx KC-S703 相当）

- ①CPU MediaTekDimensity700 2.2GHz(2コア)+2.0GHz(6コア)相当

②メモリ	内蔵 RAM : 4GB/ROM : 64GB 相当 外部 microSDXC™ (最大 1TB) 相当
③OS	Android13 相当以上
④ディスプレイ	約 5.8 インチ HD+ TFT 液晶相当以上
⑤対応通信規格	L T E 以上 Wi-Fi IEEE802.11a/b/g/n/ac 以上 Bluetooth Ver. 5.3 以上
⑥耐衝撃・防水・防塵	耐衝撃 (MIL-STD-810H Method 516.8:Shock-Procedure IV) 防水 IPX5/IPX8 相当 防塵 IP6X 相当

22 支援情報システム

本システムは、甲が管理、使用する各種データを電子化、効率化し、各種データベースの共有化により、消防活動の支援情報として活用するとともに、迅速確実な消防行政の実現を図ることを目的とする。

なお、乙は仕様内容に関して相当の時間をかけて甲と協議及び調整を行い、本システムにおける仕様内容の解釈に甲乙で齟齬が生じないよう努め、甲の意図する仕様内容を本システムに反映させること。また現行の運用を加味し、システム運用管理方法について支援を行うこと。詳細は別途協議とする。

(1) システム全般

ア 総合的な支援情報システムを構築すること。

イ システムの保守管理及びデータメンテナンス等が容易で短時間に行え、かつ機能変更や追加の作業効率、経済性を考慮したシステム設計であること。

ウ 重要な装置については極力無停止化を図るとともに、他の機種等にあってもハード設計及び設置工事において、地震等の災害発生を考慮した設計とし、かつ不測の事態にも対応可能な信頼性の高いシステムとすること。

エ 一部の機器の故障によりシステム全体への故障へと波及しないものであること。

オ 社会情勢の変化や関係法令改正等によるプログラムの改造が容易であり端末装置の増設及びシステムの拡張を有するシステムとすること。

カ 総務省消防庁において実施されている火災・救急・救助等報告オンラインシステム及びウツタイン様式調査オンライン処理システム及び「大阪府救急搬送支援・情報収集・集計分析システム (ORION)」に対応したシステムとすること。

キ 本システムに接続する支援情報端末装置から Web 方式ですべての支援情報管理業務を行えること。

ク 支援情報管理業務の実施にあたっては、支援情報端末装置に専用のアプリケーションソフトウェアや個別のデータ等を必要としないこと。

ケ 国へのオンライン報告等オンラインシステムにて報告するデータについては、消防

庁・大阪府救急活動記録収集検証システムで定めるフォーマットにて外部出力できること。

また、オリオン端末で入力し出力したデータを活用できること。

コ 報告書出力や CSV 出力をはじめ支援情報システムの操作全般において、処理遅延や通信遅延などが発生しないよう、処理能力を十分に確保したシステムとすること。

サ 既存設備に使用しているデータについては、既設設備の調査、およびデータ解析によりデータの取り出し、新システムへの取り込みまでのすべてを受注者が行うこと。

また、既設システムの稼動に影響を与えないように留意すること。

シ 本システムは、大阪府「救急搬送支援・情報収集・集計分析システム（ORION）」とのデータ連携を行うものとする。データ連携詳細は発注者と協議するものとする。

(2) 共通機能

ア クライアント端末には、ブラウザ、Acrobat Readerのみ搭載されていれば動作可能とし、他に特別なソフトをインストールしなくても使用が可能であること。

イ クライアント端末にて本システムが参照する各種マスタデータは、支援サーバにて1つのファイルで一括管理とし、クライアント端末に各種マスタデータをインストールしなくても使用が可能であること。

ウ 支援情報システムネットワーク上に接続されているクライアント端末（ブラウザ、Acrobat Reader搭載）であれば、予め業務システムを利用するクライアント端末を特定することなく、何れのクライアント端末でも業務が可能であること。

エ 本システムの使用ライセンスは、本システムを使用する端末台数分必要とするのではなく、同時に使用する端末台数分とする同時使用ライセンス方式とし、同時使用ライセンス数は支援サーバでの管理とする。使用ライセンス数は、システム毎に個別で設定可能とすること。

オ 将来において端末台数が増加の場合でも、同時に使用する端末数を変更しなければ追加ライセンスの購入は不要とすること。

また、追加する際にはクライアント端末にブラウザ、Acrobat Readerが搭載されていれば、その他のソフトをインストールせずに、容易に端末を増やせる仕組みであること。

なお、同時使用端末数を増加したい場合には、システムのライセンスを追加購入し、支援サーバに登録することで、容易に同時使用端末数を増やすことができる仕組みであること。

カ 将来本システムのバージョンアップ、法改正対応、システム追加を行う際には、支援サーバのソフトのみを更新対象とし、クライアント端末への更新作業が発生しない仕組みとすること。また、バージョンアップを含む一連のシステム改修を行う場合は、作業前の諸設定及び各種データを保持し、作業後に消防職員による再設定及び再入力を要しないこと。

キ ユーザ独自帳票を、E x c e lを利用して簡単に作成することを可能とし、報告書等作成の場合は、関数等を利用せず、E x c e lのみを利用して日本語にて設定ができること。

E x c e lにて作成した各種様式と出力データの関連付けは、特定の端末へソフト等をインストールすることなく、本システムが利用可能な全てのクライアント端末でブラウザから行えること。

併せて、E x c e lで作成されたユーザ独自帳票も、クライアント端末を特定することなく本システムが利用可能な全てのクライアント端末でブラウザから行えること。

なお、甲の独自帳票は別に指示する。

ク 消防本部独自帳票作成

現行使用中の帳票をもとに、乙にて帳票フォーマットを作成するものとし、帳票作成に必要な費用は乙の負担とする。

ケ 活動報告書

火災・救急・救助・調査・防災等の各報告書は、別途甲と協議し乙にて帳票フォーマットを作成するものとし、帳票作成に必要な費用は乙の負担とする。

コ 各業務におけるデータは、年報報告用の統計方式に編集できること。

なお、年報報告用の編集に関しては別途甲の指示に従うこと。

サ 簡易帳票出力はE x c e lの他に、クライアント端末へ出力帳票を表示する時間やネットワークへの負荷等を考慮して、支援サーバ内にて出力帳票をPDFファイル化する出力方式を選択できること。

シ 台帳入力関係等

① 各業務システムの台帳入力項目は、必須入力項目、国表集計対象項目の識別ができること。

② 国表集計にかかわるデータの突合チェックが行え、突合エラーがある場合には、そのエラー内容を文字表示できること。

突合エラーを修正する際には、エラー表示を閉じることなく、エラー内容を確認・修正できること。

また、消防独自の突合条件を設定することができ、必要に応じて突合チェックができること。

③ 台帳入力項目のチェックは、台帳画面遷移時や台帳登録時にまとめて行うのではなく、項目入力する都度チェックし入力間違いがある場合には、入力操作者に即座にメッセージ表示にて通知ができること。

また、マスタ参照項目については、入力作業の効率化ができるように、サブウィンドウを表示選択して入力するだけでなく、マスタコードを直接入力することもできること。

④ 各業務システムは、台帳入力項目全てを検索対象項目とし、任意の検索項目、検索条件及び並び替え条件等の出力条件を設定し検索が行えること。

検索操作は専門知識を必要とせず簡単に操作できること。

検索結果からは容易に該当の台帳画面に遷移し、データメンテナンスが可能であること。

また、検索条件の再利用もできること。

- ⑤ 各業務システムは、十分な予備項目を予め具備し、稼動後も必要時容易に入力項目の追加が可能であること。
- ⑥ 各業務システムは、掲示板機能を具備し、システム毎に各システム利用者へ連絡事項や個人宛の連絡事項を簡単に登録することで、システム毎に登録された情報の掲示ができること。
- ⑦ システムから帳票出力した際には、自動的に結果をクライアント画面に表示し、ワンクリックで自PCに登録されているプリンタに出力できること。
- ⑧ 出力された帳票は、容易に回覧できるよう、ワンクリックでメールに添付できること。
- ⑨ サイズの大きい帳票の内容が簡単に確認できるよう、ズームイン、ズームアウトをワンクリックで可能とすること。

また、直接表示倍率を指定できること。

- ⑩ 帳票出力結果が複数ページの際、容易に特定のページを閲覧できるよう、サムネイル表示できること。
- ⑪ 特定語句をキーワードにして帳票内を検索し、該当する箇所を結果一覧で表示できること。

また、該当結果をクリックすることで、即座に該当ページにジャンプすることができること。

- ⑫ 出力された帳票に、資料、情報を補足できるよう、添付ファイルの追加ができること。
- ⑬ 帳票にはパスワードを付与し、印刷結果を表示する際にパスワードを求めることができること。
- ⑭ 順次画面を遷移させる機能に併せ、効率的に業務を進められるよう、作業したい画面に直接遷移することができること。
- ⑮ 各業務システムには図面、画像、資料等のファイル添付機能を有すること。

また、敷地台帳の中に棟別台帳となる等、階層構造でファイルが登録できること。

なお、ファイル添付は種類に制限無く、登録ができること。

- ⑯ 登録したデータは全てCSVファイルにて出力できること。
- ⑰ 各種報告書を入力することで、統計表（年報・概況）に反映させること。

ス システム管理等

- ① 常に支援サーバの稼動状況を監視し、一時的な同時使用等による高負荷がかかっている場合には、帳票集計等新たな負荷がかからないよう自動的に制御されていること。

- ② 各業務システムには、ユーザ管理機能を具備し、「どのクライアント端末で」、「どの業務システムを使用中か」を本システム管理者が把握できる機能を有すること。
利用時には操作者が利用ID入力を行いログインするものとし、操作終了時には手動によるログアウト又は一定期間操作が行われなかった場合の自動的ログアウトに対応すること。
- ③ 各操作者に割り当てられる利用ID毎に、「台帳入力」、「検索」、「印刷」等、機能別に利用可否を設定できること。
- ④ 支援サーバで管理されているデータベースは個人情報扱うため、万が一流出した場合にも他者が情報を閲覧できないものとし、又データベースの構造や属性も閲覧できないものとする事。
また、本システムについては、甲が管理するクライアント、指令装置、指揮本部用設備及び車両運用端末装置のみ接続可能とし、外部からの情報の閲覧、修正及び情報の抜き出しができないようにすること。
- ⑤ パフォーマンスを常に安定したものとするため、データベース自らキャッシュ操作し自動的にパフォーマンス調整できること。
- ⑥ 運用後の法改正や規則変更迅速かつ低コストで対応できるよう、入力項目の桁数変更等については、設定を1箇所変更するだけで、関連する機能全てに自動反映されること。
- ⑦ 将来、クライアント（タブレットを含む）やシステムの増設に柔軟に対応できるよう、各々のソフト構成で示したシステム毎に自由にサーバを分離する等柔軟な対応ができること。
- ⑧ サーバ及びクライアント（タブレットを含む）にはウイルス対策ソフトをインストールし、自動アップデートにより常に最新の状態でシステムを保護するとともに、リムーバブルメディアを含め定期的なコンピュータウイルスの検索を行い、ウイルス感染の疑いがある場合は警告及び駆除すること。
- ⑨ 本業務では支援情報システムへのアクセスにタブレットを用いて庁舎外部からも行う。タブレットのアクセス回線を認められた専用端末及びユーザ以外からのアクセスを物理的に不可能とするなど、強固なセキュリティ性を確保した構成とすること。
- ⑩ 前項のタブレットは万が一の盗難・紛失に備え、当該タブレット内にデータを残さない仕組みを備えること。
- ⑪ 前項のタブレットは万が一の盗難・紛失に備え、データに常時暗号化を施すとともに当該タブレットを解体した場合であっても解析できない仕組みを備えること。
- ⑫ 前項のタブレットは庁舎外部でモバイルプリンタとの接続も行う。
- ⑬ 各システムにおいて入力されたデータに基づく台帳について、当該台帳データを削除した場合であっても、当該台帳にリンクされている関係データは連動して削除されないこと。

- ⑭ 署所に配置されるデスクトップ型端末には当組合が許可したU S Bメモリ等の外部媒体以外は接続できない仕組みを備えること。

(3) 各業務ソフト仕様

ア 警防業務

① 火災統計システム

a 指令台事案情報取込

事案情報の取り込みを行うことにより、自動出動指定装置等に蓄積されている火災事案情報を火災台帳の作成時に活用できること。

なお、事案情報の取り込みは、事案終了時だけでなく事案活動中の任意タイミングにおいても事案情報の取り込みが行えること。

b 台帳作成、報告書印刷

絞り込み条件に基づいて火災台帳に登録された火災情報の一覧表示を行い、登録・修正する火災情報を選択することで、選択した台帳へ遷移し、オンライン報告に必要な項目及び隊別の活動や災情報等の入力ができること。

台帳の入力状態（入力中・入力完了・入力承認）により背景色を変えること。

台帳入力完了時には消防庁オンラインシステムと同等のエラーチェックができること。

エラーチェックはチェック項目ごとに警告表示又はエラー表示の選択設定ができること。

入力したデータは、E x c e l で作成した報告書に反映させて印刷ができること。

また、各隊の報告書には地図を入れて印刷ができること。

報告書の追加変更はシステム管理者のみ行えるように制限をかけること。

c 国表集計

火災処理等オンライン報告用のデータ作成ができること。

d 各種印刷

(ア) 火災概要一覧

(イ) 火災調査報告書

(ウ) 火災報告突合表（火災台帳）

(エ) 火災報告突合表（死者台帳）

(オ) 月別・曜日別火災発生状況

(カ) 出火時間別火災発生状況

(キ) 覚知別火災発生状況

(ク) 気象別火災発生状況

(ケ) 原因別火災発生状況

(コ) 月別・原因別火災件数

(サ) 出火時間別・原因別火災件数

- (シ) 署所別火災発生状況
- (ス) 町丁別火災発生状況
- (セ) 町丁別・原因別火災件数
- (ソ) 町丁別・月別火災件数

e 突合機能

火災報告や死者の調査表を出力する前に突合チェックを行い、火災処理等オンライン報告用データを作成する前に甲で事前にチェックする機能があること。

また、甲独自の突合条件を設定することができ、必要に応じて突合チェックができること。

f 簡易帳票印刷

縦・横項目に条件を入力することで、市別の火災件数や合計損害額等の帳票を作成する機能があること。

g 独自帳票作成・印刷

Excelにて独自に作成した集計表、報告書、一覧表等に対して、容易な操作で台帳データの関連付けを行え、帳票として印刷できる機能があること。

また、帳票を組み合わせた複合表が作成できること。

なお、作成された帳票は、クライアント端末上で印刷イメージを確認できるレビュー機能を併せ持つこと。

h 予備項目

記録したい項目を追加できる機能があること。

i CSV出力

入力済みデータの全てをExcel及びAccess等で活用できるデータ変換機能があること。

また、火災処理等オンラインシステム指定フォーマットのCSVデータの出力ができること。

j 台帳入力状況

台帳入力は、「入力中」、「入力完了」、「入力承認」の各入力状況を管理する機能を有すること。

入力承認された台帳情報は、修正入力権限を与えられた操作者以外、台帳情報を修正できないこと。

入力承認の権限を与えられた操作者は、入力完了データをまとめて一括承認できること。

k 一時保存

台帳の入力途中であっても、簡単に入力作業が中断でき、中断時点での情報が一時保存できること。

また、入力再開時には、入力途中の台帳データが識別できること。

l 現行の出動番号管理表等の情報が閲覧できること。また、当該情報は印刷も可

能とすること。

m 多数事案が発生した際に自動で指令時刻通りの順番で出動番号が振り分けられるようにすること。

n 消防車両各車の出動時間～現場到着時間～放水開始時間～鎮圧時間～引揚時間の統計がとれること。

② 救急統計システム

a 指令台事案情報取込

事案情報の取り込みを行うことにより、自動出動指定装置等に蓄積されている救急事案情報を活動報告書等の作成時に活用できること。

事案情報の取り込みは、事案終了時だけでなく事案活動中の任意タイミングにおいても事案情報の取り込みが行えること。

b 台帳作成、報告書印刷

絞り込み条件に基づいて救急事案に登録された救急情報の一覧表示を行い、登録・修正する救急情報を選択することで、選択した台帳へ遷移し、オンライン報告に必要な項目及び搬送実態調査表に必要な項目や観察情報等の入力できること。

台帳の入力状態（入力中・入力完了・入力承認）により背景色を変えること。

台帳入力完了時には消防庁オンラインシステムと同等のエラーチェックができること。

エラーチェックはチェック項目ごとに警告表示又はエラー表示の選択設定ができること。

入力したデータは、E x c e l で作成した報告書に反映させて印刷ができること。

報告書の追加変更はシステム管理者のみ行えるように制限をかけること。

c 国表集計

救急事務実施状況調の様式に沿った国表を出力できること。

また、搬送実態情報より救急搬送実態調査表を出力できること。

大阪府救急活動記録収集検証システムの項目に対応すること。詳細は別途協議する。

d 各種印刷（各帳票には任意の対象期間で比較できる機能を有すること）

（ア）救急台帳一覧

（イ）救急台帳概要

（ウ）日報総括表

（エ）月報印刷

（オ）救急蘇生指標の調査表

（カ）月別事故種別救急活動状況

（キ）曜日別事故種別救急活動状況

（ク）覚知日事故種別出場件数調

- (ケ) 覚知日事故種別搬送人員調
- (コ) 時間別事故種別出場件数調
- (サ) 時間別事故種別搬送人員調
- (シ) 市別事故種別出場件数調
- (ス) 市別事故種別搬送人員調
- (セ) 署所別事故種別出場件数調
- (ソ) 署所別事故種別搬送人員調
- (タ) 隊別事故種別出場件数調
- (チ) 隊別事故種別搬送人員調
- (ツ) 覚知別事故種別出場件数調
- (テ) 年令区分別事故種別搬送人員調
- (ト) 年令性別事故種別搬送人員調
- (ナ) 傷病程度性別事故種別搬送人員調
- (ニ) 病院別事故種別搬送人員調
- (ヌ) 診療科目別事故種別搬送人員調
- (ネ) 覚知別月別出場件数調
- (ノ) 署所別月別出場件数調
- (ハ) 署所別月別搬送人員調
- (ヒ) 署所別曜日別出場件数調
- (フ) 署所別曜日別搬送人員調
- (ヘ) 傷病程度年令区分別搬送人員調
- (ホ) 市別傷病程度別搬送人員調
- (マ) 病院別傷病程度別性別搬送人員調
- (ミ) 消防年報各様式（消防組合用）

e 突合機能

国表を出力する前に突合チェックを行い、甲で事前にチェックする機能があること。

この突合チェックは、消防庁オンラインシステムと同等のチェックとすること。

また、甲独自の突合条件を設定することができ、必要に応じて突合チェックができること。

f 簡易帳票印刷

縦・横項目に条件を入力することで、署所毎の出場件数や搬送人員等の帳票を作成する機能があること。

g 独自帳票作成・印刷

Excelにて独自に作成した集計表、報告書、一覧表等に対して、容易な操作で台帳データの関連付けを行え、帳票として印刷できる機能があること。

また、帳票を組み合わせた複合表が作成できること。

なお、作成された帳票は、クライアント端末上で印刷イメージを確認できるプレビュー機能を併せ持つこと。

h 予備項目

記録したい項目を追加できる機能があること。

i CSV出力

入力済みデータの全てをExcel及びAccess等で活用できるデータ変換機能があること。

また、消防庁・大阪府ウツタイン様式調査オンライン処理システムに一括登録するために必要な項目をCSVデータで出力できること。

各台帳のCSVデータについて、同事案のものを容易に紐づけできること。

j 台帳入力状況

台帳入力は、「入力中」、「入力完了」、「入力承認」の各入力状況を管理する機能を有すること。

入力承認された台帳情報は、修正入力権限を与えられた操作者以外、台帳情報を修正できないこと。

入力承認の権限を与えられた操作者は、入力完了データをまとめて一括承認できること。

k 一時保存

台帳の入力途中であっても、簡単に入力作業が中断でき、中断時点での情報が一時保存できること。

また、入力再開時には、入力途中の台帳データが識別できること。

③ 救助統計システム

a 指令台事案情報取込

救助事案業務で事案情報取り込みを行うことにより、自動出動指定装置等に蓄積されている救助事案情報を救助事案画面へ表示できること。

事案情報の取り込みは、事案終了時だけでなく事案活動中の任意タイミングにおいても事案情報の取り込みが行えること。

b 台帳作成、報告書印刷

絞り込み条件に基づいて救助事案台帳に登録された救助情報の一覧表示を行い、登録・修正する救助情報を選択することで、選択した台帳へ遷移し、オンライン報告に必要な項目及び隊別の活動情報等の入力できること。

台帳の入力状態（入力中・入力完了・入力承認）により背景色を変えること。

台帳入力完了時には消防庁オンラインシステムと同等のエラーチェックができること。

エラーチェックはチェック項目ごとに警告表示又はエラー表示の選択設定ができること。

入力したデータは、Excelで作成した報告書に反映させて印刷ができるこ

と。

また、各隊の報告書には地図を入れて印刷ができること。

報告書の追加変更はシステム管理者のみ行えるように制限をかけること。

c 国表集計

救助業務実施状況調の様式に沿った国表を出力できること。

d 各種印刷

(ア) 救助台帳一覧表

(イ) 救助台帳概要一覧表

(ウ) 救助活動状況

(エ) 月別事故種別出動件数

(オ) 月別事故別種活動件数

(カ) 覚知別月別出動件数

(キ) 覚知別月別活動件数

(ク) 市別事故種別出動件数

(ケ) 市別事故種別活動件数

e 突合機能

国表を出力する前に突合チェックを行い、甲で事前にチェックする機能があること。

この突合チェックは、消防庁オンラインシステムと同等のチェックとすること。

また、甲独自の突合条件を設定することができ、必要に応じて突合チェックができること。

f 簡易帳票印刷

縦・横項目に条件を入力することで、署所毎の活動件数や救助者人員等の帳票を作成する機能があること。

g 独自帳票作成・印刷

Excelにて独自に作成した集計表、報告書、一覧表等に対して、容易な操作で台帳データの関連付けを行え、帳票として印刷できる機能があること。

また、帳票を組み合わせた複合表が作成できること。

なお、作成された帳票は、クライアント端末上で印刷イメージを確認できるレビュー機能を併せ持つこと。

h 予備項目

記録したい項目を追加できる機能があること。

i CSV出力

入力済みデータの全てをExcel及びAccess等で活用できるデータ変換機能があること。

j 台帳入力状況

台帳入力は、「入力中」、「入力完了」、「入力承認」の各入力状況を管理する機能

を有すること。

入力承認された台帳情報は、修正入力権限を与えられた操作者以外、台帳情報を修正できないこと。入力承認の権限を与えられた操作者は、入力完了データをまとめて一括承認できること。

k 一時保存

台帳の入力途中であっても、簡単に入力作業が中断でき、中断時点での情報が一時保存できること。

また、入力再開時には、入力途中の台帳データが識別できること。

④ その他災害管理システム

a 指令台事案情報取込

その他災害業務で事案情報取り込みを行うことにより、自動出動指定装置等に蓄積されているその他災害事案情報をその他災害台帳画面へ表示できること。

事案情報の取り込みは、事案終了時だけでなく事案活動中の任意タイミングにおいても事案情報の取り込みが行えること。

b 台帳作成、報告書印刷

絞り込み条件に基づいてその他災害事案台帳に登録されたその他災害情報の一覧表示を行い、登録・修正するその他災害情報を選択することで、選択した台帳へ遷移し、活動情報、被害情報及び隊別の活動情報等の入力ができること。

台帳の入力状態（入力中・入力完了・入力承認）により背景色を変えること。

入力したデータは、E x c e l で作成した報告書に反映させて印刷ができること。

また、報告書には地図を入れて印刷できること。

報告書の追加変更はシステム管理者のみ行えるように制限をかけること。

c 各種印刷

(ア) 災害出動概要一覧表

(イ) 月別・曜日別災害発生状況

(ウ) 署所別災害発生状況

(エ) 災害種別災害発生状況

(オ) 地区別災害発生状況

d 突合機能

甲独自の突合条件を設定することができ、必要に応じて突合チェックができること。

e 簡易帳票印刷

縦・横項目に条件を入力することで、署所毎の活動件数や災害種別毎の被害状況等の帳票を作成する機能があること。

f 独自帳票作成・印刷

E x c e l にて独自に作成した集計表、報告書、一覧表等に対して、容易な操作

で台帳データの関連付けを行え、帳票として印刷できる機能があること。

また、帳票を組み合わせた複合表が作成できること。

なお、作成された帳票は、クライアント端末上で印刷イメージを確認できるレビュー機能を併せ持つこと。

g 予備項目

記録したい項目を追加できる機能があること。

h CSV出力

入力済みデータをExcel及びAccess等で活用できるデータ変換機能があること。

i 台帳入力状況

台帳入力は、「入力中」、「入力完了」、「入力承認」の各入力状況を管理する機能を有すること。

入力承認された台帳情報は、修正入力権限を与えられた操作者以外、台帳情報を修正できないこと。

入力承認の権限を与えられた操作者は、入力完了データをまとめて一括承認できること。

j 一時保存

台帳の入力途中であっても、簡単に入力作業が中断でき、中断時点での情報が一時保存できること。

また、入力再開時には、入力途中の台帳データが識別できること。

⑤ 救命講習会管理システム

a 台帳作成

救命講習会の受付、受講者基本情報、修了者情報の各情報管理ができること。

b 国表集計

救急事務実施状況調の様式に沿った救命講習に関する国表を出力できること。

c 各種印刷

(ア) 受講者一覧表

(イ) 修了証交付名簿

(ウ) 講習修了者台帳

(エ) 修了証交付台帳

(オ) 修了証

(カ) 救命講習実施結果報告書

d 突合機能

甲独自の突合条件を設定することができ、必要に応じて突合チェックができること。

e 簡易帳票印刷

縦・横項目に条件を入力することで、講習会毎の出欠者数などの帳票を作成す

る機能があること。

f 独自帳票作成・印刷

Excelにて独自に作成した集計表、報告書、一覧表などに対して、容易な操作で台帳データの関連付けを行え、帳票として印刷できる機能があること。

また、帳票を組み合わせた複合表が作成できること。

なお、作成された帳票は、クライアント端末上で印刷イメージを確認できるプレビュー機能を併せ持つこと。

g 予備項目

記録したい項目を追加できる機能があること。

h CSV出力

入力済みデータをExcel及びAccessなどで活用できるデータ変換機能があること。

⑥ 水利管理システム

a 台帳作成

水利情報をもとに、水利台帳を作成し、消火栓・防火水槽・井戸・プール・池・その他等の情報管理ができること。

b 国表集計

消防防災・震災対策現況調査表の様式に沿った消防水利の国表を出力できること。

c 各種印刷

(ア) 消火栓台帳

(イ) 防火水槽台帳

(ウ) その他台帳

d 突合機能

甲独自の突合条件を設定することができ、必要に応じて突合チェックができること。

e 簡易帳票印刷

縦・横項目に条件を入力することで、市別の消火栓設置数等の帳票を作成する機能があること。

f 独自帳票作成・印刷

Excelにて独自に作成した集計表、報告書、一覧表等に対して、容易な操作で台帳データの関連付けを行え、帳票として印刷できる機能があること。

また、帳票を組み合わせた複合表が作成できること。

なお、作成された帳票は、クライアント端末上で印刷イメージを確認できるプレビュー機能を併せ持つこと。

g 予備項目

記録したい項目を追加できる機能があること。

- h CSV出力
 - 入力済みデータをExcel及びAccess等で活用できるデータ変換機能があること。
 - i 水利統計
 - 水利統計として、集計表・年報・震災対策現況調査・消防現勢等調査・消防施設整備計画実態調査票の数値が指定様式で出力できること。
- ウ 予防業務
- ① 共通事項
 - a 台帳（Excel帳票）印刷の際に査察専用台帳を読み込むなどして、システムからの台帳データ読み込みに極力時間を要しないシステム構成とすること。
 - b 各届出受付台帳に電子申請の該当／非該当、電子申請の方法（メール、電子申請サービス）などの項目を設け、システム上で管理できること。
 - c 現状の国表統計にも対応しつつ電子申請に対応したシステムとし、届出書の情報を取り込めるとともに電子申請状況調査にも対応できること。
 - d 各種様式はExcel帳票でも作成できること。
 - e 地図連携を目的に地点検索を地図上で行う際、縮尺に関わらず地図の表示を継続できるようにすること。また、地点検索を行う際の動作が緩慢とならない構成とすること。
 - f 当組合で行っている査察実施結果報告について、四半期ごとの予防査察・警防査察件数（うち指摘件数）及び改善件数を抽出できる機能を設けること。
 - ② 危険物施設管理システム
 - a 台帳作成
 - 絞り込み条件に基づいて危険物施設台帳に登録された危険物施設情報の一覧表示を行い、登録・修正する危険物施設情報を選択することで、選択した台帳へ遷移できること。
 - 危険物施設情報をもとに危険物台帳を作成し、事務所・施設・危険物品を管理できること。
 - 施設は一般取扱所等12種類に分け、さらに少量危険物・指定可燃物・圧縮アセチレン・毒劇物も管理を行なえること。
 - また、入力された危険物台帳をもとに一部届出の受理や履歴の管理等が行なえること。
 - 防火対象物台帳へのリンク操作にて、表示されている危険物施設台帳とリンクする防火対象物台帳へ遷移を可能とすること。
 - 台帳のフォーマットは納品までに甲と調整し、決定するものとする。
 - b 事務処理
 - 設置許可・完成検査等各種申請・届出入力ができ、届出入力することにより施設台帳が自動更新する機能があること。

また、複数施設に係る届出については、反映させる施設を選択できるものとし、いずれの場合においても届出履歴が把握できる帳票（届出経過一覧）を設けること。

受付する文書は予め登録しておき、受付簿毎のグループ化を行い、受付番号の重複を防ぐことができること。

同じく処理簿毎のグループ化も行い、許可番号、処理番号の重複を防ぐことができること。

受付文書はシステム導入後においてもシステム管理者によって追加ができること。

また、立入検査後に結果の内容を入力・印刷ができること。加えて台帳（またはシステム）と連携したタブレット及びモバイルプリンターを配置し、現地でも通知書等の交付ができること。

c 国表集計

危険物規制事務調査表の様式に沿った国表を出力できること。

d 各種印刷

- (ア) 施設台帳製造所
- (イ) 施設台帳屋内貯蔵所
- (ウ) 施設台帳屋外タンク貯蔵所
- (エ) 施設台帳屋内タンク貯蔵所
- (オ) 施設台帳地下タンク貯蔵所
- (カ) 施設台帳簡易タンク貯蔵所
- (キ) 施設台帳移動タンク貯蔵所
- (ク) 危険物施設台帳屋外貯蔵所
- (ケ) 施設台帳給油取扱所
- (コ) 施設台帳移送取扱所
- (サ) 施設台帳一般取扱所
- (シ) 施設台帳販売取扱所
- (ス) 条例施設台帳少量危険物施設
- (セ) 条例施設台帳指定可燃物施設
- (ソ) 条例施設台帳液化石油ガス施設
- (タ) 条例施設台帳毒・劇物施設
- (チ) 許可書
- (ツ) タンク検査済証
- (テ) 完成検査済証

各種印刷で出力される帳票は甲の意図するものとなるよう、納品までに乙と調整すること。また、納品後もシステム管理者により編集可能なものとする。

e 突合機能

国表を出力する前に突合チェックを行い、甲で事前にチェックする機能があること。

また、甲独自の突合条件を設定することができ、必要に応じて突合チェックができること。

f 簡易帳票印刷

縦・横項目に条件を入力することで、市別(関西国際空港は別に項目を設ける。)の施設数等の帳票を作成する機能があること。

g 独自帳票作成・印刷

Excelにて独自に作成した集計表、報告書、一覧表等に対して、容易な操作で台帳データの関連付けを行え、帳票として印刷できる機能があること。

また、帳票を組み合わせた複合表が作成できること。

なお、作成された帳票は、クライアント端末上で印刷イメージを確認できるプレビュー機能を併せ持つこと。

h 予備項目

記録したい項目を追加できる機能があること。

i CSV出力

入力済みデータの全てをExcel及びAccess等で活用できるデータ変換機能があること。

また、危険物規制事務調査オンラインシステム指定フォーマットのCSVデータの出力ができること。

j 少量危険物・指定可燃物関係の届け出は危険物施設管理システムで管理する構成とすること。また、当組合で現在運用する支援情報システムにおいて当該項目は防火対象物管理システムで管理されているため、該当データを当該システムに移行させること。

k 圧縮アセチレンガス等(液化石油ガス、圧縮アセチレン、生石灰、無水硫酸、毒劇物等の消防活動阻害物質をいう。)の届出は、危険物施設管理システムで管理する構成とすること。また、当組合で現在運用する支援情報システムにおいて当該項目は防火対象物管理システムで管理されているため、該当データを当該システムに移行させること。

l 当組合では現状、危険物施設台帳等にExcel帳票を使用しているが、出力できる台帳のレイアウトを当組合の指定様式とすること。また同台帳の出力動作が緩慢とならないシステム構成とすること。

③ 防火対象物管理システム

a 台帳作成

絞り込み条件に基づいて防火対象物台帳に登録された防火対象物情報の一覧表示を行い、登録・修正する防火対象物情報を選択することで、選択した台帳へ移行できること。防火対象物情報をもとに防火対象物台帳を作成し、敷地・棟・階・

設置単位情報を管理することができること。なお、設置単位情報を管理することができるとともに、対象物の増改築等の情報管理ができること。

また、入力された防火対象物台帳をもとに一部届出の受理や履歴の管理、査察違反や立入検査の履歴管理ができること。

危険物施設台帳へのリンク操作にて、表示されている防火対象物台帳とリンクする危険物施設台帳へ遷移を可能とすること。

b 事務処理

確認申請・計画通知・許可申請等の届出入力ができ、入力することにより棟別台帳が自動更新する機能を有しているもの。

また、不備事項指摘表が印刷でき、査察結果の入力ができること。受付する文書は予め登録しておき、受付簿毎のグループ化を行い、受付番号の重複を防ぐことができること。

同じく処理簿毎のグループ化もでき、許可番号、処理番号の重複を防ぐことができること。受付文書はシステム導入後においてもシステム管理者によって追加ができること。

また、立入検査後に結果の内容を入力・印刷ができること。加えて台帳（またはシステム）と連携したタブレット及びモバイルプリンターを配置し、現地でも通知書等の交付ができること。

c 国表印刷

防火対象物実態調査の様式に沿った国表を出力できること。

d 各種印刷

- (ア) 棟別台帳一覧表
- (イ) 防火対象物台帳
- (ウ) 防火対象物一覧表
- (エ) 諸届状況
- (オ) 消防用設備等着工届等件数
- (カ) 防火対象物建築同意件数
- (キ) 消防用設備等検査済証
- (ク) 不備事項指摘表 No. 1
- (ケ) 不備事項指摘表 No. 2

e 突合機能

国表を出力する前に突合チェックを行い、消防内で事前にチェックする機能があること。

また、消防独自の突合条件を設定することができ、必要に応じて突合チェックができること。

f 簡易帳票印刷

縦・横項目に条件を入力することで、市別の棟数等の帳票を作成する機能があ

ること。

g 独自帳票作成・印刷

Excelにて独自に作成した集計表、報告書、一覧表等に対して、容易な操作で台帳データの関連付けを行え、帳票として印刷できる機能があること。

また、帳票を組み合わせた複合表が作成できること。

なお、作成された帳票は、クライアント端末上で印刷イメージを確認できるプレビュー機能を併せ持つこと。

h 予備項目

記録したい項目を追加できる機能があること。

i CSV出力

入力済みデータの全てをExcel及びAccess等で活用できるデータ変換機能があること。

また、防火対象物等実態調査オンラインシステム指定フォーマットのCSVデータの出力ができること。

j 防火管理者選任（解任）状況は、届出書の受付内容が防火対象物台帳に反映すること。

k 自衛消防訓練実施状況については、非特定防火対象物についても防火対象物及び査察台帳への反映を可能とすること。

l 防火対象物台帳の特殊建築物情報は、受付入力からリンクするシステム構成とすること。

m 受付台帳は様式が変更された場合、新様式に合わせた入力内容とすること。（例：消防用設備設置届出書については、新様式から着工年月日が削除されているため、着工年月日入力欄を削除した構成とすること。）

n 査察棟別台帳の1ページ目に「備考欄入力」欄を設けること。

④ 防火管理者管理システム

a 台帳作成

防火管理者情報をもとに防火管理者台帳を作成し、防火管理者個人情報の管理が行なえること。

また、防火管理者の受講者管理を行い受講者台帳の作成ができること。

さらに、その他の会員管理として講習会の履歴、個人情報の管理ができること。

b 各種印刷

(ア) 防火管理者講習会受講者台帳

(イ) 修了書

(ウ) 講習会受講者台帳

(エ) 会員一覧表

(オ) 受講証明証

c 突合機能

消防独自の突合条件を設定することができ、必要に応じて突合チェックができること。

d 簡易帳票印刷

縦・横項目に条件を入力することで、講習会毎の受講者数などの帳票を作成する機能があること。

e 独自帳票作成・印刷

Excelにて独自に作成した集計表、報告書、一覧表などに対して、容易な操作で台帳データの関連付けを行え、帳票として印刷できる機能があること。

また、帳票を組み合わせた複合表が作成できること。

なお、作成された帳票は、クライアント端末上で印刷イメージを確認できるプレビュー機能を併せ持つこと。

f 予備項目

記録したい項目を追加できる機能があること。

g CSV出力

入力済みの全てのデータをExcel及びAccessなどで活用できるデータ変換機能があること。

エ 総務業務

① 備品管理システム

a 蓄積データの活用

現在、甲は泉州南消防組合会計規則及び泉州南消防組合公有財産規則に基づき、備品及び公有財産の管理を行っていることから、現行データを活用し移行できる機能を有すること。

b 台帳作成

備品・公有財産等の情報をもとに備品・資器材・公有財産等の台帳を作成し、名称・所属・修理履歴等の管理が行なえること。

なお、台帳は備品台帳・公有財産台帳等、甲が指定する用途別に分類管理できるとともに、それぞれの用途別の台帳を作成できること。

c 各種印刷

(ア) 所属別一覧表

(イ) 支出項目別一覧表

(ウ) 配置場所別品名（公有財産名）別一覧表

(エ) 品名（公有財産名）別配置場所別一覧表

(オ) 修理情報一覧表

(カ) 公有財産台帳

(キ) 管理課経理係が定めている様式（備品台帳・物品出納通知書（購入）・物品所管替通知書・物品廃棄返納通知書・備品分類表・備品票・重要物品現在高調書・財産に関する調書等）

(ク) その他必要な様式

d 突合機能

消防独自の突合条件を設定することができ、必要に応じて突合チェックができること。

e 簡易帳票印刷

縦・横項目に条件を入力することで、所属毎の品名数などの帳票を作成する機能があること。

f 独自帳票作成・印刷

Excelにて独自に作成した集計表、報告書、一覧表などに対して、容易な操作で台帳データの関連付けを行え、帳票として印刷できる機能があること。

また、帳票を組み合わせた複合表が作成できること。

なお、作成された帳票は、クライアント端末上で印刷イメージを確認できるプレビュー機能があること。

g 検索機能

備品及び公有財産（以下「備品等」という。）の所在及び履歴の照会を、現所属、備品等の分類、取得日、備品等の番号、規格（日本語部分一致検索）等で抽出して、目的の備品等を迅速に検索することができること。

h 予備項目

記録したい項目を追加できる機能があること。

i CSV出力

当消防組合の財務会計システム及び総務省提供の公会計4表作成システム等で当該データを活用するため、入力済みデータの全てをExcel及びAccessなどで活用できるデータ変換機能があること。

j CSV入力

一括登録を行う際の詳細な手順書を作成すること。

k その他の機能要件

(ア) 備品管理システムで備品等の取得、異動（管理換等）、処分等の管理を行うため、契約後に甲と協議し、業務効率が上がり操作しやすいシステム設定を提供すること。

(イ) ユーザ毎においてデータ入力するため、ユーザの権限を持つ課のみの入力・照会・印刷等が可能であること。

(ウ) ユーザ毎で登録・移管・廃棄等の処理（仮登録）を行うため、備品管理の権限を持つユーザの確認後に台帳の書き換えができること。

(エ) 備品管理の権限を持つユーザが備品等の分類のマスターデータの修正・追加・削除できること。

② 車両管理システム

a 台帳作成

車両情報をもとに車両台帳を作成し、名称・所属・車検・損害賠償保険・共済保険等の管理が行なえること。

- (ア) 各種印刷
- (イ) 車両台帳
- (ウ) 車両一覧表
- (エ) 車検切れ日付別車両一覧表

b 国表集計

消防施設整備計画実態調査票の様式に沿った消防車両の国表を出力できること。

c 突合機能

甲独自の突合条件を設定することができ、必要に応じて突合チェックができること。

d 簡易帳票印刷

縦・横項目に条件を入力することで、所属毎の車両数などの帳票を作成する機能があること。

e 独自帳票作成・印刷

Excelにて独自に作成した集計表、報告書などに対して、容易な操作で台帳データの関連付けを行え、帳票として印刷できる機能があること。

なお、作成された帳票は、クライアント端末上で印刷イメージを確認できるプレビュー機能を併せ持つこと。

f 予備項目

記録したい項目を追加できる機能があること。

g CSV出力

入力済みデータの全てをExcel及びAccessなどで活用できるデータ変換機能があること。

オ 消防指令システム系連携

① WebGIS機能

a 消防情報支援システムで各台帳の位置登録するための基本地図機能であり、以下の機能を有すること。

b 地図等検索装置で更新された情報は本システムでも自動反映されていること。

c 完全なWeb方式とし、クライアントパソコンはブラウザだけで動作し、ソフト及びデータのインストールは不要なこと。

d 基本地図機能により、予防系データ、水利データの位置入力や地図が表示できること。

また、指令台の事案データの地図が表示できること。

e レイヤ表示、シンボル表示、オーバレイ表示、届出情報表示、地図の拡大・縮小、スクロール表示が行えること。

f 支援情報システムと連動した地図表示を基本とするが、単独での検索も可能と

し、住所検索、目標物検索、ページ検索、座標検索が行えること。

② 事案情報連携

指令台の事案情報を消防情報支援システムに取込むことができること。

また、事案情報内の地図位置情報より、災害地点付近の地図を表示できること。

表示された地図を元に、車両位置等を追記し、報告書等に貼付けできること。

③ 予防情報機能

防火対象物、危険物施設の情報を指令台の支援データとして取込むことができること。

また、WebGIS機能で位置登録ができること。

指令台に渡されたデータは、地図シンボルとして、また予防情報データにリンクされた図面情報はシンボルにリンクされた画像情報として地図等検索装置で表示できること。

④ 水利情報機能

水利台帳の情報を指令台の支援データとして取込むことができること。

また、WebGIS機能で位置登録ができること。指令台に渡されたデータは、地図シンボルとして、また予防情報データにリンクされた図面情報はシンボルにリンクされた画像情報として地図等検索装置で表示できること。なお、水利台帳に不能水利として登録したデータは、届出情報として地図等検索装置にリアルタイムで反映できること。

⑤ 車両運用端末装置連携

連携により更新された予防業務（危険物施設管理、防火対象物管理）及び水利等の各情報やそれらにリンクした画像・属性情報は、車両運用端末装置にも反映するとともに、車両運用端末から容易に閲覧可能であること。

(4) 構成

ア 支援サーバ：1式

イ Web-GISサーバ：1式

ウ クライアント：37台

エ タブレット：28台

オ プリンタ：19台

カ モバイルプリンタ：8台

キ スキャナ：14台

ク 支援情報用パソコンラック：37台

ケ ソフト構成

① 警防業務

a 火災統計システム：11ライセンス

消防本部警備課、泉佐野署、泉南署、熊取署、阪南署、岬署、日根野分署、上瓦屋出張所、空港出張所、砂川出張所、阪南北分署（各1）

- b 救急統計システム：18ライセンス
 泉佐野署、熊取署、泉南署、阪南署、岬署(各2)
 消防本部救急課、消防本部指令課、日根野分署、上瓦屋出張所、空港出張所、田尻本部庁舎、砂川出張所、阪南北分署(各1)
 - c 救助統計システム：8ライセンス
 消防本部警備課、泉佐野署、泉南署、熊取署、阪南署、岬署、日根野分署、阪南北分署(各1)
 - d その他災害システム：8ライセンス
 消防本部警備課、泉佐野署、泉南署、熊取署、阪南署、岬署、日根野分署、阪南北分署(各1)
 - e 救命講習会管理システム：6ライセンス
 消防本部救急課、泉佐野署、熊取署、泉南署、阪南署、岬署(各1)
 - ② 水利管理システム：6ライセンス
 消防本部警備課、泉佐野署、熊取署、泉南署、阪南署、岬署(各1)
 - ③ 予防業務
 - a 危険物施設管理システム：13ライセンス
 消防本部予防課(2)、消防指令センター、泉佐野署、泉南署、熊取署、阪南署、岬署、日根野分署、上瓦屋出張所、空港出張所、砂川出張所、阪南北分署(各1)
 - b 防火対象物管理システム：13ライセンス
 消防本部予防課(2)、消防指令センター、泉佐野署、泉南署、熊取署、阪南署、岬署、日根野分署、上瓦屋出張所、空港出張所、砂川出張所、阪南北分署(各1)
 - c 防火管理者管理：6ライセンス
 消防本部予防課、泉佐野署、泉南署、熊取署、阪南署、岬署(各1)
 - ④ 総務業務
 - a 備品管理システム：7ライセンス
 消防本部総務課、消防本部指令課、泉佐野署、熊取署、泉南署、阪南署、岬署(各1)
 - b 車両管理システム：6ライセンス
 消防本部警備課、泉佐野署、熊取署、泉南署、阪南署、岬署(各1)
- (5) 機器仕様
- ア 支援サーバ
- ① CPU インテルXeonプロセッサ同等以上
 - ② メモリ 32GB以上
 - ③ 補助記憶装置 300GB以上(RAID構成)
 - ④ 外部記憶装置 磁気ディスクまたは光学ディスク等
 - ⑤ OS UNIX、Linux又はWindows Server同等以上

- ⑥ ディスプレイ 15インチコンソールディスプレイ以上
- ⑦ バックアップ装置 NAS装置

イ Web-GISサーバ

- ① CPU インテルXeonプロセッサ同等以上
- ② メモリ 8GB以上
- ③ 補助記憶装置 300GB以上 (RAID5構成)
- ④ 外部記憶装置 磁気ディスクまたは光学ディスク等
- ⑤ OS UNIX、Linux又はWindows Server 同等以上

ウ クライアント (デスクトップ型)

- ① CPU インテルCore i5プロセッサ同等以上
- ② メモリ 8GB以上
- ③ 補助記憶装置 SSD256GB以上 (RAID構成)
- ④ 外部記憶装置 磁気ディスク又は光学ディスク等
- ⑤ OS Windows 11 同等以上
- ⑥ 入力方式 マウス入力及びキーボード入力
- ⑦ ディスプレイ
 - 表示画面 21型以上 (カラー液晶ディスプレイ)
 - 画面解像度 1,920×1,080ドット以上
 - 表示色カラー 1,677万色以上
- ⑧ 標準搭載ソフト Office LTSC Standard 2024 相当

エ タブレット (堅牢型) パナソニックタフブック FZ-G2NBMLAJ 相当

- ① OS Windows 11 同等以上
- ② CPU インテルCore Ultra 5プロセッサ135U相当
- ③ 記憶容量 SSD512GB以上
- ④ メモリ 16GB以上
- ⑤ 構成 4台 (北、南方面隊、指令課、警備課) (キーボード必要)
- ⑥ 標準搭載ソフト Microsoft Office LTSC Standard 2024

オ タブレット (通常型)

- ① OS Windows 11 同等以上
- ② CPU インテルCore i5プロセッサ同等以上
- ③ 記憶容量 SSD256GB以上
- ④ メモリ 8GB以上
- ⑤ 構成 24台 (キーボード必要)
- ⑥ 標準搭載ソフト Microsoft Office LTSC Standard 2024

カ プリンタ

- ① 印字方式 電子写真方式 (モノクロ) 同等以上

- ② 解像度 1, 200 dpi 以上
- ③ 印字速度 A4 普通紙 30 頁/分以上
- ④ 対応用紙サイズ A3、A4、A5、B4、B5、レター、葉書
- ⑤ 印刷方式 両面印刷対応
- ⑥ 用紙格納 給紙ユニット2個以上（用紙サイズ対応）

キ モバイルプリンタ

- ① 印刷方式 インクジェット方式
- ② 解像度 9, 600×2, 400 dpi 相当
- ③ 用紙サイズ A4～A5、レター、リーガル
- ④ 接続方法 無線方式

ク スキャナ

- ① 形状 卓上型フラットベットカラーレスキャナ
- ② 原稿サイズ A2、A3、A4、A5、B4、B5、レター、葉書
- ③ 光学解像度 600 dpi 以上
- ④ 読取解像度 9, 600 dpi 以上

ケ 支援情報用パソコンラック

クライアント、プリンタ及びスキャナ等を収容可能であり、キャスターにより容易に移動できること。

23 情報共有サーバ装置

本装置は指令センターで管理している情報を、ネットワーク上の支援情報システム及び指令情報出力装置の端末に搭載されているWebブラウザから検索閲覧が可能であり、関係者からの問合せにも迅速に対応できるシステムであること。

- (1) 表示する各種データは指令システムと共有し、同一サーバで管理されていること。
また、指令センターで更新された情報は自動反映されること。
- (2) Web方式とし、クライアントパソコンにはブラウザだけで動作し、ソフト及びデータのインストールは不要なこと。
- (3) 権限設定により、参照や更新の操作を制限できること。
- (4) 消防業務ネットワーク上の端末において、車両動態、支援情報（事案情報、病院情報、気象情報等）の検索閲覧ができること。
- (5) 車両運用表示
 - ア 表示内容 署所名、車両名、車種、動態、出動先等
 - イ 車両動態は、各車両端末及び署所端末装置からの入力と連動して表示できること。
また、本システムから動態入力が手動で行え、指令システムへ反映できること。
- (6) 医療機関情報表示
 - ア 表示内容 地区名、病院名、当番、空ベッド数、診療科目、診療状況等
 - イ 地区、診療科目、空床状況、手術可否の閲覧が可能であること。

ウ 病院をクリックすると以下の詳細情報が表示できること。

住所、診療時間、電話番号、夜間連絡先等

(7) 気象情報表示

ア 気象観測装置で観測された気象情報の表示ができ、以下の項目が表示されること。

気温、湿度、気圧、平均風速（10分間平均）、最大風速（過去10分間瞬間）、雨量（10分間平均、時間積算、累計等）

イ 指令装置等で入力した気象情報、警報、注意報等が表示できること。

(8) その他情報表示

119番通報件数等の統計情報を表示できること。

(9) 活動中事案表示

ア 現在処理中の事案状況がリアルタイムに表示、確認できること。

イ 事案情報より、災害地点付近の地図を表示できること。

ウ 事案情報は、日付指定かつ災害種別を指定して検索ができること。

エ 活動状況として関係機関連絡状況が表示できること。

オ 表示内容 活動事案番号、事案情報、覚知日時、災害種別、区分、災害地点住所、目標物情報、災害点の管轄署、管轄消防団、気象情報、出動隊数、事案 状態、車両毎の動態状況等

(10) 救急事案表示

表示内容 活動事案番号、事案情報、覚知日時、災害種別、区分、災害地点住所、目標物情報、災害点の管轄署、出動隊数、事案状態、車両毎の動態状況、搬送人員、搬送先医療機関、病院交渉経過等

(11) システム管理等

ア サーバで管理されているデータベースは個人情報を扱うため、万が一流出した場合にも他者が情報を閲覧できぬよう、データベースの構造や属性を閲覧できないものとする。

イ 支援情報システム及び指令情報出力装置のみ接続可能とし、外部からの情報の閲覧、修正及び情報の抜き出しができないようにすること。

ウ パフォーマンスを常に安定したものとするため、データベース自らキャッシュ操作し自動的にパフォーマンス調整できること。

エ 将来、クライアントやシステムの増設に柔軟に対応できること。

(12) 構成

情報共有サーバ 1台

(13) 機器仕様

ア CPU インテルXeonプロセッサ同等以上

イ メモリ 8GB以上

ウ 補助記憶装置 300GB以上（RAID構成）

エ 外部記憶装置 磁気ディスク又は光学ディスク等

オ OS UNIX、Linux又はWindows Server同等以上
カ ディスプレイ 15インチコンソールディスプレイ以上

24 パターンデータ管理装置

本装置は、ウイルスチェックデータを一元管理し、消防業務ネットワーク上の端末からのダウンロード要求に対して配信を可能とするものである。

(1) 機能

ア ウイルスチェックデータを定期的にダウンロードし、パターンデータとして管理できること。

イ ネットワーク上の端末からデータのダウンロード要求に対して、当該データのダウンロードができること。

(2) 構造概要

パターンデータ管理装置にデータの蓄積ができ、消防ネットワーク端末の情報共有と情報提供ができること。

25 電話交換機

本装置は消防本部及び各署所に設置し、消防組合内で内線、局線、専用線等の各回線を自動的に回線交換し、通話相手との相互通話がスムーズにできること。

(1) 共通

ア 配線等

① 消防本部用電話交換機の設置場所や署所用電話交換機の設置場所で必要な電話配線は全て新規で設置し、現行使用中の配線及び電話交換機等の使用設備は撤去すること。なお新規に設置する電話配線は全て6極4芯とし、多機能電話機、一般電話機を問わず接続できること。

なお、撤去不可能な使用設備については、甲に申し出て指示に従うこと。

② 配線が容易に切断しないような保護処置を行うこと。

③ 電話機との接続はモジュラー型の端子を使用すること。

イ 管理番号等

① 接続する全ての配線は、接続先の名前をタグ等で記載すること。

② 電話機及び電話交換機等の使用設備の各機器については、管理番号を記載すること。

ウ 製造年月日

納品機器については、納入時においてメーカーの最新カタログに記載される最新機器とすること。

エ 故障時対応

消防本部及び各拠点に設置の電話交換機が故障した場合でも電話交換機をスルーし、局線が使用できること。

オ 拡張性

電話交換機は将来的に局線、専用線及び内線を増設することを想定し、今回の構築時に実装することになる局線、専用線及び内線の各々1.5倍以上(容量)の回線数を機器改修することなく収容できる機器を導入すること。

カ 使用材料及び機器

本事業に使用する材料及び機器は、日本産業規格(JIS)、日本電気工業会標準規格(JEM)、電気規格調査会標準規格(JEC)、等の規格が定められているものは、これらの規格品を使用すること。

キ 大阪府防災行政無線との接続

大阪府防災行政無線と消防本部及び署所用電話交換機を接続し、各署所の一般電話機・多機能電話機から大阪府防災行政無線のネットワークを通じて発着信が可能であること。

また、発着信した通話は各署所の内線に転送できること。

ク 市役所等との内線電話接続

現在、泉南消防署において泉南市役所との間では庁内電話の通話を行っているため、各署所に新設する電話交換機に接続し通話できること。

なお、新設の電話交換機に技術的に当該回線を接続できない場合は、旧電話交換機等の旧設備を使用して市役所等との間の庁内電話が継続して使用できるように改修を行うこと。

ケ 音声ガイダンス及び転送機能

消防本部及び署所用電話交換機の任意設定により、着信時に自動ガイダンスによる案内及びガイダンスにより指定した内線番号を発信者が押下することで、指定した内線に転送できること。

コ 事務手続き

本事業に必要な諸手続きは、乙が行うこと。

また、手続きに要する費用は、全て乙の負担とすること。

サ その他

① 仕様書に明記されていない事項でも機能、性能上又は設備の運営上当然必要と認められる事項については、甲の承認を得て全て乙の責任において実施すること。

② 全職員が使用できるよう、電話機器の操作マニュアルを作成し、消防組合の本部及び各消防署で取扱説明会を実施すること。

なお説明会は本部及び各署で各1回行うこと。

(2) 消防本部用電話交換機

ア 基本機能

① 相互通話ができること。

② 内線からの局線、専用線自動発信通話ができること。

③ 局線、専用線着信の電話機(ダイレクトインライン・内線ダイレクトイン) 応答

及び内線転送ができること。

- ④ 専用線着信の内線ダイヤルイン接続及び専用線中継ができること。
- ⑤ テナント分けができること。
- ⑥ アナログ回線・ISDN回線・光回線・専用回線・大阪府防災行政無線等を接続できること。

なお、接続回線の詳細については、別途指示する。

- ⑦ IP化に対応できること。
- ⑧ ダイヤルインについては発信番号機能とすること。
- ⑨ 通話内容が録音（自動と手動を任意設定可能とする。）できること。
- ⑩ 電話機のスピーカ機能を利用して庁内放送ができること。
- ⑪ ドアホン接続ができること。
- ⑫ 個々の電話機に対して局線を使用できない制限設定が容易に行えること。
- ⑬ 制御部については、二重化されており、1系統に障害が発生した場合でも自動的に2系統に切り替わり、通話は継続されること。
- ⑭ 電話交換機やソフトウェアに第三者が接続し、消防組合に設置している電話設備を不正に利用されない機能を有すること。
- ⑮ 外出先等から接続し会社等の電話回線を利用して発信する機能をオフにする機能を有すること。
- ⑯ コンピュータウイルスに感染しない機器を使用すること。
- ⑰ 音声応答接続機能（IVR）を有しており、使用又は未使用等を任意で設定変更できること。※電話交換機の機能にない場合は、代替え可能とする。

なお、収容回線数は15回線以上とし、転送については、ダイヤルイン・フッキング、ダイレクト等の転送が可能なものとする。

- ⑱ ナンバーディスプレイに対応できること。
- ⑲ 外部の記憶媒体に設定の一括バックアップとリストアができること。
- ⑳ 現在、市役所等との間を結んでいる回線を接続できること。

なお、技術的に当該回線を接続できない場合は、旧電話交換機等の旧設備を使用して市役所等との間の庁内電話が継続して使用できるように改修を行うこと。

イ 内線に関する機能

- ① 署所等に内線延長ができること。
- ② 着信音識別

内線呼出信号（IR）は、局線からの着信と専用線、内線、大阪府防災行政無線相互の着信を識別できること。

- ③ 内線代表

群内（あらかじめ定める。）の内線に着信し、その内線が話中の場合、自動的に同一群内の内線を選択して音信接続すること。

- ④ 不応答転送

音信接続において、一定時間不応答の場合、自動的に甲が指定する内線又は下位番号の内線へ音信転送すること。（内線代表群に限る。）

⑤ 話中接続替（リセットシフトコール）

被呼者話中時、相手先番号と末尾1桁の数字のみ異なる内線に対して、末尾の1数字をダイヤリングすることにより、内線接続できること。

⑥ 代理応答

群内（あらかじめ定める。）の内線に着信があった場合、同一群内の内線でその着信に特番ダイヤルにて代理応答できること。

⑦ 可変不在転送

自己内線への着信を、登録（特番ダイヤル＋転送先内線番号等）により他内線（自由選択）へ自動転送できること。解除は、特番ダイヤルにより解除できること。

⑧ 内線三者通話

通話中に他内線を呼出し、三者通話できること。

⑨ 打合せ・通話転送

- a 内線が通話中の回線を保留し、他の内線と内線相互通話ができること。
- b 内線相互通話の相手に保留中の回線を転送できること。
- c 転送誤操作が生じた場合は、保留回線を転送した内線に接続させること。

⑩ 簡易転送

- a 内線が通話中の回線を保留し、他の内線を呼出、相手内線が応答する前に転送者が抜けられること。
- b 相手内線が一定時間応答しない場合は、転送者扱い者へ再転送すること。
- c 転送誤操作が生じた場合は、保留回線を転送した内線に接続させること。

⑪ 不在案内

内線にて不在登録により、当該内線に着信があった場合、発呼者に対してトーカーによる不在案内ができ、特番ダイヤルにより解除できること。

⑫ 通話中着信監視通話

通話中に他からの着信を着信音（特殊音）で知らせ、フッキングにより通話中回線を保留し、発呼内線と通話できること。

⑬ 内線空き監視接続（内線キャンプオン）

内線相互接続で相手話中の場合、登録（フッキング）により被呼内線及び自己内線を監視し、両者が空きになったとき内線相互接続を自動的に行うこと。

⑭ 無効起動処理

内線の手話器を外し、ダイヤル途中放棄の場合、一定時間経過後（時間設定は別途協議による）当該内線を共通機器より切離し、話中音送出処理すること。

また、処理された内線に対して一定時間経過後警告音を送出すること。

⑮ ダイヤル変換

押釦ダイヤル信号、ダイヤルパルスの変換ができること。

⑯ 局線待合せ

内線から局線及び中継線に発信時、該当局線・中継線が全話中であると回線が空き次第、呼び返して知らせること。

⑰ 自動再発信

内線の発信した番号を内線単位に記憶し、特番でその内線が最後に発信した相手番号へ自動的に発信すること。(局線、専用線を含む。)

⑱ 保留

- a 通話中回線の特番ダイヤルにより、保留できること。
- b 通話中回線を保留した場合、一定時間経過後、保留していた内線を呼び返し、長時間保留であることを報知できること。
- c 保留中の相手に対し保留音（メロディー）を送出すること。

⑲ 席替機能

電話機本体を移動することなく内線番号の入れ替えが可能であること。

ウ 局線に関する機能

① 完全着信順応答

局線着信呼の滞積時は、着信順に応答（ダイレクトインラインにおいては、グループ内線に均等着信）処理されること。

② 局線保留

- a 局線と通話中の内線において、特番ダイヤルで局線を一時保留できること。
- b 保留応答は、自己内線及び自己グループ内線からできること。
- c 通話転送

(ア) 内線が通番中の回線を保留し、他の内線と内線相互通話できること。

(イ) 内線相互通話の相手に保留中の回線を転送できること。

(ウ) 転送誤操作が生じた場合は、局線を転送した内線に接続させること。

(エ) 全話中発信予約

局線発信し回線全話中時、フッキング+特番ダイヤルにより局線が空きとなった場合、予約席に内線へ局線を自動接続し発信させること。

また、内線が応答しない場合（一定時間）は、全話中発信予約を解除すること。

(オ) 短縮ダイヤル

局線及び中継線に対し電話番号を短縮ダイヤル化できること。

また、短縮ダイヤル発信できること。(専用線含む。)

(カ) 放送転送

局線着信に応答後、特番ダイヤルで放送呼出を行い、通話相手を保留していた場合、放送呼出をかけた内線が、受話器を置くことにより保留していた相手と放送呼出に応答した内線が通話できること。(専用線含む。)

エ 専用線に関する機能

① 専用線中継

専用線中継ができること。

② 専用線保留

専用線と通話中の内線において、特番ダイヤルで専用線を一時保留できること。

③ 通話転送

a 内線が通話中の回線を保留し、他の内線と内線相互通話ができること。

b 内線相互通話の相手に保留中の回線を転送できること。

c 転送誤操作が生じた場合は、専用線を転送した内線に接続させること。

d 全話中発信予約

専用線発信し回線全話中時、登録により専用線が空きとなった場合、予約席に内線へ専用線を自動接続し発信させること。

また、内線が応答しない場合（一定時間）は、全話中発信予約を解除すること。

e その他の機能

(ア) 一般電話機・多機能電話機の接続

内線に一般電話機及び多機能電話機を接続し、各種機能の運用・通話ができること。

(イ) ナンバーグループ自由設定

内線番号・特番を発注者が簡単自由に番号設定できること。

(ウ) NCC網接続

・NTT回線経由接続

NTT回線を捕捉した後、相手先電話番号のダイヤル前にNCC接続コード及びID、サービスコード等をダイヤルすることによりNCC網経由の発信ができること。

・NCC網経由接続

特番ダイヤルによりNCC回線（契約している場合）を捕捉し、NCC接続コード及び必要なID、サービスコードを自動的に送送できること。

(エ) 保留音送付

内線で保留した回線に対して、保留音（メロディー）を送付すること。

(オ) 重要障害回線自動切替

電話交換装置のシステムダウン等の重要障害が生じた場合は、局線を定められた内線へ切り替えること。

(カ) 障害報知

電話交換装置システムの障害等の警報出力を外部の警報表示盤等に表示すること。また、警報表示鳴動音の停止／鳴動の操作ができること。

オ 構成

- ① 構内電話交換装置（電源装置等含む） 1式

- | | |
|-------------------|--------------|
| ② 多機能電話機（停電対応型） | 220台（署所を含む。） |
| 付属品 DSSコンソール（48D） | 15台（署所を含む。） |
| ③ 一般電話機 | 100台（署所を含む。） |

カ 構造概要

- ① 電話交換装置本体は、耐震性（概ね震度7に対応できること。）を有した構造用鋼鉄製筐体内にシェルフを設け、トランク用品、内線回路及びコントロール用品等を実装し、通常操作・点検等の保守管理は、すべて前面よりできること。
- ② 構成機器の外形寸法は、承諾図面によること。
- ③ 制御方式は、蓄積プログラム制御方式であること。
- ④ 記憶装置は、半導体メモリであること。
- ⑤ 停電時、構内電話交換装置に3時間以上の電源を供給できる容量の蓄電池及び整流器を内蔵又は別置すること。

キ 災害時の優先

NTTが提供する災害時優先電話（回線）を利用し、有事の際の優先発信が効果的・効率的に機能すること。

（3）署所用電話交換機

本装置は、署所に設置する電話交換設備である。消防本部用電話交換機と同等の機能を有すること。

なお、音声応答接続機能（IVR）の機能の収容回線数は別途指示する。

ア 機器構成

署所電話交換設備は次の機器で構成されること。

- ① 構内電話交換設備（電源装置含む。）
- ② 多機能電話機（停電対応型）
- ③ 一般電話機

イ 構造概要

- ① 署所電話交換機本体は、耐震性（概ね震度7に対応できること。）を有した構造用鋼鉄製筐体内にシェルフを設け、トランク用品、内線回路及びコントロール用品等を実装し、通常操作・点検等の保守管理は、すべて前面よりできること。
- ② 署所電話交換設備本体及び電話機の外形寸法は、承諾図面によること。
- ③ 制御方式は、蓄積プログラム制御方式であること。
- ④ 冷却方式は、空冷方式であること。
- ⑤ 停電時、署所電話交換設備に30分以上の電源を供給できる容量の蓄電池及び整流器を内蔵又は別置すること。
- ⑥ 通話内容が録音（自動と手動を任意設定可能とする。）できること。

（4）多機能電話機

本装置は、構内電話交換装置に接続する電話設備である。

ア 機能

- ① 構内電話交換装置が供給する回線機能を全て使用できること。
- ② コールパークボタンを24個以上内蔵し、容易に転送等できること。
- ③ 停電時にも通話できる機能を有していること。
- ④ 着信時、相手の電話番号を表示可能なこと。
- ⑤ 表示部は、バックライト付大型ディスプレイで全角14桁×4行（半角28桁×4行）以上で漢字、ひらがな、カタカナ、英数字が表示できること。
- ⑥ 保留、応答、発信、フック、転送をワンタッチで行えるボタンを有すること。
- ⑦ 電子電話帳、発着信履歴の表示ができること。
- ⑧ 夜間及び不在時等は転送設定により指令センター又は災害状況等自動案内装置へ転送できること。
- ⑨ DSSコンソールの可変機能ボタン、ファンクションキーは48個以上を有すること。
- ⑩ エコ（端末待機時省電力）
一定時間に操作が無い場合バックライトやフリーファンクションキーの消灯が自動的に可能なこと。
- ⑪ ナンバーディスプレイに対応していること。
- ⑫ ハンズフリー機能を有すること。

イ 規格／構造

- ① 形式 : デジタル型多機能電話機（卓上型にするか壁掛型にするかは、設置時に選択する。）
- ② 接続回線 : 構内電話交換装置内線
- ③ 外形寸法 : 承諾図面によること。
- ④ 構造 : 保守点検及び清掃が容易な構造であること。

(5) 一般電話機

本装置は、構内電話交換装置に接続する電話設備である。

ア 機能

- ① 構内電話交換装置が供給する回線機能を全て使用できること。
- ② オンフック又は0発信等で局線・専用線等が使用できること。
- ③ スピーカ、転送、保留ボタンを有すること。
- ④ 再ダイヤルボタンを有すること
- ⑤ 着信ランプを有すること。
- ⑥ 着信音を有し、音量調整、音色変更が可能なこと。

イ 規格／構造

- ① 形式 : アナログ単体電話機（卓上型と壁掛型については、設置時に選択する。）
- ② 接続回線 : 構内電話交換装置内線
- ③ 外形寸法 : 承諾図面によること。

④ 構造 : 保守点検及び清掃が容易な構造であること。

(6) 付属品

ア 電話交換機等の機器にヒューズがある場合は、予備として全ての機器に1セット予備を付属すること。

26 消防用高所監視装置

本装置は、超高感度、高倍率のカメラを高所に設置し、本装置から配信された現場状況等の映像を指令回線網を利用し、指令センター設置の多目的情報表示盤等へ送信するもので、より素早く的確に現場情報を把握することで、消防防災側の判断力、状況分析能力を高めるものである。

(1) 機能

ア 機器構成は高所カメラ部及び操作部から構成され、高所カメラ部は高精度制御の全天候型高倍率昼夜間運用可能な監視TVカメラを設置し、管内の状況を随時確認できること。

イ 夜間にビル屋上、非常階段等に避難した住民等を撮影できるようにカメラは超高感度とする。

ウ カメラの操作を行う操作卓には監視禁止区域釦のキーロックや撮影位置記憶機能を付与することにより、撮影箇所へのプライバシーに十分な配慮ができること。

なお、災害時には容易にこの機能を解除できること。

エ 構造として、台風等の災害を考慮し防雨、防雪及び防風を十分に考慮したハウジングを行い、設置についても十分な強度を有すると共にハウジングにワイパー及びウォッシュ液放出機能を有すること。

オ 指令台からの災害情報と連動して自動的に災害地点を撮影表示できること。

カ 操作卓により各種制御が行えること。

キ 指令台で高所カメラの映像を表示し、カメラ操作が可能なこと。

ク 操作卓には地図表示機能を有すること。

また、地図上のカメラ方位及び画角を扇形で表示できること。

ケ 手動操作部はアナログジョイスティック等により微妙な操作ができること。

コ 地点名検索機能を有し、五十音での地点検索によるカメラの自動制御が可能なこと。

サ カメラ映像を24時間録画可能なこと。

シ 映像には地点名、年月日、時刻をスーパーインポーズできること。

ス 地図等検索装置等の地図上に特定地点名を設定し、地点を選択することで指令台連携装置により、自動的にカメラを制御できること。

また、地点は200箇所以上の登録が可能であること。

27 署所監視装置

本装置は、庁舎の玄関や車庫出入口及び通信指令センター等を映像監視する装置であ

り、指令回線網を利用し、指令室及び作戦室等で映像を表示できるものであること。

(1) 機能

ア Webカメラ等を使用し、広範囲を撮影できること。なお、撮影範囲については甲乙で協議すること。また、ズーム等の遠隔制御できること。

イ 撮影した映像は指令センターに設置する多目的情報表示装置に複数のカメラ映像を分割表示し、必要に応じいずれか1箇所の映像を拡大表示できること。

ウ 夜間の監視ができること。

エ 駆け込み通報装置における通報者の確認ができること。

オ 映像は、一定期間の録画ができること。

カ Webカメラは防塵・防水規格を満たしていること。

(2) 構成

ア 受信録画装置：1式

イ Webカメラ：12式

(3) 機器仕様

ア 受信装置

① 制御処理装置

a CPU	インテルCore i5プロセッサ同等以上
b メモリ	8GB以上
c 補助記憶装置	SSD256GB以上(RAID構成)
d 外部記憶装置	磁気ディスク又は光学ディスク等
e OS	Windows11同等以上
f 入力方式	マウス入力及びキーボード入力
g ディスプレイ	
表示画面	21型以上(カラー液晶ディスプレイ)
画面解像度	1,920×1,080ドット以上
表示色カラー	1,677万色以上

② Webカメラ

a 有効画素数	約210万画素以上
b レンズタイプ	2.9倍バリアフォーカルレンズ
c ズーム比	光学2.1倍以上
d 最短撮影距離	300mm
e 最低被写体照度	0.22lux
f レンズアイリス	オート(DCサーボ)
g 防塵・防水規格	IP66以上

28 指令用庁内放送設備

本設備は、消防本部及び署所に新規設置し、指令放送及び庁舎内の業務連絡等の拡声を

行うものであること。

(1) 機能

- ア 本設備のみで庁内放送ができること。
- イ 指令に連動して庁内へ指令放送がかけられること。
- ウ 放送回線を遠隔制御（個別、一斉等）できること。
- エ 放送回線は3線式とし、一斉（緊急）放送ができること。
- オ スピーカーの設置位置及び個数については、甲の指示によること。

(2) 構成

- ア 放送設備（アンプ等含む。） 11式
消防本部（泉佐野署を含む）、日根野分署、空港出張所、本部田尻庁舎、上瓦屋出張所、熊取署、泉南署、砂川出張所、阪南署、阪南北分署、岬署（各1台）
- イ スピーカー 1式
消防本部（泉佐野署を含む）、日根野分署、空港出張所、本部田尻庁舎、上瓦屋出張所、熊取署、泉南署、砂川出張所、阪南署、阪南北分署、岬署（各必要数）
- ウ 遠隔制御装置 15式
指令センター（3台）、消防本部、泉佐野署、日根野分署、空港出張所、本部田尻庁舎、上瓦屋出張所、熊取署、泉南署、砂川出張所、阪南署、阪南北分署、岬署（各1台）

29 入退室管理システム

本装置は指令センターの入退室を管理し、セキュリティ認証機能を有するものであること。

(1) 機能

- ア テンキーによる操作は必要とせず、顔認証のみで電気錠の制御が可能であること。
- イ 顔認証方式の障害に対応するため、テンキーの操作等で電気錠の制御が可能であること。
- ウ 扉、認証装置及び電気錠の常時監視・制御ができること。
- エ 指令センター出入口（監視区画内）及び指令センター内に開錠釦を設けること。

(2) 構成

- ア 顔認証装置 1台
- イ 管理装置（登録端末含む。） 1台
- ウ 電気錠 1式
- エ 開錠釦 必要数

(3) 機器仕様

- ア 顔認証装置
 - ① 顔照合精度 他人受入率 0.0001%以内
本人拒否率 0.01%以内
 - ② 認証時間 1秒以内

③ 利用者情報登録数 100人以上

イ 管理装置

① 処理制御部

- a CPU インテルCore i5プロセッサ同等以上
- b メモリ 8GB以上
- c OS Windows11同等以上

② ディスプレイ

- a 表示画面 19型以上（カラー液晶ディスプレイ）
- b 画面解像度 1,920×1,080ドット以上
- c 表示色カラー 1,677万色以上

ウ 電気錠

指令センターの既設扉を改修し、電気錠を取り付け本装置と接続すること。

30 非常用補助電話機

119番通報輻輳時に受付業務を補助するため、補助受付用電話機を6台設置すること。

(1) 機能

- ア 119番輻輳時に受付が可能であること。
- イ 指令台障害時に119番受付バックアップ用としても使用できること。
- ウ 卓上型多機能型電話機とし、通常は交換台に格納し、必要時に交換台上に設置して使用できること。
- エ 長時間録音装置と連動し、通話内容を自動的に録音できること。
- オ 119番FAXの場合は、指定FAXへの転送機能があること。

31 避雷設備

本設備は、指令システムの電源系統及び通信系統に挿入し、誘導雷サージや接地雷サージからシステムを電氣的に保護する設備であること。

(1) 電源線用避雷器（指令センター用）

本装置は、商用電源線から進入する誘導雷サージ及び接地雷サージにより、指令システムの各機器が破壊されることを保護すること。

(2) 電源線用避雷器（署所用）

本装置は商用電源線から進入する誘導雷サージ及び接地雷サージにより、署所側装置が破壊されることを保護すること。

32 作戦室設備

本設備は指令センターの各種映像情報を表示盤へ選択表示するとともに、消防隊等への無線送受信及び指令センターとの連携等が行えるものとする。

設置工事においては、本仕様書に定める仕様及び関連諸法規に従い、十分な資格・経験

を持った専門技術者が施工するものとし、工事の詳細については甲と別途協議のうえ、施工するものとする。

(1) 機能

ア 表示機能

- ① 映像制御装置は、作戦室に設置され各種映像の情報を選択表示できること。
- ② 指令室設置の表示盤の各種映像を選択表示できること。
- ③ 一定時間操作が行われなない場合は、自動的に表示盤の電源を切断できること。
なお、タイマー値は、簡易に変更できること。
- ④ 表示装置は、キャスター付ラック収容とすること。
- ⑤ B S /地上デジタル放送用チューナーを内蔵し、指令室設置の多目的表示装置に表示されている地上デジタル放送の選局に関係なく、選局が可能であること。

イ 無線設備

デジタル無線共通仕様書に定める遠隔制御装置と同等以上の機能を有する2台の遠隔制御装置で構成し、消防機関の保有する基地局無線装置（活動波、主運用波及び統制波）の全チャンネルの無線交信、集中制御及び統制ができること。

また、無線統制台と同等以上の機能を有するとともに、無線交信は各移動局、固定局との音声通信が行えること。

ウ 電子黒板

本電子黒板（インタラクティブホワイトボード）は、端末（パソコン、スマートフォン、タブレット等）の画面を表示できるタッチセンサー搭載型のディスプレイであり、表示した画面に直接手書きで書込みができるほか、ディスプレイに写された内容をデータとして保存することができること。

- ① 端末を繋ぐだけで映像を表示し、設定により画面に直接書込むことができること。
- ② 専用電子ペンにおいて、小さい字や細かい線も高い再現性で表示できること。
- ③ 縦置き、斜め置き、水平置きに対応できること。
- ④ 可動式かつ自立型とすること。
- ⑤ 指令センターと作戦室間での情報共有を可能とすること。
- ⑥ カメラ及びマイクを搭載し、W e b会議を行える機能を有すること。

エ 指令室作戦室間連絡装置

表示装置に署所監視装置で設置した指令室のW e bカメラの映像を表示できること。

また、指令室作戦室間の連絡手段として、専用電話機を設置しダイヤルすることなく容易に連絡できるとともに、ハンドセットの他、外部マイクの接続、内蔵スピーカによる音声出力、外部装置への音声出力機能を有すること。

オ 大阪府防災行政無線設備接続端子の移設

平成26年度に再整備を行った大阪府防災行政無線の映像送受信端末の接続用端子を移設し、接続できること。

(2) 構成

ア	表示装置（シャープ製インフォメーションディスプレイ PN-HS751 相当）	2面
イ	表示装置用キャスター付ラック	2式
ウ	映像制御装置	1式
エ	表示盤表示制御装置	1式
オ	映像制御装置用・表示盤表示制御装置キャスター付ラック	1式
カ	電子黒板（シャープ社製ビッグパッド PN-LA862 相当）	2式
キ	電子黒板用キャスター付ラック	2式
ク	無線遠隔制御装置（流用可）	2式
ケ	無線遠隔制御装置用キャスター付ラック（流用可）	1式
コ	指令室作戦室間連絡装置 （連絡装置、ハンドセット、外部マイク、外部スピーカ等）	1式
サ	大阪府防災行政無線設備接続端子（移設）	1式

(3) 機器仕様

ア 表示装置

- ① 表示方式 液晶方式又はLED方式
- ② 画面サイズ 75型以上
- ③ 解像度 3,840×2,160ドット以上
- ④ 地上デジタル放送用チューナー内蔵型

イ 表示装置用キャスター付ラック 1式

ディスプレイ等を収容可能であり、キャスターにより容易に移動できること。
また、転倒防止措置を講ずること。

ウ 映像制御装置

- ① マルチウィンドウスキャンコンバータ
 - a 入力 4系統
 - b 出力 4系統

エ 表示盤表示制御装置

- ① 制御処理装置
 - a CPU インテルCore i5プロセッサ同等以上
 - b メモリ 8GB以上
 - c 補助記憶装置 SSD256GB（RAID構成）
 - d OS Windows 11同等以上
- ② ディスプレイ
 - a 表示画面 19型以上（カラー液晶ディスプレイ）
 - b 画面解像度 1,920×1,080ドット以上
 - c 表示色カラー 1,677万色以上

オ 映像制御装置用・表示盤表示制御装置キャスター付ラック 1式

映像制御装置、表示盤表示制御装置等を収容可能であり、キャスターにより容易に移動できること。

カ 電子黒板

- ① 表示方式 液晶方式又はLED方式
- ② 画面サイズ 86型以上
- ③ 解像度 3,840×2,160ドット以上

キ 無線遠隔制御装置用キャスター付ラック 1式

無線遠隔制御装置を収容可能であり、キャスターにより容易に移動できること。

33 指揮本部用設備

本設備は、屋外に開設する指揮本部で使用するため、インターネットサイト、メール機能と接続し各種必要情報収集を行うものである。

(1) 機能

- ア LTE等の公衆パケット通信網を利用した通信端末により、インターネットサイト及びメール等へ安全にアクセス可能であること。
- イ 泉州南消防組合のセキュリティーポリシーと同等以上の安全なリモートアクセスを実現すること。
- ウ 端末にはウイルス対策ソフトをインストールし、自動アップデートにより常に最新の状態でシステムを保護するとともに、定期的なコンピュータウイルスの検索を行い、ウイルス感染の疑いがある場合は警告及び駆除すること。
また、リムーバブルメディアを使用する場合は、接続と同時にウイルス検索を自動的に行うとともに、ウイルス感染の疑いがある場合は警告及び駆除すること。

(2) 構造概要

- ア ノート型端末装置1式を指揮方面隊(南北)車両に搭載できること。
- イ モバイル端末は、防水・防塵・衝撃・振動に強い堅牢型とすること。
IP66準拠以上の防塵防水性能を有すること。
- ウ 端末のOS動作保証が成されていること。

(3) 構成

- ア 車載用モバイル端末装置：2台
- イ 予備バッテリー／2個
- ウ モバイルワイヤレスプリンタ 2台
- エ 予備トナーカートリッジ 2式
- オ 機器搬送用キャリー付ボックス 2式
- カ OAタップ(4口・ケーブル長さ10m) 2式

(4) 機器仕様

- ア モバイル端末(パナソニック社製タフブック FZ-40EAAACAJ相当)
 - ① CPU インテルCoreUltra5プロセッサ135H同等以上

- ② メモリ 16GB以上
 - ③ 補助記憶装置 SSD512GB以上
 - ④ OS Windows 11同等以上
 - ⑤ 入力方式 マウス入力及びキーボード入力
 - ⑥ ディスプレイ
表示画面 14型以上（カラー液晶ディスプレイ）
 - ⑦ インターフェース
USB3.2 Gen1 Type-A ポート×1
USB Type-C ポート（Thunderbolt4 対応）×1
LAN コネクタ（RJ-45）100BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T×1
HDMI 出力端子×1
ヘッドセット端子×1
拡張バスコネクタ
microSD メモリーカードスロット×1
nano SIM カードスロット×1
 - ⑧ 通信方式
インテル Wi-Fi7 6GHz 対応 BE200
IEEE802.11a (W52/W53/W56) /b/g/n/ac/ax/be 準拠（WPA3、WPA2-
AES/TKIP 対応、Wi-Fi 準拠）
Bluetooth v5.3 Class1
ワイヤレスWAN：5G<E対応（nano SIMカード+eSIM対応）
 - ⑨ 標準搭載ソフト Microsoft Office Home & Business 2024 相当
- イ モバイルワイヤレスプリンタ（エプソン社製モバイルプリンタPX-S06B/W相当）
- ① 印字方式 インクジェット（カラー）同等以上
 - ② 解像度 5,760×1,440dpi以上
 - ③ 印字速度 A4普通紙 11頁/分以上
 - ④ 対応用紙サイズ A4、A5、B5、レター、葉書
 - ⑤ インターフェース Hi-Speed USB以上
 - ⑥ 通信方式 IEEE 802.11a/b/g/n/ac (Wi-Fi 5) 以上
 - ⑦ 本体寸法・重量 約309×232×217mm、約2kg同等
- ウ 機器搬送用キャリー付ボックス
- ① 防滴・防塵・衝撃・振動に強い堅牢型（ジュラルミンケース同等以上）とすること。
 - ② キャリー付で容易に移動が可能であること。
 - ③ モバイル端末、予備バッテリー、モバイルワイヤレスプリンタ、予備トナーカートリッジ、機器配線、マウス及びOAタップ等が収容可能であり、衝撃吸収材により各装置を確実に固定すること。

34 情報収集用機器

本機器は、インターネットサイト、メール機能と接続し各種必要情報収集を行う他、指令センターの維持管理を目的とした事務作業の他、各種講習会・研修会を通じて指令センター業務へ理解促進を図るものである。

(1) 機能

端末にはウイルス対策ソフトをインストールし、自動アップデートにより常に最新の状態でシステムを保護するとともに、定期的なコンピュータウイルスの検索を行い、ウイルス感染の疑いがある場合は警告及び駆除すること。

また、リムーバブルメディアを使用する場合は、接続と同時にウイルス検索を自動的に行うとともに、ウイルス感染の疑いがある場合は警告及び駆除すること。

(2) 構成

- ア 情報収集用パーソナルコンピュータ／2台（ノート型）
- イ 予備バッテリー／2個
- ウ 機器搬送用キャリーバッグ／2式

(3) 機器仕様

- ア CPU インテルCore i7プロセッサ同等以上
- イ メモリ 32GB以上
- ウ 補助記憶装置 SSD1TB以上
- エ OS Windows11同等以上
- オ 入力方式 マウス入力及びキーボード入力
- カ ディスプレイ
 - 表示画面 15型以上（カラーワイド液晶ディスプレイ）
 - 画面解像度 1,920×1,080ドット以上
 - 表示色カラー 1,677万色以上
- キ 標準搭載ソフト
 - Microsoft Office Home & Business 2024
 - CyberLink PowerDirector 2025 Ultimate & PhotoDirector Ultra
 - CyberLink PowerDVD 23 Ultra
- ク 光学ドライブ ブルーレイ方式（内蔵型）

35 簡易型バックアップシステム

自動出動指定装置及び地図検索装置に障害が発生した場合のバックアップ装置として下記機能を有すること。

(1) 指令センター設備のバックアップとして、指令センター内又は緊急通報の迂回先である署所で使用するため、容易に持ち運びが可能なノート型端末装置で構成すること。

なお、通常時は消防本部内にて情報系サーバと接続し、署所で使用する場合はオフライン環境での運用を想定とする。

(2) ノート型端末装置は、車両での持ち運びを行うため、衝撃・振動に強い堅牢型とすること。

(3) 甲が指定する自動出動指定装置の機能及び地図検索装置の機能を有したノート型端末装置4式で構成され、通常時は無線LAN又は有線LANにより全装置間を消防本部内の情報系サーバを介し相互接続すること。

ただし、自動出動指定装置の機能と地図検索装置の機能を1式のノート型端末装置で構成できない場合は、各機能を有した8式構成でも可能とする。

(4) 自動出動指定装置からの要請場所を送信することで、地図等検索装置に要請場所を表示させることが可能であること。

また、地図等検索装置からの要請場所の逆登録にも対応すること。

(5) 各署所への出動指令放送、車両運用端末装置への出動指令及び指令伝送出力装置への出動指令書のデータ送信は対象外とする。

また、車両選別方法は計画指定のみとし、車両運用端末の位置情報を用いた直近選別は行わない。

(6) 各装置から事案一覧、出動中の車両一覧及び車両動態一覧の閲覧、修正が可能であること。

(7) 自動出動指定装置の住所目標物データ及び地図等検索装置のデータメンテナンスは、指令センター設備のデータメンテナンス装置を経由し有線LAN又は無線LANによりデータ更新が可能であること。

なお、データ更新作業は通信員が容易に操作可能であること。

(8) 事案管理画面等の印刷が可能であること。

(9) 泉州南消防組合のセキュリティーポリシーと同等以上の安全なリモートアクセスを実現すること。

(10) 構造概要

ア ノートパソコン	4式
イ 無線LAN又は有線LANルータ	必要数
ウ 機器搬送用キャリー付ボックス	4式
エ その他付属品（LANケーブル等）	必要数
オ モバイルプリンタ	1式

(11) 機器仕様

ア ノートパソコン	
① CPU	インテルCore i5プロセッサ同等以上
② メモリ	8GB以上
③ 補助記憶装置	SSD256GB以上
④ 外部記憶装置	磁気ディスク又は光学ディスク等
⑤ OS	Windows 11同等以上
⑥ 入力方式	マウス入力及びキーボード入力

- ⑦ ディスプレイ
表示画面 15型以上（カラー液晶ディスプレイ）
 - ⑧ インターフェース USB 3.2 Type A
USB 3.2 Type C
 - ⑨ 通信方式 IEEE 802.11b/g/n/a/ac 同等以上
- イ モバイルワイヤレスプリンタ（エプソン社製モバイルプリンタPX-S06B/W相当）
- ① 印字方式 インクジェット（カラー）同等以上
 - ② 解像度 5,760×1,440dpi 以上
 - ③ 印字速度 A4普通紙 11頁/分以上
 - ④ 対応用紙サイズ A4、A5、B5、レター、葉書
 - ⑤ インターフェース Hi-Speed USB 以上
 - ⑥ 通信方式 IEEE 802.11a/b/g/n/ac (Wi-Fi 5) 以上
 - ⑦ 本体寸法・重量 309×232×217mm、約2kg 同等

36 NET 119 受信装置

本装置は、聴覚障がい者や言語障がい者等が携帯電話等からインターネットにより外部レンタルサーバ装置等を経由した緊急通報の受信専用端末装置である。

基本機能

(1) 機能

ア NET 119 が利用可能な通信端末からのEメールを受信できること。

イ 受信時は、信号灯の点灯及びブザーや音声等により確実に受信状態を把握できること。

ウ 指令台側では119番受信時と同様に自動出動指定装置と連動して事案が作成できること。

(2) セキュリティ対策

ア 個人情報を取り扱うため、万が一流出した場合にも他者が情報を閲覧できぬよう、データベースの構造や属性を閲覧できないものとする。

イ 端末にはウイルス対策ソフトをインストールし、自動アップデートにより常に最新の状態でシステムを保護するとともに、定期的なコンピュータウイルスの検索を行い、ウイルス感染の疑いがある場合は警告及び駆除すること。

また、リムーバブルメディアを使用する場合は、接続と同時にウイルス検索を自動的に行うとともに、ウイルス感染の疑いがある場合は警告及び駆除すること。

ウ ファイアウォール等を利用することにより、セキュリティを考慮した運用が行えること。

(3) 機器仕様

ア 制御処理装置

- ① CPU インテルCore i5プロセッサ同等以上

- ② メモリ 8GB以上
- ③ 補助記憶装置 SSD256GB以上 (RAID構成)
- ④ 外部記憶装置 磁気ディスク又は光学ディスク等
- ⑤ OS Windows 11 同等以上
- ⑥ ディスプレイ
 - 表示南面 21型以上 (カラー液晶ディスプレイ)
 - 画面解像度 1,920×1,080ドット以上
 - 表示色カラー 1,677万色以上

イ 着信表示灯

- ① 点灯色：1色
- ② ブザー音：2音

37 映像通報システム

本装置は、119番通報を行った通報者が、通報を受けた通信指令員の依頼に応じてスマートフォンによるビデオ通話を行い、通報現場の状況を撮影し指令室に伝送するシステムである。119番通報による情報収集を聴覚だけでなく、視覚的に補助することができること。

なお当該機能はASPサービスの利用を前提とする。

(1) 構成

- ア 通報受信端末 1式
- イ マイク付きヘッドセット 5式
- ウ マイク付きWebカメラ 5式

(2) 機器仕様

- ア CPU インテルCore i5プロセッサ同等以上
- イ メモリ 8G以上
- ウ 記憶装置 SSD256GB以上
- エ OS Windows 11 同等以上
- オ ブラウザ Google Chrome 最新バージョン

38 その他

本事業に関する備品及び指令センターの運用・保守に必要な次の予備品等を納入すること。

別添「予備品及び備品一覧表」のとおり

第6章 工事仕様

指令センターの設置工事においては、本仕様書で定める仕様及び関連諸法規に従い、十分な資格・経験を持った専門技術者が施工を行うものとし、指令センターとして優れた総合的機能を長期間安定して発揮できる仕様であること。

また、工事にあたっての詳細は甲と別途協議のうえ、施工するものとし、以下の内容について、すべて乙の責任において処理すること。

なお、本事業と同期間で「泉州南消防組合本部庁舎改修工事」及び「泉州南消防組合泉佐野消防署庁舎電気設備改修工事」が行われる予定であり、本事業において納入される機器類は「泉州南消防組合本部庁舎改修工事」（以下、「庁舎改修工事」という）において新たに整備される指令センター区画に設置するものである。乙は庁舎改修工事における受注業者と緊密に連携し入念に協議と調整を行い、本事業を実施すること。

なお庁舎改修工事に関する参考図面等を「第1章総則2.2その他（8）」のとおり示す。

1 設置工事仕様

(1) 施工範囲

本仕様で定める施工範囲は、以下のとおりとする。

なお、施工範囲にかかる費用については乙の負担とする。

ア 製造、納入機器の据付工事

イ 既設機器の移設

ウ 通信指令室、作戦室、指令課事務室、指令課男子仮眠室・更衣室、指令課女子仮眠室・更衣室、通信機械室、指令課食堂、4階男子浴室（脱衣室）、4階女子浴室（脱衣室）、仮設指令課事務所兼男子通信仮眠更衣室（本部庁舎5階研修室後室）、仮設女子通信仮眠更衣室（本部庁舎5階清掃員控室）への機器設置

エ 各市町消防団に整備するサイレン吹鳴装置等の継続運用及び機器移設

オ 納入機器の電源線、接地線等の配線接続

カ 機器相互間のケーブル敷設

キ 工事調整試験及び上記各項目の関連事項

ク その他必要な事項

① NTT分界点（MDF）から消防本部及び各署所システム機器までの配線工事

② その他本仕様書に明記されていない事項であっても、指令センターの機能上及び工事の完成に必要なと認められる一切の工事

ケ 既設分電盤移設

(2) 規格・法令

本設置工事においては、第1章の6法令の遵守に定める規格及び法令を適用するものとする。

(3) 工法

ア 工法については、住民の生命財産を守る重要な消防通信業務の円滑な運用を図り、常にその機能を維持する必要があるため、耐風、耐水、耐震及び耐久性に十分配慮して施工すること。

イ 本仕様書に記載されていない事項は、甲と協議して施工すること。

(4) 工事材料

ア 工事に使用するケーブル等の工事材料は、電気通信事業法の規格と同等以上のものを使用し、電氣的誘導の恐れのある機器間の配線は、シールド線を使用すること。

イ 現場調達物品の規格については、本仕様書に定めるもの以外は下記のとおりとする。

- ① 日本産業規格準拠のもの。
- ② NTTの規格品又はそれ以上の性能を有するもの。
- ③ 電気用品安全法により型式承認・認可済のもの。
- ④ 上記以外は、自社製品又は乙の責任において品質管理が行えるもの。

(5) 保護及び危険防止等

ア 乙は、施工に際して、危険の恐れがある箇所には、作業員が安全に就業できるよう適切な危険防止設備を設けること。

イ 乙は、施工に際して、建物、機器及び配線等に損傷を与えないよう適切な保護及び養生を行うこと。

(6) 施工計画書

ア 下記の事項及び甲から指示する事項について、施工計画書等を作成し提出すること。

- ① 安全確保に必要な事項
- ② 設備事故防止に必要な事項
- ③ 品質確保に必要な事項
- ④ 工程管理に必要な事項
- ⑤ 第三者に対する配慮が必要な事項

イ 施工計画書に添付する施工体制図については、建設業法に定めるところにより作成し提出すること。

ウ 工事の実施に伴い、施工計画書を変更する場合は、変更部分について、事前に甲へ通知すること。

エ 乙は、消防本部庁舎及び各署所における作業員の入出管理を行うこと。

(7) 屋内工事

ア 施工に際して、騒音及び振動等の発生が予想される場合には、予め甲に申し出てその承認を得ること。

また、施工により発生する埃等により既存装置等に障害が発生しない措置を講じること。

イ 機器、装置架等の床部、壁等への固定は、原則としてアンカーボルト等により強固に行うこと。

(8) 屋外工事

- ア 施工に際して、配管、配線、範囲及び方法等については、予め甲に申し出てその承認を得ること。
- イ 柱上等の高所作業は適切な危険防止策をとり、安全を確保したうえで実施すること。

(9) 機器据付工事

- ア 機器配置は、甲と協議のうえ、決定すること。
- イ 指令室工事
 - ① 指令室内に設置する機器の据付、配線及び試験調整等を施工すること。
 - ② 指令台、指揮台、表示装置等の各装置の据付においては、床面のレベルを調整し、耐震補強を施すこと。
 - ③ ケーブル配線は、床下整理のうえ、引き流し配線とし、機器相互間ケーブル及び架内ケーブルは接続のうえ整理し、系統別及び配線毎に名札表示すること。
- ウ 通信機械室設備
 - ① 通信機械室に設置する機器は、据付、配線及び試験調整等を施工すること。
 - ② 装置架は、床面のレベルを調整し、耐震補強を施すこと。
 - ③ ケーブル配線は、床下整理のうえ、引き流し配線とし、機器相互間ケーブル及び架内ケーブルは接続のうえ整理し、系統別及び配線毎に名札表示すること。
- エ 分電盤設備
 - ① 既設分電盤を調査し、必要があれば改修すること。
 - ② 既設分電盤を調査の結果、老朽化又は指令センター構築に適合しなければ新たに設置し、既設分電盤は撤去すること。
 - ③ 庁舎改修工事の第1工区時に既設分電盤を移設すること。
- オ 電源設備工事
 - ① 無停電電源装置(CVCF)等の電源設備については、据付、配線及び試験調整等を施工すること。
 - ② 機器の据付においては、耐震補強を施すこと。
 - ③ ケーブル配線は、床下整理のうえ、引き流し配線とし、機器相互間ケーブル及び架内ケーブルは接続のうえ整理し、系統別及び配線毎に名札表示すること。
- カ 署所端末設備工事
 - ① 署所に設置する各端末装置は、据付、配線及び試験調整等を施工すること。
 - ② 機器は既存装置の設置場所である受付又は事務所内に据え付けるものとし、ケーブル配線については、露出又は、既設配管等を使用し、施工すること。
 - ③ 必要箇所にコンセント増設工事を施工すること。
 - ④ 署所端末設備に必要とする電源回路については、乙において専用回路を設けること。
- キ 本配線盤(MDF)
 - 本配線盤は、各機器及びN T T局線と機器間を接続するための配線架で避雷器、端

子盤等必要数を搭載し、試験及び保守点検が容易にできること。

ク 署所据付工事

- ① 各署所の建物構造、周囲の環境を十分に把握したうえで甲と調整し、施工すること。
- ② 指令センター機器据付に伴い必要に応じて既設庁舎の改修を実施すること。

ケ 車両搭載工事

実戦配備されている車両であることを考慮し、甲と事前協議のうえ、施工すること。

コ その他工事

気象観測装置等の据付、取り付け工事及びこの項に記載のない工事等については、甲と協議のうえ、指令センター全般に支障が出ないように考慮し、施工すること。

サ 地震、雷等の自然災害を考慮し、機器（指令台、架、装置等）の据付工事は、耐震及び避雷防止を考慮し、堅牢強固に行うこと。

シ 機器（指令台、架、装置等）の床又は壁面への据付には架台を使用し、清掃用具等による損傷及び漏水を防ぐよう配慮すること。

ス 機器の据付完了後、機器が完全な状態で稼動するよう綿密な調整を行うこと。

セ その他

- ① 設置機器については、機能を十分活用できるよう配慮すること。
- ② 署所に設置する機器は既存装置等との整合を図り、システムが完全に稼動するように行うこと。
- ③ 指令センターの設置に伴うフリーアクセスの補修は、乙が行うこと。
- ④ 乙は、休日・夜間等の緊急障害発生時に対する連絡先及び担当者名を甲に届けること。
- ⑤ 緊急修理の要請を受けた場合、速やかに対処できる体制とすること。
- ⑥ 指令センターの設置、据付工事に係る光熱水費等は無償とする。

(10) 配線工事

ア 配線は、電線管、ダクト及びケーブルラック等を使用し、フリーアクセス内に整然と行うこと。

イ 電氣的誘導の恐れのある音声系統及び電気系統の配線は、シールド線を用いて配線相互間の電氣的誘導を生じないように十分に配慮し施工すること。

ウ 屋外での接栓接続部は、振動等により接続不良を生じないように確実に施工するものとし、完全な防水処理を施すこと。

エ 配線の建物への引き込みは、防水処理及び水切り対策を施すこと。

オ 各種ケーブルは、合成樹脂管、金属管及びフロアダクト等の内部では接続しないこと。

カ 運用段階で未使用のコネクタ・釦等において、取扱上支障がないようにガードカバー（モジュラージャックガード・釦カバー等）による物理的な防止対策を行うこと。

(11) 産業廃棄物の処理

ア 本事業により生じた廃棄物及び甲が指定した廃棄物の処理については、処理費用等、乙の負担により適切に処理すること。

イ 産業廃棄物の適正な処理について、甲から指示を受けた場合は関係書類を提出すること。

(12) 撤去及び室改修等

ア 現システムの撤去時期及び撤去後の処理については、甲の指示に従い行うこと。

イ 指令課男子仮眠室・更衣室等については、甲の指示に従い必要な機材を整備すること。

ウ 指令課女子仮眠室・更衣室等については、甲の指示に従い必要な機材を整備すること。

エ 指令課食堂については、甲の指示に従い必要な機材を整備すること。

オ 署所の既存通信指令機器（指令装置、電源装置等）の撤去及び設置場所の補修を行うこと。また、既存機器撤去後の穴や壁等の剥離箇所並びに車両等の貫通箇所については、補修を行うこと。

カ 庁舎改修工事期間中において、仮設指令課事務所兼男子通信仮眠更衣室（本部庁舎5階研修室後室）及び、仮設女子通信仮眠更衣室（本部庁舎5階清掃員控室）に職員呼出ブザーを仮設置し、既存指令台各席からそれぞれ呼出操作ができること。なお、当該装置は既存流用も可とする。

キ 改修方法の統一事項

① 指令センターに設置する既設設備のうち継続運用する装置については、甲と協議のうえ、乙の負担により適切な場所に移設すること。

また、移設に伴う設備の運用停止期間は、甲と協議のうえ、速やかに処理すること。

② 署所に設置する既設設備のうち継続運用する装置については、甲と協議のうえ、乙の負担により適切な場所に移設すること。

また、移設に伴う設備の運用停止期間は、甲と協議のうえ、速やかに処理すること。

ク 指令センター改修内容

① 指令センター

a 通信指令室

(ア) 出入口に顔認証装置の設置 1 式

(イ) 既設機器等の移設及び適切な配置

(ウ) 機器設置台 必要数

設置機器については、市町防災行政無線用遠隔制御装置 4 台、消防団サイレン吹鳴装置 1 台、消防組合所有ネットワークパソコン 2 台、関係機関専用電話、その他甲が指定する機器及び本仕様書に定める各種装置が設置できること。

なお、機器設置台については、通信指令業務が円滑に行えるようラック方式等、甲と事前協議のうえ、施工すること。

(エ) その他必要な事項

b 作戦室

(ア) 既設機器等の移設及び適切な配置

(イ) 大阪府防災行政無線テレビ会議システムの移設

(ウ) 機器設置台

必要数

(エ) その他必要な事項

c 指令課事務室

(ア) 既設機器等の移設及び適切な配置

(イ) 職員呼出装置の設置

(ウ) その他必要な事項

d 指令課男子仮眠室・更衣室

(ア) 職員呼出装置の設置

10式

(イ) その他必要な事項

e 指令課女子仮眠室・更衣室

(ア) 職員呼出装置の設置

1式

(イ) その他必要な事項

f 4階男子浴室(脱衣室)

(ア) 職員呼出装置の設置

1式

(イ) その他必要な事項

g 4階女子浴室(脱衣室)

(ア) 職員呼出装置の設置

1式

(イ) その他必要な事項

h 通信機械室

既設の通信機械室を使用する。

庁舎改修工事第1工区の開始にあわせて、指令センター内に設置されている既設分電盤を当該通信機械室に移設させること。

なお、詳細については、甲と事前協議のうえ、施工すること。

(ア) その他必要な事項

i 指令課食堂

既設の指令課食堂を使用する。

なお、詳細については、甲と事前協議のうえ、施工すること。

(ア) 職員呼出装置の設置

(イ) その他必要な事項

j 無線機械室

訓練塔6階の無線機械室を使用する。

なお、詳細については、甲と事前協議のうえ、施工すること。

(ア) その他必要な事項

② その他の消防署、出張所

既存通信指令機器（指令装置、電源装置等）撤去後の壁面、床等の補修

なお、撤去後の穴や壁等の剥離箇所、貫通箇所については、補修を行うこととし、補修方法等については甲の指示に従うこと。

また、熊取消防署の通信機械室に設置する防災用無線用基地局については、継続運用するため撤去しないこと。

a 既設機器等の移設及び適切な配置

b 機器設置台

必要数

c その他必要な事項

(13) 各市町消防団用招集装置の継続運用

各市町の消防団車庫等に設置する消防団関係装置のうち、消防団招集用のサイレン吹鳴に関係する装置は継続運用するため、移設等が必要な場合は甲と協議し、必要な措置を講ずること。

(14) 工事の報告及び記録

乙は、工事の内容、天候等の状況を示す工事日報及び各工事の要点を撮影した進捗管理を甲と協議のうえ、随時提出すること。

(15) 検査

ア 装置据付、配線、試験調整等の完了後は、N T T、関係省庁の検査並びに甲の検査を受けること。

イ 試験成績書（本仕様書に基づく処理性能・機能書）に基づく設備の動作、機能及び性能の確認を行うこと。

ウ 検査における関連法規・規則等の不合格又は本仕様書あるいは甲が指示したとおりに完成していない場合は、再検査を受けること。

(16) 施工一般

ア 施工に際しては、設計図書に示された全ての設備等が、その機能を完全に発揮できること。

イ 施工に際しては、設計図書及び甲の承認を受けた工程表、施工計画書、製作図、施工図等に従うこと。

ウ 本仕様書に明記されていない事項について、機能上又は本事業の完成上必要と認められる作業は乙の負担とし、運用上必要な設備についてはこれを具備すること。

エ 作業時間

① 乙は、工事等に係る作業時間は、関連法規・規則等に定められたものに基づき実施するものとし、予め甲と協議のうえ、決定すること。

② 乙は、工事等の都合により休日・夜間等、通常の作業時間外に作業を行う場合は、予め甲に申し出て許可を受けてから行うこと。

③ 緊急修理の要請を受けた場合、速やかに対処できる体制とすること。

④ 作業通知等

a 毎日の作業予定については、予め甲に通知すること。

なお、通知後に作業内容に変更が発生した場合は、変更内容を甲に通知すること。

b 甲から指示を受け、作業を実施したときは実施報告書により報告すること。

オ 工事試験

現用設備に影響を与える恐れがある場合は、工事の実施にあたり甲に連絡のうえ、指示を受けること。

カ 電波障害対策

乙は、電波障害が発生する恐れがある場合又は発生した場合には、迅速に調査及び対策を講ずること。

(17) 他機関が所管する施設の取り扱い

電気、ガス、上下水道等、作業現場周辺の他機関が所管する施設に接近して工事を行う場合は、必要により施設管理者の立会いを求め、適切な防護措置を講ずるものとし、常に保安点検を行い事故防止に努めること。

(18) 火災予防

指定された場所以外では火気の使用は厳禁とする。

また、火気の取り扱いにあたっては、取り扱い方法及び使用場所に留意するとともに、適切な消火器類を配備する等火災予防に努めること。

なお、工事中の防火管理について、甲の防火管理者と必要事項を協議し、最新の注意をはらうこと。

(19) 地域環境等への配慮

地域環境等への影響を配慮するものとし、下記に示す事項の徹底を図ること。

ア 施工に伴い発生する建設廃棄物は、廃棄方法及び廃棄場所等について定められた方法により適切に処理するものとし、建設廃棄物による事故防止に努めること。

イ 工事实施にあたっては、態度、服装等に配慮すること。

ウ 施工に伴う騒音、振動に対しては、騒音規制法及び振動規制法を遵守するものとし、生活環境の保全に努めること。

エ 施工にあたっては、建設副産物発生抑制及び再資源化の促進に努めること。

オ 建設副産物の運搬及び処分等にあたっては、不法投棄、安定型処分場への管理型品目等の混入、土砂等の流出を生じさせないよう適切に処置すること。

2 安全仕様

(1) 基本事項

ア 乙は、工事等の現場管理及び事故の責任については、騒音規制法、労働基準法、労働安全衛生法及びその他関連法規・規則に従い、主任技術者等を責任者として配置す

る等、遺漏なく行うものとし、作業員等の入出管理、火災・盗難その他の事故防止について十分に留意すること。

イ 安全対策については、過去の事故事例及びそれに基づく将来の事故発生の防止対策等の予測のもと、万全の体制をとること。

ウ 作業員等の健康・衛生に留意するとともに、工事現場内の整理整頓を図る等、作業環境の向上に努めること。

エ 乙は、工事の施工に伴う災害及び公害の防止については、関連法規・規則に従い適切に処置するものとし、特に以下の事項を遵守すること。

- ① 第三者に災害を及ぼさないこと。
- ② 公害の防止に努めること。
- ③ 管理者の注意をもってしても、災害又は公害の発生の恐れがある場合の処置については甲と協議を行うこと。
- ④ 豪雨、出水、強風等の災害に対しては、気象予報等に十分な注意を払い、常に万全の措置を講じられるよう準備を怠らないこと。
- ⑤ 万が一、災害又は公害が発生した場合は直ちに工事を中止し、適切な処置を講ずるとともにその経緯（状況、原因、経過、対処等）を遅滞なく甲に文書にて報告すること。

なお、この処置については、すべて乙の責任において処理すること。

(2) 安全衛生責任者の配置

ア 工事を実施するにあたり、安全衛生責任者を指定すること。

なお、労働安全衛生法に基づき、安全衛生責任者の義務を必要としない工事現場（関係請負人の労働者を含めて常時50人未満の場合）においては、安全衛生責任者の代わりに安全責任者を指定すること。

イ 安全衛生責任者及び安全責任者の職務は下記のとおりとする。

- ① 甲の安全衛生責任者との連絡
- ② 甲の安全衛生責任者から受けた連絡事項の関係者への通達
- ③ 安全に関する連絡会等への参加
- ④ 労働者の行う作業により生じる労働災害に係る危険の有無の確認

ウ 安全衛生責任者又は安全責任者が止むを得ない事由により職務を行うことができないときは、代理人を選任すること。

(3) 人身事故の防止

ア 人身事故

- ① 保安施設
作業現場の環境に適合した保安施設を設置し、常に点検及び補修を行うこと。
- ② 安全装備及び安全器具
施工に必要な安全装備及び安全器具は、事前に点検・整備し適切に使用すること。
- ③ 交通事故の防止

車両運転中の交通事故の防止を図るとともに、工事現場の環境に応じて交通整理を行う等交通阻害の防止に努めること。

また、工事現場への車両等の飛び込み防止に努めること。

④ 工事用機械等

工事用機械等は常に点検・整備するとともに適切に使用すること。

また、車両の転倒防止のためアウトリガー付車両はアウトリガーの張出、地盤の地質、固さ及び傾斜勾配等、使用する状況を十分に考慮して安全な施工に努めること。

⑤ 仮設構造物

仮設構造物は、施工中の条件に十分耐えうる構造とし、常に点検・補修を行うこと。

⑥ 転落防止

架空ケーブル工事等の高所作業においては、高所作業車を使用するものとするが、高所作業車を使用できない場合は昇降用転落防止器具を使用すること。

また、高所作業及び開口部等に接近して作業を行う場合は、適切な足場及び手すりの設置等、必要な措置を講ずること。

⑦ 重量物・長尺物等の取り扱い

重量物・長尺物等の運搬・搬入・搬出における取扱いは、荷崩れ、落下等が生じないように慎重に行うこと。

⑧ 感電防止

充電電路を取り扱う作業及び充電電路に近接した作業を行う場合は、検電器、絶縁用保護具を使用する等、適切な感電防止の措置を講ずること。

⑨ ガス中毒・酸素欠乏等による事故の防止

マンホール等における作業においては、換気・ガス測定を行う等ガス中毒及び酸素欠乏等による事故防止に努めること。

⑩ 危険物の取扱い

劇毒物、揮発油、火薬類等の取扱い及び保管にあたっては、火気・摩擦・衝撃等に注意し、安全な場所に保管する等、危険防止に努めること。

⑪ 作業環境の向上

作業員等の健康・衛生に留意するとともに、工事現場内の整理整頓を図る等、作業環境の向上に努めること。

⑫ 腐朽又は損傷している電柱等からの転落防止

腐朽又は損傷している電柱等の建替・撤去にあたっては高所作業車を使用するものとするが、高所作業車を使用できない場合は、金属杭の補強等、必要な措置を講じる等、事故防止に努めること。

⑬ ガス爆発による事故の防止

蓄電池を設置する部屋においては、ガスを滞留させないための適切な措置を講ず

るものとし、静電気の発生を防ぐ等、ガス爆発による事故の防止に努めること。

イ 人身事故発生時の措置

- ① 工事の実施に先立ち、人身事故発生時の緊急連絡方法等を定めるものとし、緊急時における連絡及び措置を適切に実施できるよう作業員への周知徹底を図ること。
- ② 人身事故が発生したときは、人命救助に最善を尽くすとともに、直ちに甲に報告すること。
- ③ 発生した事故の原因を究明し、再発防止に努めること。
- ④ 発生した事故の原因・内容及びその他必要な事項を記載した事故報告書等を速やかに甲へ提出すること。

ウ 設備事故の防止

消防本部及び署所の設備並びに工事現場周辺の構造物を損傷又は現用通信回線に故障を発生させないよう万全な予防措置を講じ、事故防止に努めること。

万一、損傷等を与えた場合は、甲の指示に従い速やかに復旧その他必要な処置を講ずること。

(4) 設備事故発生時の措置

ア 設備事故が発生した場合は、事故の拡大防止に努めるとともに、直ちに甲及び関係機関に連絡し、迅速な復旧に努めること。

イ 発生した事故の原因を究明し、再発防止に努めること。

ウ 発生した事故の原因・内容及びその他必要な事項を記載した事故報告書等を速やかに甲へ提出すること。

(5) 第三者への事故の防止

工事の実施にあたり、第三者へ事故を及ぼさないよう万全な予防措置を講じ、事故防止に努めること。

3 その他

(1) 連絡調整・工程会議等

ア 乙は施工に際し、NTTを始めとする本事業に係る全ての関係者との連絡調整を主となって行うこと。特に、NTTとは119番回線及びその他専用回線等とシステムの接続に関して未接続部分が生じないように、関連法規・規則等によりその分界点を明確にすること。

イ 甲の指示のもと、定期的に工程会議を開き、甲及び関係者との十分な調整を行い施工すること。

ウ 工程会議において甲等と調整した事項、その結果及び指示事項等を記録し、その都度、甲へ速やかに提出すること。

(2) 工事写真

着工前、完成後、工事上隠蔽となる箇所及び主要な工事状況の写真を撮影しアルバム等に整理して、ネガ又は記憶媒体等とともに甲へ提出すること。

(3) 新指令センターへの切替工事

- ア 新指令センターの据付工事及び既設機器の移設工事は、指令業務の停滞が瞬時でも発生しないよう準備作業を十分に検討し、計画的に実施すること。
- イ 消防機関以外の関係機関とも十分な協議を行い、かつ相手の業務に支障を与えないようシステム運用を十分理解したうえで実施すること。
- ウ 本事業にあたり、工期を同じくする他工事等の実施時期の都合上、工事現場において取り合いが生じる恐れのある場合は、その工程・作業内容を業者間で十分打合せのうえ実施すること。
- エ 119番切替工事においては、甲及びNTTと綿密な打合せを行い、最良の切替方法を立案し、新指令センターへの切替作業を実施すること。

第7章 保 守

保守に関しては、別途保守契約を締結するものとするが、保守契約の内容及び保守範囲等に関して、次に記載する事項を含むものとし、詳細については、別途協議するものとする。

1 基本事項

- (1) 常時、指令センターが正常、かつ円滑に稼働できる状態を保つこと。
- (2) 保守対象は本仕様書により導入した全ての機器及びアプリケーション等を対象とし、障害原因内容が不明確である場合、双方協議のうえ、甲の指示を受けること。
- (3) 無停電電源装置及び各機器等の外部・内部バッテリーは、常に正常状態を保つこと。
なお、庁舎電気設備の点検に伴い停電作業を実施する場合は、必要に応じて立ち合いを行うこと。
- (4) アプリケーションソフトウェアの障害（バグ等）には、プログラムの修正等のアップデートを行うこと。
- (5) 保守点検については、システムが正常、かつ円滑に稼働できるよう、使用部品等を確保するとともに、機能維持を図るため万全な保守体制を確立すること。
- (6) 指令センターに故障が発生した場合、故障修理の区分（分界点）を持たないこと。
- (7) 各システムの保守業者等との連携を図り、迅速な対応が図れるよう事前措置をとること。
- (8) 社外製品についても自社製品と同等の保守対応を行うこと。
- (9) 届出・申請オンライン対応等、導入が見込まれる機能追加、改修等に対応すること。
- (10) 納入後、最低10年間は指令センターの各種機器及び部品を確保すること。
万が一確保できない場合は、代替品を確保すること。
- (11) 甲によるシステム点検作業に伴うマニュアルを作成するとともに、マニュアルメンテナンス時に発生した障害については、乙の責任において対応を行うこと。
- (12) 保守管理業務に必要な機器・部品及び予備品等については、現状と同等若しくはそれ以上良質なものを速やかに調達できるように管理しておくこと。
- (13) システム引渡の日までの間に、組織改編等で署所等の新設・増設・削減等が発生した場合、指令センター設備に関する全ての機器について、本仕様書に定める対応を行うこと。

2 技術員の派遣

乙は、保守業務の目的達成のため、専門技術員（以下「技術員」という。）を派遣し、各種装置等の点検・清掃・修復・保守及び調整を実施し、不良箇所等を発見した時は、直ちに修理すること。

また、次の事項を厳守し、細心の注意をもって誠実に実施するものとする。

- (1) 設備の障害等の緊急連絡を受けたときは、技術員を派遣させ、必要な措置を講ずるも

のとする。

- (2) 作業の着手及び完了時には、速やかに報告し、検査を受けるものとする。
- (3) 作業にあたっては、事前準備を十分に行い、指令装置の機能を中断させ、指令管制業務に支障を及ぼさないよう最善の注意を図るものとする。
また、技術員が点検中に、指令員が止むを得ず当該機器を使用し指令業務を行う必要がある場合は、これを妨げないように協力するものとする。
- (4) 作業の都合上、やむを得ず指令装置の機能の中断を必要とする場合、若しくは中断の恐れが生じる場合は事前に報告し、指令員の承諾を受けるとともに、遅滞なく代替機能を構築する等の臨機の対処をとらなければならない。
また、車両設備等の作業の際は、いつでも車両が出動できるよう配慮すること。
- (5) 技術員は、作業現場においては名札か腕章等により、常にその身分を明らかにすること。
- (6) 乙は、技術員の派遣のほか、甲から故障発生等の連絡を受けた際には、対策方法及び技術員派遣等の対策について、30分以内にコールバックし情報伝達の迅速化に努め、甲からの連絡後、技術員は原則1時間以内に現地到着し必要な処置を実施すること。

3 保守管理業務の種別及び内容

保守管理業務の種別及び内容は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 定期保守

本事業で納入される高機能消防指令センター設備を対象とし、次のとおり保守管理業務を行うものとする。

ア 故障等の有無に関わらず、本仕様書に定める設備の点検・清掃・修復・保守及び調整を実施し、各設備の障害予防並びに機能維持に努めるものとする。

イ システムに係るソフトウェア及びデータの保守管理業務については、次に定める項目について、計画的に点検調整を実施し、各設備の障害予防並びに機能維持に努めるものとする。

- ① 質問に対する回答
- ② データ修復作業
- ③ 機能強化等の情報提供
- ④ 障害修正版システムの提供、インストール等
- ⑤ 法改正に対応したシステム改修
- ⑥ システム再インストール支援
- ⑦ 甲が実施するデータメンテナンス装置による地図データ及び走行経路検索機能のデータ修正以外の車両運用端末装置、自動出動指定装置、並びに地図等検索装置に
関係する重要項目の変更作業
- ⑧ データ設定変更等
 - a 人事異動等による机の配置換えに伴う電話及び端末等の移設

- b 車両呼出名称変更に伴う車両銘板の作成及びデータ変更
- c 組織改編等に伴うデータ変更
- d 車両AVM装置ナビタイム道路地図データ変更
- e 情報系のデータ変更作業（但し、以下は除く。）
 - (ア) 情報系 マスタ名
 - (イ) 情報系 車両マスタ
 - (ウ) 支援系 マスタ名
 - (エ) 支援系 指令台連携マスタ（指令台の車両マスタが変更になった場合の、
OAシステムの車両マスタへの連携）

ウ 定期保守の実施時期については、重要設備は年2回、その他設備は年1回とし、指令装置の振り分けについては、定期保守実施月の前月末までに、実施月の作業日程表を甲に提出し了承を得るとともに、定期点検月はSE立会による保守作業とし、詳細な日程については、甲と協議のうえ決定するものとする。

なお、点検なしの装置については、定期保守は実施しないが、障害発生時のリモート保守、緊急保守等には対応するものとする。

エ 定期保守の時間帯については、原則として土曜日、日曜日及び祝祭日を除く午前9時00分から午後5時00分までの時間とする。

(2) リモート保守

指令センター設備の主要装置及び各種システムに係るソフトウェアの障害発生及び機能状態を公衆回線等を通じ常時監視するとともに、障害の早期発見・復旧、処置方法の確認及び連絡等が円滑に実施できるようにすること。

なお、リモート保守にあつては、常時オンラインではなく、担当者の認証を設定する等十分なセキュリティ対策を講ずることとし、リモート保守に利用する電話回線の利用料は乙の負担とする。

ア 指令系システムへのリモート保守回線を構築すること。

イ 支援系システムへのリモート保守回線を構築すること。

(3) 緊急保守

本仕様書に定める設備並びにシステムに係るソフトウェア及びデータに障害が発生したときの緊急保守は次のとおりとする。

ア 甲の要請により、保守管理業務に精通した十分な知識、技術及び経験を有する熟練した優秀な技術者を派遣し、障害の修復に努めるものとする。

イ 障害が長期にわたり指令管制業務に支障をきたす場合、何らかの応急処置を講ずるとともに、速やかに甲に申し出るものとする。

ウ 障害時の連絡については、電話又はFAXにて行うものとする。

エ リモートメンテナンスでの対応が可能なこと。

(4) ソフトウェアに関する保守

ソフトウェアに対する定期的な適合試験・緊急時障害修復・障害情報管理・システム

改善整備を実施し、ソフトを常に最良の状態に維持すること。

ア 保守業務の実施

- ① 保守業務は、本仕様書によるほか、各ソフトウェアに仕様許諾契約等がある場合、それに従い誠意をもって実施すること。
- ② 保守業務は、ソフトウェアの特殊性及び重要性を考慮し、それに適した人材機材をもって実施すること。
- ③ 国の統計の変更に伴う改修を行うこと。

イ 保守業務範囲

概要を示すものであり、詳細は協議のうえ、甲に従うものとする。

- ① 業務ソフトの予防・緊急保守
 - a データ整理及び調整
 - b 情報の収集及び調整
 - c 診断及び修正
- ② 保守管理支援
 - a 障害情報管理
 - b 障害情報提出
 - c 保守に関する定期調整会等の立案
- ③ システム運用支援
 - a 稼働状況調査及び報告書作成
 - b システム調整
 - c 運用指導
 - d ソフトウェアの軽微な改修

ウ 種別

- ① アプリケーション保守
- ② 制御部分保守
- ③ システム管理
- ④ 地図データメンテナンス（コンバート含む。）

(5) その他保守

甲の運用支援として、ソフトウェアを含む各装置の操作に関する質問等に対して技術員の派遣又は電話対応、書面での回答等を行うものとする。

(6) 保守対応時間

リモート保守、緊急保守及びその他保守の対応時間の定義は以下のとおりとする。

ア 「24時間対応」とは、1年を通じて24時間体制とする。

イ 「平日対応」とは、土曜、日曜、祝日及び年末年始を除く日の午前9時00分から午後5時00分までの間とする。

4 保守体制

円滑な保守管理業務を実施するために必要な平日・休日・祝日・夜間における保守体制を確立させ、その連絡網を書面で甲に提出し、承認を得るとともに、定期保守を除く緊急保守及びその他保守の受付は、1年を通じて24時間受付可能な体制とすること。

また、リモート保守、緊急保守、ソフトウェアに関する保守及びその他保守を実施する場合は、当該受付窓口又は関係部署から甲に修復作業日時又は質問に対する回答日時等を連絡し、了承を得ること。

5 経費の負担区分

保守管理業務を行うにあたって、必要な消耗品の負担区分については、次のとおりとする。

なお、保守管理業務は、指令管制業務を維持するうえで重要な業務であり、契約不適合責任期間満了後も継続する必要があるため、本仕様書により契約不適合責任期間満了後の保守管理業務委託費について定めるものであり、(2)「契約不適合責任期間満了後における負担区分」のア「甲が負担するもの」の①、②及びイ「乙が負担するもの」の①、②、③、④に定める項目については、指令センター設備の落札額の4%を目途に別途保守管理業務委託契約を締結すること。

(1) 契約不適合責任期間における負担区分

ア 甲が負担するもの

- ① 保守管理業務（定期保守等）に要する電力
- ② 通常運用において使用する消耗品
 - a 各種メディア（磁気ディスク、光ディスク等）
 - b プリンタ用紙
 - c プリンタインクトナー
 - d その他消耗品（甲が承諾したものに限る。）

イ 乙が負担するもの

- ① 定期保守、リモート保守、緊急保守、ソフトウェアに関する保守、その他保守に関する費用
- ② データ設定変更費用
- ③ 保守点検作業に必要な消耗品（工具・ウェス・オイル類）
- ④ 点検・修理等の労務費（旅費・宿泊費等を含む。）
- ⑤ 修理部品全般
- ⑥ 廃棄部品の処分費用

(2) 契約不適合責任期間満了後における負担区分

契約不適合責任期間満了後については、甲と本仕様書に基づき、別途保守契約を締結するものとするが、契約不適合責任期間満了後においても乙の責任によるものと認めるときは、甲乙協議のうえ、無償修理・無償対応とする。

また、次年度以降の保守契約については、本仕様書に基づき締結した初回時の保守管理業務委託費を基本額とし、乙の都合による増額は認めない。

ただし、装置等の老朽化による対象除外により生じる保守管理業務委託費の減額及び保守管理業務に必要な機器・部品等の価格変動により生じる保守管理業務委託費の増減等、社会通念上、やむを得ないと判断されるものについては、当該事象が発生する前年度当初に書面により、甲へ提出し了承を得ること。

なお、契約不適合責任期間満了後に実施する気象情報収集装置の特別点検にかかる費用、セキュリティソフトの更新費用及びオペレーションシステムのバージョンアップ費用については、実施年度の保守管理業務委託費に追加計上すること。

ア 甲が負担するもの

- ① 定期保守、リモート保守、緊急保守、ソフトウェアに関する保守、その他保守に関する費用
- ② データ設定変更費用
- ③ 保守管理業務（定期保守等）に要する電力
- ④ 通常運用において使用する消耗品
 - a 各種メディア（磁気ディスク、光ディスク等）
 - b プリンタ用紙
 - c プリンタインクトナー
 - d その他使用消耗品（当消防本部が承諾したものに限る。）
- ⑤ 電源設備の更新

電源設備（無停電電源装置、直流電源装置及び本仕様書に定める機器に内蔵している蓄電池）については、その使用可否にかかわらず、甲乙協議により決定した耐用時間（期間）を経過すれば更新するものとし、更新にかかる費用は、実施前年度当初に職員へ書面等により報告し、必要に応じて見積書等を提出するとともに、更新年度の保守管理業務委託費に追加計上とする。

なお、更新については、定期保守、緊急保守等の一連の作業内での対応となるため、更新に要した部品購入費のみ発生するものとし、労務費及び交換した廃棄部品の処分費用等は保守管理業務委託費に含むものとする。
- ⑥ 老朽化に伴うオーバーホール又はこれに準ずる作業

事前にオーバーホール等の実施時期等の計画書を甲に提出し、機器の作動状況、運用年数及び耐用年数等から判断し、甲が了承したものに限る。
- ⑦ 気象情報収集装置の気象業務法第28条の規定による特別点検にかかる費用

特別点検にかかる費用については、実施前年度当初に職員へ書面等により報告し、必要に応じて見積書等を提出するとともに、実施年度の保守管理業務委託費に追加計上とする。
- ⑧ セキュリティソフトの更新

本仕様書に定める設備のパーソナルコンピュータ等に導入するセキュリティソフト

については、契約期間を満了することなく、乙において適切な時期にライセンス更新手続きを実施するものとする。

なお、更新については定期保守での対応となるため更新費用のみ発生するものとし、労務費等は保守管理業務委託費に含むものとする。

また、セキュリティソフトの更新にかかる費用については、実施前年度当初に職員へ書面等により報告し、必要に応じて見積書等を提出するとともに、更新年度の保守管理業務委託費に追加計上とする。

⑨ オペレーションシステム及びオフィスソフトのバージョンアップ

オペレーションシステム及び Microsoft のオフィスソフトについては、提供事業者におけるサポート終了前に、乙において適切な時期にバージョンアップを実施するものとする。

なお、更新については定期保守での対応となるため更新費用のみ発生するものとし、労務費等は保守管理業務委託費に含むものとする。

また、バージョンアップにかかる費用については、実施前年度当初に発注者へ書面等により報告し、必要に応じて見積書等を提出するとともに、バージョンアップ年度の保守管理業務委託費に追加計上とする。

イ 乙が負担するもの

- ① 保守点検作業に必要な消耗品（工具・ウェス・オイル類）
- ② 点検・修理等の労務費（旅費・宿泊費等を含む。）
- ③ 地震・落雷等の自然災害による応急対応費
- ④ 保守管理業務により必要となる交換部品購入費、労務費及び交換した廃棄部品の処分費用

また、当該部品の製造中止、在庫部品の調達困難となった場合は予備品等を現状と同等、若しくはそれ以上良質なものに変更することを基本とする。

- ⑤ 甲が負担する摩耗及び劣化部品以外の修理部品全般

6 障害原因の追究、報告及び点検報告書の提出

(1) 定期保守作業中に発見した障害修理

定期保守作業中に障害が認められたときは、障害調査を実施し、必要な措置を講ずるとともに、乙が所持する作業報告書等、甲の承認を受けた様式に基づき報告すること。

なお、処置が必要な障害については、口頭で指令員に事前報告し、協議のうえ、修復作業を行うこと。

(2) 障害原因の追求

障害修復作業は、指令員の立会いのもと原因を追求し、修復作業を行うとともに、同様の故障の再発を防止するよう努めること。

また、修復作業中において、指令員に対し定期的に途中経過を説明するとともに、完了時には最終結果を報告すること。

(3) 故障部品及び装置の所有権

障害修復に使用する代替品及び装置は乙の保守用品を使用するが、この保守用品と交換した故障品は全て乙に帰属する。

(4) 西日本電信電話株式会社等の回線障害に関連する故障措置

西日本電信電話株式会社等の回線に関するシステム機能に障害が発生した場合は、回線と機器間の切分け調査及び必要な措置を講ずるものとする。

(5) 保守管理業務の実施に関して事故が発生し又は発生する恐れがあるときは、直ちに指令員に通知するとともに、これに対する十分な措置を講ずること。

(6) 仕様書に定める方法以外で、保守管理業務を実施する必要があると認めるとき又は保守管理業務に付随して実施する必要があると認めるときは、直ちにその旨を指令員に報告し、その指示に従うこと。

(7) 報告書の提出

定期保守が完了したときは、指令員の確認を受け、乙が定めた定期点検実施報告書等、甲の承認を受けた様式を定期保守完了日から30日以内に提出すること。

また、緊急保守等による修復作業が完了したときは、指令員の確認を受け、乙が所持する作業報告書等、甲の承認を受けた様式を緊急保守等完了日から7日以内に提出すること。

7 使用器具及び予備品

保守管理業務に必要とする工具、測定器及び予備品は原則として乙の負担によるものとする。

ただし、乙から要請があった場合は、甲の所有する器具類及び予備品を必要に応じて貸与、若しくは使用について協力するものとする。

なお、貸与、若しくは使用した器具類及び代替品を乙が損傷又は紛失した場合は、乙が弁償するものとする。

8 技術的変更

乙が実施することが適切であると判断された技術的変更は、甲の了承を得て行うものとする。

なお、各種システムに係るソフトウェアの技術的変更及び装置に欠陥や不具合等が判明した場合の改修、交換に係る費用は、保守管理業務委託費に含まれるものとし、これに伴うシステムの図書類の内容修正、官公庁等への許認可、届出等が必要なものは乙の負担により、遅滞なく行うものとする。

ただし、本仕様書に定める設備の機能向上を目的とした技術的変更については、改修内容を記載した書面及び見積書を提出するものとし、甲が承諾した場合は、改修方法等について別途協議するものとする。

9 除外事項

次に定める事項は、保守管理業務に含まない。

- (1) 機器の移設、増設及び撤去に関する作業並びに立会い
- (2) 機器の改造に伴うソフトウェアの改修、変更及び追加
- (3) 甲の不適切な機器の使用又は取扱いによる故障修復
- (4) 乙の提供外の装置の保守と修復
- (5) 地震・落雷等の自然災害による故障対応の際の部品代
- (6) O R I O N 連携に変更が生じた場合の対応費用
- (7) 車両呼出名称変更に伴うデータ変更作業費（デジタル無線装置名称）
- (8) 使用する地図データ等の更新費用

10 据付場所の整備

装置導入時に指定された装置環境条件（入力電源、温湿度、塵埃、振動、電界、磁気、装置に有害な塩気、有酸ガス等）を常に維持できるよう点検、整備を行い、据付場所が変更となった場合においても、当該据付場所の環境条件の整備維持を行うものとする。

なお、条件を満たさない設置環境での使用における障害は、除外事項に該当するものとする。